吉野東中学校校舎増築その他本体工事

図面リスト

意匠図						構造図			
A－01	図面リスト	A－21	１階平面詳細図	K－01	解体部分矩計図、立面図、床伏図	S－01	構造設計特記仕様（１）	S－21	架構配筋図
A－02	建築工事特記仕様書 5-1	A－22	２～４階平面詳細図			S－02	構造設計特記仕様（２）		
A－03	建築工事特記仕様書 5-2	A－23	展開図（1）			S－03	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）		
A－04	建築工事特記仕様書 5-3	A－24	展開図（2）			S－04	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（２）		
A－05	建築工事特記仕様書 5-4	A－25	展開図（3）			S－05	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（３）		
A－06	建築工事特記仕様書 5-5	A－26	建具キープラン			S－06	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（４）		
A－07	関係法令適用リスト	A－27	建具表			S－07	ボーリング柱状図		
A－08	建築基準法チェック図	A－28	天井伏図			S－08	杭伏図		
A－09	工事区分表	A－29	壁仕様、サイン等キープラン図			S－09	基礎伏図、１階床伏図		
A－10	建築概要、付近見取図、配置図	A－30	家具詳細図			S－10	基礎リスト		
A－11	面積算定図	A－31	部分詳細図（1）			S－11	基礎梁リスト		
A－12	仕上表	A－32	部分詳細図（2）			S－12	各階伏図（1）		
A－13	ピット平面図、１階平面図	A－33	SWP（学校間仕切）詳細図			S－13	各階伏図（2）		
A－14	２、３階平面図	A－34	ELV詳細図（1）			S－14	軸組図（1）		
A－15	４階平面図、屋根伏図	A－35	ELV詳細図（2）			S－15	軸組図（2）		
A－16	立面図	A－36	ELV詳細図（3）			S－16	柱リスト		
A－17	断面図	A－37	外構撤去改修図（1）			S－17	梁リスト（1）		
A－18	矩計図（1）	A－38	外構撤去改修図（2）			S－18	梁リスト（2）		
A－19	矩計図（2）					S－19	壁リスト、スラブリスト		
A－20	矩計図（3）					S－20	雑配筋図		

㈲新建築設計事務所
一級建築士　第　123921　号
黒木　博幸

吉野東中学校校舎増築その他本体工事		
図面リスト	NO, SCALE	A-01
鹿児島市建設局建築部建築課		

建　築　工　事　特　記　仕　様　書

Ⅰ.工　事　概　要

1. 工　事　名　称　　吉野東中学校校舎増築その他本体工事
2. 工　事　場　所　　鹿児島市吉野町5003番地
3. 工　事　種　目　　（・新築　⊙増築　・改築　・改修　・その他 ）
4. 工　事　期　間　　令和　8　年　3　月　19　日まで

Ⅱ.建　築　工　事　仕　様

○ 1. 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編)(令和4年版)、「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編)(令和4年版)及び「公共建築木造工事標準仕様書」(令和4年版)による。

○ 2. 特記事項の適用は次のとおりとする。
1) 項目は ○ 印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は ⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印の付かない場合は、※ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印と ◎ の付いた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の( )内表示番号は、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)の当該項目、当該図、又は当該表を示す。
4) 形状寸法の単位は、特記なきかぎりミリメートルとする。

Ⅲ.一　般　事　項

適用	特　記　事　項
○	1. 本工事は鹿児島市建設工事請負契約書に基づき、施工するものとする
○	2. 前払金　※請求することができる　⊙請負代金額の10分の4の前払金の支払いを令和6年度中に請求すること
○	3. 中間前金払 1) 請負金額が100万円以上で年度内に完成する工事は，契約時において中間前金払か部分払かのいずれかを選択すること。 なお，契約に当たり部分払をすることを選択した場合には，中間前金払は行わない。 2) 中間前金払を受けるための要件(全て満たすこと。) ｱ) 請負金額の10分の4の前金払がなされていること。 ｲ) 工期の2分の1を経過していること。 ｳ) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施するべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 ｴ) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。 3) 中間前払金の割合について 請負代金の10分の2以内とする。ただし，中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金の額の10分の6を超えてはならないものとする。
○	4. 部分払　部分払については、鹿児島市契約規則による。
○	5. 部分払対象品目 工事の出来形部分並びに、工事現場に搬入した工事材料のうち、次の工事に含まれるものは部分払いの対象とする。ただし、監督員の検査に合格したものであって確認写真及び出来高等の確認ができるものに限る。 1.仮設工事　2.土工事　3.地業工事　4.鉄筋工事　5.ｺﾝｸﾘｰﾄ工事　6.鉄骨工事　7.ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事 8.防水工事　9.石工事　10.ﾀｲﾙ工事　11.木工事　12.屋根及びとい工事　13.金属工事　14.左官工事　15.建具工事 16.ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事　17.塗装工事　18.内装工事　19.ﾕﾆｯﾄ及びその他の工事　20.排水工事　21.舗装工事　22.植栽及び屋上緑化工事
○	6. 火災保険等 請負契約締結後速やかに次の工事保険に加入し、証券又はこれに代わるもの(保険証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。 保証期間は工期後満21日間(24時)までとする。 ※ 火災保険等(工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)等に生じる損害を填補) (※ 火災等　※ 工事材料等の盗難等　・その他(　　)に対応したものを含むこと。) ※ 請負業者賠償責任保険(工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補) なお、上記の保険内容が含まれる火災保険、建設工事保険、組立保険等でも可とする。 その場合、保険証券等により保険内容が確認できるものであること。
	7 住宅瑕疵担保履行法について 受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うものとする。なお、保険加入の場合は、着工前に保険法人に申し込む必要があるので注意すること。
○	8. 契約不適合担保責任検査 契約不適合担保責任(鹿児島市建設工事請負契約書第41条)の確実な履行を図るため、受注者は、契約不適合責任期間の満了前に、受注者の負担で、契約不適合担保責任検査を実施すること。受注者は、発注者から契約不適合担保責任検査実施の通知を受けた場合は、発注者の指定する方法により速やかに契約不適合担保責任検査の実施日及び報告書提出日を回答したうえで、契約不適合担保責任検査を実施し、その結果を報告すること。なお、履行の追完方法は発注者と協議のうえ、実施すること。
○	9. 施工体制台帳の提出等 1) 建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。 2) 工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の各号の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。 (1)伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務　(2)土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務 (3)工事現場の警備(交通誘導を含む)を行う業務　(4)その他監督職員が記載を指示した業務等
○	10. 環境基本計画 1) 本工事に伴う環境への影響を抑制するため、工事車両通行往復ルートの分別、交通整理員の配置、走行速度の制限、ルートの設定等の対策を講じること。 2) 本工事に使用する建設機械については、原則として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第10条第1項に基づく環境物品等調達方針に適合するものを使用すること。 3) 本工事に伴い提出する関係書類については、可能な限り、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第10条第1項に基づく環境物品等調達方針適合製品又はエコマーク製品、グリーンマーク製品などの環境ラベリング製品を使用すること。 4) 本工事に伴い提出する関係書類については、写真やメーカー提出の資料等、両面印刷では支障を生ずるものは除き、可能な限り、両面印刷すること。 5) 工事に伴い発生する廃棄物については、缶・ビン、ペットボトル、プラスチック容器類を搬出しやすいような分別ボックスの設置スペース又は分別ヤードを設置するなどして、分別の徹底及びリサイクルに努めること。
○	11. 排出ガス対策型建設機械の使用について 本工事において以下の対象機種を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械又は「排出ガス浄化装置」装着機械の使用を原則とする。ただし、①リース業者等が対策型建設機械を供給できない場合、②自社で未対策型建設機械を保有し対策型建設機械を使用することが妥当でない場合等は、監督員との協議により、未対策型建設機械を使用してもよいものとする。 (1)バックホウ　(2)ホイールローダ　(3)ブルドーザ　(4)発動発電機　(5)空気圧縮機　(6)油圧ユニット　(7)ローラ類 (8)ラフテレーンクレーン なお、排出ガス対策型建設機械又は「排出ガス浄化装置」装着機械の使用の有無を施工計画書に明示すること。
○	12. 低騒音型建設機械の使用の原則化について 本工事は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年建設省経機発第58号)に基づき「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年建設省告示第1536号)により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。 なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示すること。
○	13. ダンプトラック等による過積載等の防止について 1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。 2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。 4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。 5)「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 7) 1)から6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

適用	特　記　事　項
○	14. 産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面備え付けについて 両側面に「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」及び「排出事業者名」を表示するとともに、その運搬車に「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であることを証する書面」を備え付けること。 [表示例]　産業廃棄物収集運搬車　←140ポイント(おおむね縦横50mm)以上の識別しやすい色の文字及び数字 ○○株式会社　←90ポイント(おおむね縦横30mm)以上の識別しやすい色の文字及び数字 なお、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集又は運搬させる場合には、別途「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に基づく、表示規定によること。
○	15. 内装仕上に使用する材料等の選定について 1) ホルムアルデヒドを発散する建材については、F☆☆☆☆の規格に適合すること。 ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議し、承諾を得ること。 対象となる材料(居室に使用する内装材、並びに、造り付け木製家具) 木質建材(合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDF等)、壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、接着剤、仕上塗材等 2) クロルピリホスについて クロルピリホスを添加しないこと。 クロルピリホスを添加した材料でないこと。 3) 建築材料の種別、種類、数量、及び面積等について 必要書類等 ｱ) 施工計画書提出時に、JIS、JASの表示、又は、国土交通大臣認定書の写し等を添付し監督員の承諾を得ること。 ｲ) 材料搬入時に表示等の確認をし、記録写真を提出すること。 ｳ) 工事終了後に、内装仕上部分を写した写真を提出すること。 ※ 塗料は、ホルマリン不検出のもので、水性形のものとする。(水廻り及び湿度の高い箇所を除く) ただし、有機溶剤系塗料を使用する場合は、トルエンやキシレンの放散が極力小さいものとする。
○	16. 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合について 1) 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下の要件を満たす場合には、工事請負契約第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。 ｱ) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 ｲ) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間 ｳ) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 ｴ) 前3号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間 2) 発注者への報告 上記1)の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。
	17. 現場代理人の兼任について 1) 現場代理人の兼任を認める工事 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の ｱ)から ｵ)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。 ｱ) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が8，000万円未満であること。 ※設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が8，000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。(現場代理人の負担軽減措置) その場合は、「現場代理人等変更通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。 ｲ) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。 ｳ) 兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲 ｴ) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。 ｵ) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。 2) 手続き 現場代理人の兼任を行う場合には、兼任(変更)申請書を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等変更通知書により、発注者に通知すること。なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。 3) 受注者に対する措置請求 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置を取るべきことを請求するものとする。
○	18. 低入札価格調査に基づく措置について 低入札価格調査基準価格未満の価格での受注者に対しては、次に掲げる措置を講じるものとする。 1) 施工体制の強化 ｱ) 低入札価格調査の対象となった工事(以下「調査対象工事」という。)には、専任の主任技術者等を配置すること。 ｲ) 調査対象工事を施工する場合において、契約日の属する年度及びその前年度に完成した工事に関し、次のいずれかに該当する場合は、配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1人配置すること。 a) 65点未満の工事成績評定を通知された場合 b) 工事請負契約書に基づき修補又は損害賠償を請求された場合 c) 品質管理・安全管理に関し、指名停止又は書面による警告・注意の喚起を受けた場合 d) 自らに起因して工期を大幅に遅らせた場合 2) 監督体制の強化 ｱ) 受注者は、施工体制台帳を提出し、その内容についてのヒアリングを求められたときはこれに応じなければならない。 ｲ) 受注者は、特記仕様書に基づく施工計画書を提出し、その内容についてのヒアリングを求められたときはこれに応じなければならない。
○	19.「快適トイレ」の試行について 1) 本工事は、建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。 2) 受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。 3) 快適トイレを設置する場合は、「建設現場における「快適トイレ」設置の試行の改定について(令和3年7月26日付け鹿児島市建設局通知)」に基づき行うものとする。なお、通知は鹿児島市ホームページから入手できる。
○	20. 枠組足場の設置について 枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)によるものとする。 なお、これにより難い場合は、監督員と協議の上、決定することとする。
○	21. 交通誘導員について 本工事の交通誘導員の編成人員は、見積関覧書によるものとするが、交通管理者等との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。 また、受注者は工事着手前に、実施工程に対応した配置予定図と配置予定時間を施工計画書に記載しなければならない。
○	22. 地下工事について 地下室等(地下工作物)がある場合等は、周辺地盤や地下水への影響について、建設場所や建物の規模などを考慮した上で観測体制を含めた施工をすること。施工の際は周辺環境に配慮しながら地下水等の観測を行い、異常が生じた場合は必要な措置を行うこと。 建設場所毎の事前調査等は事前に打合せを行い遺漏のないようにすること。
○	23. 杭打ち・地盤改良工事について 地下水汚濁への影響などについては事前調査を行い(近隣に井戸がある場合や中間に逸水層がある場合)、工法について施工計画段階で検討し、施工の際は十分に注意しながら施工を行い異常が生じた場合には必要な措置を行うこと。
○	24. 周辺住民への説明等について 工事現場の周辺住民に対しては、事前に十分な工事内容の説明(作業時間、工法、期間等)を行い協力を得られるように努めるとともに、工事期間中は迷惑、紛争等のないように十分注意すること。 (近隣住民から相談・苦情の申立て等があった場合には誠意をもって、速やかに対処すること。)
○	25. 本工事は公共工事であることを十分認識し、工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、速やかに行うとともに、安全管理を含む諸管理に十分留意して作業を行うこと。

適用	特　記　事　項
○	26. ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の般出入に当っては、以下の項目を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、棲息状況等の調査報告書を監督員に提出し、まん延防止対策を講ずること。(※発生地については、鹿児島市ホームページで確認すること。) 1) 原則、土・樹木等は、発生地区からの搬出を極力おさえ、廃棄木材については、産業廃棄物の取扱いが可能な焼却施設にて、焼却処理を行うこと。 2) 工事区域周辺部への拡散防止のため、周辺部に薬剤散布等の措置を行うこと。 3) やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合は、薬剤処理・薫蒸後、搬出を行うこと。 4) 発生地区に搬入した建設機材等は、付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出を行うこと。 5) 未発生地区においても、発生地区からの土・樹木等の搬入や、建設機材の移動等があった場合は、1)～4)の措置が講じられているかを確認すること。
○	27. 本工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、道路交通法及び建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い適切に処理すること。また、必要な届出等は滞りなく行うこと。
○	28. 工事現場及びその周囲は危険防止に十分注意し工事を行い、現場周辺の公共物(特に側溝等)の維持管理及び地域住民、通行人への危害防止に万全を期すること。万一事故の起きた場合、受注者が復旧し、又、補償をするものとする。
○	29. 工事現場への通行、諸運搬にあたっては、特に現場周辺の住民・通行人及び児童・生徒等への危害防止に万全を期すること。
○	30. 工事現場内での火気責任者を定め、火気の取扱いには十分注意すること。
○	31. 工事において支障物件がある場合は、その処理方法等は監督員との協議による。
○	32. 工事現場の快適な作業環境を確保するため、受注者事務所、監督員事務所、従業員休憩所、便所等は関係法令に従い、適切な材料・構造などのものとすること。
○	33. 本工事の施工に際しては、地場産業育成の立場から、できるだけ市内の専門業者や作業員を活用し、資材についても市内業者から購入し、使用するよう努めること。
○	34. 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、工事現場の見やすいところに掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)して公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。また、その実施状況を記録した実施書を完成書類に含めて提出するものとする。
○	35. 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
○	36. 暴力団関係者等による不当介入を受けた場合の措置 暴力団関係者等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
○	37. 駐車場は建設業者の責任において確保し、周辺道路上への駐車は絶対に行わないこと。
○	38. 工事現場隣接家屋について、事前に状況調査(建物の実情)を実施し写真等記録に残すこと。調査範囲は監督員と打合せをすること。 また、工事完了後家屋、構造物に被害不具合等の申出があった場合は、速やかな対応をすること。
○	39. 本工事に伴いスラブに設ける墨出し用の開口部については、建築基準法を満足する工法で確実に塞ぐこと。
○	40. 工事完成写真の仕様について 1) インク、用紙等は普通の使用条件のもとで、5年程度で顕著な劣化が生じないものとすること。 2) カラー写真(ネガフィルムタイプ)と電子媒体による写真の混合管理は行わないこと。 3) 完成検査若しくは、工事目的物引渡完了後5年間写真管理に利用した電子媒体を保管すること。
○	41. 再生資材(再生クラッシャラン等)については、再資源化施設製造のものを使用すること。
○	42. 法定外労災保険の付保等について 1)法定外の労災保険の付保 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 なお、当該保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるもの(保険証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。 保証期間は工期後満21日間(24時)までとする。 2)墜落制止用器具の使用について 高さが2m以上の作業床がない箇所、または作業床の端・開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所における作業については、労働者の危険を防止する手段として、墜落制止用器具の使用を講じること。
○	43. 営繕工事における週休2日試行工事について 1)本工事は、営繕工事における週休2日試行工事の対象である。 2)試行に当たっては、「営繕工事における週休2日試行工事実施要領(令和6年5月7日施行)(以下、「実施要領」という。)」に基づき行うものとする。なお、実施要領は鹿児島市ホームページから入手できる。
○	44. 電子納品 1)本工事は、電子納品試行対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島市電子納品運用ガイドライン(案)【建築・設備編】(以下、ガイドラインという。)」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。 2)ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD－R又はDVD－R)で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
○	45. 架空線の防護措置について 架空線の防護措置における防護管設置については、受注者が架空線管理者と協議するものとし、防護管設置の必要があるとされた場合は、監督員と協議により設計変更の対象とする。
○	46. 施工体制点検等への協力 請負代金額が4，000万円(建築一式工事は8，000万円)以上の工事においては、「鹿児島市施工体制点検要領」に基づく点検を、また請負代金額が4，000万円(建築一式工事は8，000万円)未満の建設工事の下請契約を締結した工事においては、同要領の枠組外における「一括下請負に関する確認」を実施するので、受注者はこれに協力すること。
○	47. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出 工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録(E票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表)を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。 ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。 電子マニフェストの場合は，受渡確認表の写しを添付すること。
○	48. 監理技術者等の途中交代 監理技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、疾病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。 1)受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 2)橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点 3)ダム、トンネル等大規模な工事で1つの契約工期が多年に及ぶ場合 上記の場合にあっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。
○	49. 監理技術者等の途中交代の試行について 本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、監理技術者又は主任技術者の途中交代を認める試行工事である。 1)工程上一定の区切りと認められる時点とは、品質管理・出来形管理が必要な工事目的物の施工が完了した時点とし、仮設備の撤去、後片付け及び検査等を行う期間は、監理技術者等の途中交代を認めることとする。 2)受注者と発注者が協議し、工事の継続性、安全管理、工程等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。なお、総合評価落札方式の場合は、当該工事の入札契約手続きにおける競争参加資格を満足する者を配置しなければならない。
○	50. 公共工事における現場一斉閉所の実施について 受注者は、公共工事における現場一斉閉所の実施に協力するものとする。なお、現場閉所の実施への協力は、受注者の判断によるもの(任意)とし、実施の有無等について発注者への報告は必要ないものとする。なお、県ホームページに本取組みに係るチラシを掲載しているので確認のこと。

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事	
	建築工事特記仕様書　5－1	A－02
	鹿児島市建設局建築部建築課 Ver.R60507	

章	適用	項目	特記事項
1 各章共通事項	○	1. 適用基準等	⊙ 建築工事標準詳細図 ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和４年版） ・敷地調査共通仕様書 ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和元年版） ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） ⊙ 営繕工事写真撮影要領(平成31年版)・同解説 ⊙ 工事写真撮影ガイドブック(建築工事及び解体工事編) ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針 ： 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定 ・営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領 ： 関東地方建設局営繕部作成
	○	2. 電気保安技術者	※適用する (1. 3. 3)
		3. 施工条件	(1. 3. 5)
	○	4. 技能士	⊙ 鉄筋施工(鉄筋組立作業) ⊙ ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工 ⊙ 型枠施工 ⊙ とび ・ﾌﾞﾛｯｸ建築 (1. 5. 2) ・鉄工(・構造物鉄工作業 ・製缶作業) ・ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ施工 ・石材施工(石張り作業) ・防水施工(・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ⊙ ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗装防水工事作業) ・ﾀｲﾙ張り ⊙ 建築大工 ・かわらぶき ・建築板金(内外装板金作業) ⊙ 左官 ⊙ ｻｯｼ施工 ⊙ ｶﾞﾗｽ施工 ・ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工 ⊙ 建具製作(⊙ 木製建具 手加工作業 ・ｱﾙﾐ製室内建具製作作業 ・木製建具 機械加工作業) ⊙ 内装仕上げ施工(⊙ ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業 ⊙ 鋼製下地工事作業 ⊙ ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業) ⊙ 塗装(建築塗装作業) ・畳製作 ・表装 ・造園 ・熱絶縁施工(吹付硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱工事作業) ・樹脂接着剤注入施工
	○	5. 工事実績情報の登録	受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、 (1. 1. 4) 工事実績情報ｼｽﾃﾑ(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「通知書」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、(一財)日本建設情報総合ｾﾝﾀｰに登録しなければならない。 また、登録完了後は、(一財)日本建設情報総合ｾﾝﾀｰ発行の「登録内容確認書」を、監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 (ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日は含まない)
	○	6. 建築材料等	本工事に使用する建築材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(最新版)」による。また、評価を受けたものを使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出し、その確認をもって、品質・性能の確認があったものとすることができる。
	○	7. 特別な材料の工法	建築工事共通仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
	○	8. 発生材の処理等	建設副産物の処理 (1. 3. 11) 1. 本工事より発生する建設副産物については、再生資源の活用を行うことを原則とし、「廃棄物処理法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(ﾘｻｲｸﾙ法)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(「建設ﾘｻｲｸﾙ法)、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守するとともに、ﾏﾆﾌｪｽﾄｼｽﾃﾑにより適正処理を行うこと。 2. 建設発生土及び建設廃棄物にあたっては、建設副産物適正処理推進要綱や関係法令を遵守すること。 3. 建設発生土及び建設廃棄物処理に起因する災害及び苦情については、受注者の責任において処理すること。 4. 建設廃材処分場は、不燃物は最寄りの処分場、可燃物は最寄りの焼却施設とする。 5. 建設廃棄物のうち、再生資材として有効利用できるｺﾝｸﾘｰﾄ・ｱｽﾌｧﾙﾄ塊、金属くず、木くず等については、最寄りの再資源化施設(許可を受けた施設)へ搬出すること。 6. ﾏﾆﾌｪｽﾄ(管理票)の備考欄にせっこうﾎﾞｰﾄﾞの有無を明記するとともに、せっこうﾎﾞｰﾄﾞが含まれている場合は製造会社名等を明記すること。 7. 特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法は図示による。
	○	9. 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	○	10. 設備工事との取合い	施工範囲 図示した鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ梁の貫通孔及び鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ部で、補強を必要とする貫通孔、開口部の補強、壁、天井の仕上材、下地材の補強、駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作ｽｲｯﾁ並びに自動開閉装置取付け箇所の切込み及び補強は標準詳細図などのとおりとし、本工事とする。 なお、細部については監督員と協議する。 施工図 設備機器の位置、取合いなどの検討のできる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。
	○	11. 完成図等	・完成図等を提出する。 (1) 電子データ ⅰ) データ提出媒体:「CD－R」又は「DVD－R」とする。 ⅱ) データ保存形式: CADﾃﾞｰﾀ (国土交通省の「官庁営繕事業に係る電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ【営繕業務編】」のCADﾃﾞｰﾀ交換標準に対応したもの)及び画像ﾃﾞｰﾀ。 ただし、原則に依りがたい場合は、事前に監督員の承諾を得るものとする。 (2) 2つ折製本(A3判)2部を監督員に提出する。装丁や文字の仕上げについては監督員と協議。 ・保全に関する資料 部数1部(監督員の指定する様式) ・取扱い説明書 部数 部 (建設戸数＋2戸分)
	○	12. 工事写真	区分 / 分類 / 規格 / 撮影枚数 / 部数 / 原画の大きさ / 備考 ※着工前 / ※カラー ・ / ※L版程度 ・ / / ※1部 ・ / 24×36以上 / ※工事中 / ※カラー ・ / ※L版程度 ・ / / ※1部 ・ / 24×36以上 / ※完成時 / ※カラー ・ / ※L版程度 ・キャビネ版 / 枚 / ※1部 ・ / ・60×90以上 ・24×36以上 / 外観4面 主要内部 ・実績報告用写真(2部)を監督員に提出する。 着工前と完成時の外観4面及び完成時の主要内部その他監督員の指示する工種の状況及び完成写真、その他監督員の指示する工種の状況及び完成写真
	○	13. 竣工写真	竣工写真は下記業者の撮影とし、箇所及び方法については監督員の指示による。 撮影業者 ※監督員の承諾する撮影業者(ただし、建築竣工写真撮影の実績のある業者とする。) ・ 完成後(解体工事の場合は、着工前及び完成後)の航空写真及びその電子データを提出すること。 撮影業者 ※監督員の承諾する撮影業者(ただし、建築竣工写真撮影の実績のある業者とする。)
	○	14. 既存建物との取合い	工事中、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。
	○	15. 揮発性有機化合物の室内濃度の測定	揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告すること。 また、指針値を上回った場合は、引渡しをするまでの間、換気の繰り返し又はﾍﾞｰｸｱｳﾄ等により濃度の低下に努め、指針値以下になるようにすること。なお、住宅については「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の評価方法基準第5の6-3の(3)の定めにより測定等を行うこと。 測定対象 ・ 住宅 (建設戸数の1割以上(10戸未満の場合は1戸以上)で, 各住戸2室以上) ⊙ 非住宅 (測定対象室(保健室、普通教室(2～4階各1室) 測定項目 ・ 5項目(ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｽﾁﾚﾝ) ⊙ 6項目(上記5項目及びﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ)
	○	16. 部分使用	⊙ 有 (部分使用の場所等 既存棟昇降口)
		17. 指定部分	・ 有 (範囲、時期については監督員の指示による)

章	適用	項目	特記事項
1 各章共通事項	○	18. 品質計画	建築基準法により定められた風速 Vo(※38 ・) 地表面粗度区分 ・Ⅰ ・Ⅱ ⊙ Ⅲ ・Ⅳ 適用工種 ・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ ・ALCﾊﾟﾈﾙ ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事 ・防水工事 ・石工事 ・屋根及びとい工事 ・金属工事
		19. 住宅性能評価	・適用する ・しない 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準の下記項目ごとに示した等級基準を満たすこと。 性能評価項目 / 等級評価説明 / 等級 劣化の軽減 / 劣化対策等級(構造躯体等) / ※ 3 ・( ) 維持管理への配慮 / 維持管理対策等級 / ※ 2 ・( ) 温熱等級 / 省エネルギー対策等級 / ※ 4 ・( ) 空気環境 / ホルムアルデヒド対策 / ※ 3 ・( ) 音環境 / 重量床衝撃音対策等価損失等級(外壁開口部) / ※ 2 ・( ) 高齢者等への配慮 / 高齢者等配慮対策等級 / ※ 3 ・( )
2 仮設工事	○	1. 監督員事務所	※ 設ける(規模: ⊙ 1号(10㎡程度) ・2号(20㎡程度) ・3号(35㎡程度) ・4号(65㎡程度) (2. 3. 1) ・5号(100㎡程度) ・設けない ・ 仮設便所 ・ 工事用電話 ・ 設置する備品等の種類及び数量(監督員との協議による) 仕上げは下表を標準とする。 部位等 / 仕上げ 床 / 合板張り又はビニル床シート張り 内壁、天井 / 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルションペイント塗り 屋根 / 塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り
	○	2. 工事用水	構内既存の施設 ※ 利用できない ⊙ 利用できる (※有償 ・無償) 構内既存の給水設備を利用する場合は、水道局へ臨時給水の申請を行い、水道ﾒｰﾀｰを設置すること。
	○	3. 工事用電力	構内既存の施設 ※ 利用できない ・利用できる (※有償 ・無償)
	○	4. 敷地調査	平板、周辺設備マンホール等の取り合い。
	○	5. その他	※表示板の大きさ等: ※下図による。 設置位置は監督員との協議による。また, 取付けは, 強風等に対し安全な工法とする。 (参考例) 市章 150*150程度 ― シンボルマーク 150*150程度以上 工事名 ○○○○○○○○○新築本体工事 発注者 鹿児島市長 設計者 鹿児島市○○局○○部○○課 監理者 鹿児島市○○局○○部○○課 施工者 ○○○○建設株式会社 連絡先 ○○ 工 期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 900(600)程度 1800(900)程度
3 土工事	○	1. 埋戻し及び盛土	種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 (3. 2. 3)(表3. 2. 1) 各層厚さ ※300mm程度ごとに締め固める
	○	2. 地均し	工事完了後の整地は建物周囲2m程度の範囲について水はけよく地均しを行う。 (3. 2. 4) ただし、仮設等で使用した範囲については原形に復する。
	○	3. 建設発生土の処理	※(㈱北建)処分場へ搬出するものとする。その他処分場にて投棄処分を行う場合は、 (3. 2. 5) 必ず処理場変更願承諾申請書を提出し、監督員にその承諾を得るものとする。 ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構内指示の場所に敷き均し
	○	4. 山留め	・ 存置する ※ 存置しない (3. 3. 3)
4 地業工事	○	1. 砂利地業	材料 ⊙ 再生クラッシャラン ・ 切込砂利及び切込砕石 (4. 6. 2) 厚さ ※60 ⊙ (図示) (4. 6. 3)
	○	2. 砂地業	厚さ ※30 ・( ) (4. 6. 3)
	○	3. 捨コンクリート地業	厚さ ※50 ⊙ (図示) (4. 6. 2)(4. 6. 4)
	○	4. 床下防湿層	施工箇所 ※ 建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く) (4. 6. 2)(4. 6. 5) 材料 ※ ポリエチレンフィルム ・( ) 厚さ ※0.15 ・( ) 重ね合せ及び基礎梁際の折り下がりは、250mm程度とする。
5 鉄筋工事	○	1. 鉄筋の種類	※JISG3112 ・JIS3117 (5. 2. 1)(表5. 2. 1) 種類の記号 / 呼び名 (mm) ⊙ SD295 / D16以下 ⊙ SD345 / D19以上 ⊙ SD390 / D29以下 ・ ⊙高強度せん断補強筋(建築基準法第37条認定を受けたもの、種別、使用部位、加工: ( ) ※ 図面による
	○	2. 溶接金網	・鉄線の形状、網目寸法及び鉄線の径: ※ 図示による (5. 2. 2)
	○	3. 継手及び定着	柱及び梁の主筋 (※D19以上 ・) ・重ね継手 ※ガス圧接 (5. 3. 4) その他の鉄筋 (※D16以下 ・) ※重ね継手 ・( )
	○	4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	かぶり厚さは目地底から算定する。 (5. 3. 5) ※(表5. 3. 6)による ・構造特記仕様書による ・図示による ・耐久上不利な箇所及び鉄筋のかぶり厚さ 施工箇所 / 鉄筋のかぶり厚さ(mm)
	○	5. 帯筋	形の種別 ・H形 ・W－1形 ・SP形(ｽﾊﾟｲﾗﾙ筋) ・丸形 (別図2. 2)
	○	6. 最上階柱頭補強	※ 行う ・ 行わない
	○	7. 壁開口部の補強	一般壁 ・A形 ※B形 ・図示 (別図4. 3)(表4. 3)(表4. 4) 耐震壁 ※B形 ・図示
	○	8. 土間コンクリート補強	補強箇所 ⊙ 土間 ⊙ 大走り ・( )
	○	9. 梁貫通孔の補強形式	補強形式 ※H形 ・ (別図7. 1)(表7. 1～3)
	○	10. 圧接完了後の試験	検査方法 ・ 引張試験 ※ 超音波探傷試験 ※ 外観試験 (5. 4. 10)
	○	11. 各部配筋	図示のないものは、各部配筋参考図による。

章	適用	項目	特記事項
6 コンクリート工事	○	1. 一般事項	コンクリートの類別 ※Ⅰ類 ・Ⅱ類 (6. 2. 1) 気乾単位容積質量による種類 ・ 普通コンクリート ・ 軽量コンクリート (6. 2. 1) 設計基準強度(Fc) (6. 2. 2) 種別 / 普通コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm²) / 15 / 18 / 21 / 24 / 27 / 30 / 36 部品 / / 捨て・土間 / 躯体 / 躯体 / 躯体 / 躯体 / 軽量コンクリートの設計基準強度 Fc(N/mm²) ・15 ・18 ・21 ・24 ・27 ・( ) (6. 2. 2) ※ 構造体強度補正値(普通ポルトランドセメント) その他のセメント種類は(表6. 3. 2)による コンクリート打込みから材齢28日までの予想平均気温θの範囲(℃) / 0≦θ<8 / 8≦θ 構造体強度補正値(N/mm²) / 6 / 3 (6. 3. 2)
	○	2. コンクリートの品質	普通コンクリート気乾単位容積質量 ※ 2.3t/m3程度 ・( ) (6. 2. 3) スランプ (6. 2. 4) 打込み箇所 / 基礎、基礎梁、土間スラブ / 柱、梁、スラブ、壁 所要スランプ(cm) / ※ 15 ⊙ 18 ・ / ※ 18 ・ 部材の位置及び断面寸法の許容差並びにその測定方法 ※ 6. 2. 5(1) ・( ) (6. 2. 5) 合板使用打放し仕上げ種別 (6. 2. 5)(6. 8. 2) 種別 / 適用箇所 / JAS種別 / 合板厚さ / 塗装 ⊙ A種 / パラペット等 / ※ 表面加工品 ・B－C / ※12 ・15 / ※ 有 ・無 ⊙ B種 / A,C以外 / ・ 表面加工品 ※ B－C / ※12 ・15 / ・ 有 ※ 無 ⊙ C種 / 軒裏、場裏等 / ・ 表面加工品 ※ B－C / ※12 ・15 / ・ 有 ※ 無 平たんさ ※表6. 2. 5 ・( ) (6. 2. 5)
	○	3. コンクリートの材料	セメント ※普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ又は混合セメントのA種 ・( ) (6. 3. 1)(表6. 3. 1) ⊙ (高炉セメントB種)(適用箇所: 基礎) ・ 普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄは、JIS R 5210ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄに示された規定の他、右の規定に適合しなければならない。全ｱﾙｶﾘの算出は、JIS R 5210ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ(低アルカリ形)による。 水和熱(J/g) / 7日 / 352以下 28日 / 402以下 全アルカリ(%) / 0.75以下 塩素(%) / 0.02以下 骨材 フェロニッケルスラグ骨材及び銅スラグ細骨材 (・使用する ・使用しない) アルカリシリカ反応性区分(※ A ・B) (6. 3. 1) 混和材料 ・混和剤(・AE剤 ・AE減水剤 ・高性能AE減水剤 ・) ・混和材(・フライアッシュⅠ種 ・フライアッシュⅡ種 ⊙ 高炉スラグ微粉末 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ用膨張材 ・) (6. 3. 1)
	○	4. 型枠	外部コンクリート打放し仕上げ打増し厚さ ※ 20mm ・( ) ひび割れ誘発目地位置等 ※図示による ・( ) (6. 8. 1) 床型枠用鋼製デッキプレート 建築技術評価「鉄筋コンクリートの建築物等における床型枠用鋼製ﾃﾞｯｷﾌﾟﾚｰﾄの開発」において評価を取得したもの又は、評価名簿によるもの。 (6. 8. 3) MCR工法用シート ・使用する ⊙ 使用しない スリーブ材種 ・鋼管 ⊙ 硬質ポリ塩化ビニル管 ・溶融亜鉛めっき鋼板 ・つば付き鋼板 (6. 8. 2)(表6. 8. 1)
		5. 軽量コンクリート	種別 ・1種 ・2種 (6. 10. 1)(表6. 10. 1) スランプ ※21cm以下 ・( ) (6. 10. 2) 気乾単位容積質量( )
	○	6. 無筋コンクリート	適用箇所( ) (6. 14. 1) 設計基準強度 ※ 18N/mm2 ・( ) (6. 14. 1) スランプ ※ 15cm ・18cm ・( )
	○	7. 防水剤入コンクリート	施工箇所(屋根スラブ) スランプ(cm) ・15 ⊙ (18) 混和剤(活性進化防水剤) 製造所 (監督員の承諾を得るものとする)
7 鉄骨工事		1. 鉄骨製作工場	※ 製作工場 (グレード ・H ・M ・R ・J ・指定なし) (7. 1. 3) 施工管理技術者 ※ 適用する ・ 適用しない (7. 1. 4)
		2. 材料	鋼材 (7. 2. 1)(表7. 2. 1) 種類の記号 / 使用箇所 / 規格等 SS400 / 図面による / ※JIS規格 / / ※JIS規格 / / ※JIS規格 / / ※JIS規格 / / ※JIS規格 高力ボルト (7. 2. 2) ※トルシア形高力ボルト(セットの種類2種(S 10 T)) ・ JIS形高力ボルト(セットの種類2種(F 10 T)) ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト(セットの種類1種(F 8 T相当)) 径 ( ) 普通ボルト (7. 2. 3)(表7. 2. 3) ボルト(※六角ボルト ・) ナット (※六角ナット ・) ボルト径 ( ) アンカーボルト (7. 2. 4) 構造用材質 (※SNR400 ・) 建方用材質 (※SS400 ・) 形状及び寸法 ( ) ターンバックル (7. 2. 6) ターンバックル胴の種類: ※割枠式 ・( ) ターンバックルボルトの種類: ※羽子板ボルト ・( ) デッキプレート (7. 2. 7) 構造用材質 ( ) 形状及び寸法 ( ) スタッド (7. 2. 8) 種類 ( ) 柱底均しモルタル (7. 2. 9) ・ 無収縮モルタル(製造所:評価名簿による) スカラップ ※ 改良型(国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」 別図3. 11) ・( ) 材料試験 (7. 2. 10) ※ 規格品証明書を提出
		3. 工作一般	仮組 ・ 実施する ※ 実施しない (7. 3. 10) 高力ボルト及び普通ボルトのゲージ、ピッチ、へりあき等(国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」による)

㈲新建築設計事務所
一級建築士 第 123921 号
黒木 博幸

吉野東中学校校舎増築その他本体工事	
建築工事特記仕様書 5－2	A－03
鹿児島市建設局建築部建築課	

Ver.R60507

章	適用	項目	特記事項
7 鉄骨工事		4. 溶接接合	開先形状(国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」による) ・レ形　・K形　・(　　)　(7. 6. 4) 余盛り高さ　※ 鉄骨精度検査基準による　・(　　)　(7. 6. 7) ・鋼製エンドタブを切断する箇所及び範囲 (　　) 溶接部の試験　(7. 6. 12) ※ 外観試験 (a)(　　) (b)(　　) ※ 超音波探傷試験　※行う AOQL(工場溶接)　※ 4.0%　・2.5% 検査水準　※第6水準　・(　　)
		5. 錆止め塗装	耐火被覆材の接着する面の塗装範囲(　　)　(7. 8. 2) 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲(　　) 種別　鋼製スリーブ内面(　※A種　・B種)　(7. 8. 4)(表18. 3. 1) 耐火被覆材の接着面　(　　)　(7. 8. 4)
		6. 耐火被覆	種類(　　)　(7. 9. 2) 材料(　　) 工法(　　) 耐火性能(　　)　(7. 9. 3)
		7. 工事現場施工	建方精度　※ 鉄骨精度検査基準による　・(　　)　(7. 10. 2) アンカーボルト　・構造用アンカーボルト　形状(　　)寸法(　　)　(7. 10. 3) ・アンカーフレーム　形状(　　)寸法(　　) ・建方用アンカーボルト 保持及び埋込工法(・A種　※ B種　・C種)　(表7. 10. 1) 柱底均しモルタル工法　工法(※A種　・ B種)　厚さ(　　)
		8. 軽量形鋼	ボルト接合　※ 普通ボルト接合　・(　　)　(7. 11. 2)
		9. 溶融亜鉛めっき工法	亜鉛めっき　(7. 12. 4)(表14. 2. 2) 亜鉛めっき種別 / 材料 / 適用部位 A 種 / 最小板厚6.0mm以上の形鋼、鋼板類 / B 種 / 最小板厚3.2mm以上、6.0mm未満の形鋼、鋼板類 / C 種 / 最小板厚1.6mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板類 普通ボルト・ナット類及びアンカーボルト類 / 高力ボルト接合摩擦面　・ブラスト処理　・(　　)　(7. 12. 5)
8 コンクリートブロック工事		1. 補強コンクリートブロック造	ブロックの種類　(　　)　(8. 2. 2) モデュール呼び寸法(　　) 正味厚さ　(　　) 各部の配筋　※図示による　(8. 2. 5)
		2 コンクリートブロック塀	ブロックの種類　※ 表8. 3. 1　(8. 3. 2) 配筋　(8. 3. 4) 縦筋 / 横筋 / 開口補強筋(縦横) / 端部補強筋 D10−400@ / D10−400@ / 1−D13 / 1−D13 壁鉄筋の継手(　　)　定着(　　)　末端部折り曲げ形状(　　)
		3 ALCパネル	区分(　　)単位荷重(　　)厚さ(　　)幅(　　)長さ(　　)　(8. 4. 2) 耐火性能(　　) 外壁パネル構法　構法の種別:(・A種　・B種)工法(　　)目地幅(　　)　(8. 4. 3) 耐火目地材(　　)
		4 押出成形セメント板	種類(　　)形状(　　)厚さ(　　)幅(　　)　(8. 5. 2) 外壁パネル工法　工法の種別:(・A種　・B種)工法(　　)目地幅(　　)　(8. 5. 3) 間仕切壁パネル工法　工法の種別:(・B種　・C種)　(8. 5. 4)
9 防水工事		1. 合成高分子系ルーフィングシート防水	(9. 4. 2～3)(表9. 4. 1) 工程種別 / 適用箇所 / 仕上げ塗料塗り / 厚さ ・S−F1 / / ・カラー　・シルバー / ※1.2mm　・ ・S−F2 / / / ※1.5mm　・ ・S−M1 / / ・カラー　・シルバー / ※1.5mm　・ ・S−M2 / / / ※1.5mm　・ 機械的固定方法　建築基準法に基づく風圧力に対応した工法とし監督員の承諾を受けること　(9. 4. 4) 可塑剤移行防止用シート　※ 発泡ポリエチレンシート　・(　　)
	○	2. 塗膜防水	ウレタンゴム系塗膜防水　(9. 5. 3)(表9. 5. 1～2) 工程種別 / 施工箇所 / 備考 ・X−1 (絶縁工法) / ※ 屋根 / ⊙X−2 (密着工法) / ※ 屋根 / ゴムアスファルト系塗膜防水 工程種別 / 施工箇所 / 備考 ・Y−1 / 地下外壁 / ・Y−2 / 屋内 / 保護層　・ 適用する　・ 適用しない
	○	3. シーリング	シーリングの種類は、表9. 7. 1による　(9. 7. 2)(表9. 7. 1) 目地寸法　※9. 7. 3(1)(ア～ウ)　・(　　)　(9. 7. 3) 接着性試験　※ 簡易接着性試験　・ 引張接着性試験　(9. 7. 5)
	○	4. 屋根コンクリート防水	屋上等の活性進化防水剤入りコンクリートタンピング金ごて押え(防水剤は6章 コンクリート工事による)
	○	5. 保証書及び期間	防水工事の施工については、10年保証書を提出すること。 なお、保証書は、受注者と施工業者の連帯とする(シーリングを除く)。 保証書の必要な防水工事の施工業者は建設業法の許可業者とする。
10 石工事		1. 共通事項	石の割付け　・(　　)　・図示による　(10. 1. 3) 石材の加工 粗面仕上げの場合　・監督員と協議　・図示による ワックスの使用　・使用する　・使用しない　(10. 1. 5)
		2. 材料	テラゾ　(10. 2. 1) 種類及び大きさ　※ 大理石(1.5～12mm)　・(　　) テラゾブロック　形状　・平物　・役物 仕上げ面　・片面　・両面 寸法(　図示による　) 表面仕上げ　・ 粗磨き　・ 水磨き　・ 本磨き

章	適用	項目	特記事項
11 タイル工事	○	1. 共通事項	伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地　(11. 1. 3) 位置　外壁(　※表11. 1. 1　・ 図示による)　屋内(　・　　) 寸法　※9. 7. 3　・(　　)
	○	2. 施工後の確認及び試験	※ 外観の確認　※ 打診による確認　・ 引張接着試験　(11. 1. 7)
	○	3. 材料	タイルの種類　(11. 2. 2)(11. 3. 2) 施工箇所 / 形状・寸法 / 耐凍害性 / 耐滑り性 / 役物 / 色 手洗い・足洗 / 50角 / ・有　⊙無 / ⊙有　・無 / ⊙有　・無 / ⊙標準　・特注 ・有　・無 / ・有　・無 / ・有　・無 / ・標準　・特注 ・有　・無 / ・有　・無 / ・有　・無 / ・標準　・特注 ・有　・無 / ・有　・無 / ・有　・無 / ・標準　・特注 製造所　(　監督員の承諾を得るものとする。) タイル試験張り　(　・実施する　・実施しない)　タイル見本焼き(　・実施する　・実施しない)
	○	4. セメントモルタルによるタイル張り	・ 既調合モルタル(　　)　(11. 2. 3) ・ 下地及びタイルごしらえ　(　・MCR工法　・目荒し工法(高圧水洗))　(11. 2. 7)(表11. 2. 3) タイル張りの種別　⊙(　圧着張り　)・(　　) 工法　⊙(　湿式工法　)・(　　)
	○	5. 有機系接着剤によるタイル張り	・ 外装タイルにおける目地詰め　(　・行う　・行わない　)　(11. 3. 3) ・ 下地及びタイルごしらえ　(　・MCR工法　・目荒し工法　)　(11. 3. 5)
12 木工事	○	1. 材料	木材　木材については、市内で生産・加工された木材の使用に努めること。市内産材の確保が難しい場合でも、可能な限り県産材の使用に努めること。　(12. 2. 1) ・ 地域産材の場所　(　　)地域 ただし、次の部位については「認証かごしま材」又は「認証かごしま材」と同等の基準を満足している市内産材を使用すること。 なお、「認証かごしま材」同等材の使用にあたっては、下記の条件を満足したものとする。 ア. 認証かごしま材の品質(乾燥、寸法、面材品質)と同等の基準を満足している旨及び原木の生産地を記載した旨の出荷証明書が添付されたもの イ. 監督員の立会い検査により、上記アの品質が確認されたもの 指定部分　・構造材全て　⊙その他(　下地材、造作材　) 含水率　構造材　※20%以下とする。 下地材　※A種　・B種 造作材　※A種　・B種 製材 「JAS1083」による製材 下地用針葉樹製材　樹種、等級、寸法、形状、含水率、保存処理及び材面の品質　※図示による 等級　・図示による　※2級 造作用針葉樹製材　樹種、寸法、等級、形状、含水率、保存処理及び材面の品質　※図示による 板類における等級　※枠、額縁、敷居、かもい、かまちの類の見え掛り面は上小節、それ以外は小節以上 ・ 図示による 広葉樹製材　樹種、寸法、保存処理及び材面の品質　※図示による 等級　※1等　・ 図示による　・(　　) 含水率　※10%以下　・ 図示による　・(　　) 「JAS1083」以外の製材 下地、造作及び仕上げに用いる製材　樹種、寸法、材面の品質、含水率及び防虫処理　※図示による 造作材の材面の品質の基準　※A種　・ B種　(表12. 2. 2) 造作用集成材 「集成材のJAS」による造作用集成材 造作用集成材　品名、樹種、見付け材面数、寸法　※図示による 見付け材面の品質　※1等　・ 図示による 化粧ばり造作用集成材　品名、樹種、化粧薄板の厚さ、見付け材面数、寸法　※図示による 見付け材面の品質　※1等　・ 図示による 化粧ばり構造用集成柱　品名、樹種、化粧薄板の厚さ、寸法、見付け材面の品質　※図示による 「集成材のJAS」以外の造作用集成材 造作用集成材　樹種、寸法、見付け材面の品質　※図示による 含水率　※15%以下　・図示による・(　　) 化粧ばり造作用集成材　樹種、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質　※図示による 含水率　※15%以下　・図示による・(　　) 化粧ばり構造用集成柱　樹種、寸法、見付け材面の品質、化粧薄板の厚さ　※図示による 含水率　※15%以下　・図示による・(　　) 造作用単板積層材 「JAS0701(単板積層材)」に基づく造作用単板積層材 品名、寸法、表面の品質及び防虫処理　※図示による 「JAS0701(単板積層材)」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質及び防虫処理　※図示による 含水率　※14%以下　・図示による・(　　) JAS3079(直交集成板)　品名、曲げ強度、種別、接着性能(使用環境)、樹種及び寸法　※図示による 合板等 下地用普通合板　品名、単板の樹種名、防虫処理　※図示による 厚さ　※5. 5mm　・ 図示による　接着の程度　※1類　・ 図示による 板面の品質　※2等以上(広葉樹)　※C−D以上(針葉樹)　・ 図示による 下地用構造用合板　品名、単板の樹種名、保存処理、防虫処理、強度等級　※図示による 厚さ　※12mm　・ 図示による 接着の程度　※1類(湿潤箇所を除く)　※特類(湿潤箇所)　・ 図示による 等級　※2級以上　・(　　) 板面の品質　※C−D以上　・ 図示による 化粧ばり構造用合板　品名、厚さ、単板の樹種名、接着の程度、防虫処理　※図示による 湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度　※特類　・ 図示による 天然木化粧合板　厚さ、接着の程度、化粧板に使用する単板の樹種名、防虫処理　※図示による 特殊加工化粧合板　品目、厚さ、接着の程度、単板の樹種名、化粧加工の方法、防虫処理　※図示による パーティクルボード　表裏面の状態による区分、難燃性による区分及び厚さ　※図示による 曲げ強さによる区分、耐水性による区分、厚さ ※厚さ15mm、曲げ強さ13タイプ、耐水性MR1(M)又はMR2(P)タイプ 構造用パネル　品名、厚さ　※図示による MDF　表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分　※図示による 難燃性による区分、厚さ　※図示による 接合具等　(12. 2. 2) 造作材の化粧面の釘打ち　※隠し釘打ち　・ 釘頭埋め木　・ つぶし頭釘打ち　・ 釘頭現し 諸金物の形状、寸法、材質　※12. 2. 2(2)(ア)による　・(　　)　・ 図示による 諸金物の形状、寸法、材質　※12. 2. 2(2)(ア)による　・(　　)　・ 図示による

章	適用	項目	特記事項
12 木工事	○	2. 防腐・防蟻・防虫処理	しろあり防除工事 鹿児島県土木部建築課監修　鹿児島県しろあり防除工事特記仕様書により、社団法人日本しろあり対策協会鹿児島県支所登録施工業者が施工する。(使用薬剤は、非有機リン系薬剤とする) 土壌処理　※行う(範囲:　　)　・ 行わない 木材処理　※行う(範囲:各階のFL+1m以下の下地材(合板等除く))　・ 行わない 防腐・防蟻処理　⊙薬剤の加圧注入による防腐　⊙防蟻処理　(12. 3. 1) ・ 薬剤の塗布等による防腐　・ 防蟻処理 防虫処理　・ 行う　※行わない　(12. 3. 2) 土壌処理、木材処理共に行った際は、受注者と白蟻防除工事施工業者連帯の5年保証書を提出する。 木材処理のみ行った際は、白蟻防除工事施工業者による施工証明書を提出する。
	○	3. RC造等の内部間仕切軸組及び床組	木材　(12. 4. 1) 間仕切軸組に用いる製材　・杉　・松　・(　　) 床組に用いる製材(土間スラブ類の土台、転ばし大引、転ばし根太)　・ひのき　・保存処理木材　・(　　) 床組に用いる製材(上記以外)　・杉　・松　・(　　)
	○	4. 窓、出入口その他	木材　窓、出入口、その他に用いる製材　吊元枠、水掛りの下枠、敷居　※ひのき　・(　　)(12. 5. 1) その他　・松　※杉　・(　　)
	○	5. 床板張り	木材　(12. 6. 1) 縁甲板、上がりがまちに用いる製材　※ひのき　・(　　)　・図示による
	○	6. 壁及び天井下地	木材　(12. 7. 1) ・杉　・松　・(　　)　・図示による
12 1 1 軸組構法(壁構造系)工事		1. 共通事項	※ 公共建築木造工事標準仕様書(平成31年版)5章の規定による。 ※ 建築基準法施行令第46条第4項表1に掲げる軸組を用いて、同4項の壁量を満たす建築物　木標仕(5. 1. 1)
		2. 木材	部材寸法、その他　木標仕(5. 2. 2) 柱　:　(　120*120　)　@ 950 間柱　:　(　120*60　)　@ 455 胴縁　:　(　13*45　)　@ 455 木摺　:　(　13*75　)　@ 455 天井 吊木受　:　(　45*120～150　)　@ 950 吊木　:　(　45*45　)　@ 950 野縁受　:　(　45*45　)　@ 950 野縁　:　(　45*45　)　@ 455 ※ 但し、下地材の間隔は、使用材料の規格寸法にあわせる。
		3. 接合金物・接合具等	構造材及び下地材に対する釘の打ち込み本数等　木標仕(5. 2. 4) ※ 木標仕5章の規定以外は図示による。 ボルトの径　(　※図示　・(　　)) ※ 木標仕5章の規定以外は図示による。 ボルトが受ける応力の種類 ・ 引張りを受けるボルト　(　※図示　・(　　)) ・ せん断力を受けるボルト　(　※図示　・(　　)) 複合金物の工法等を木材に接合するためのボルト等の種類、形状、寸法及び本数 ※ 図示及び木標仕5章各節の規定による。 ・(　　) ※ 構造金物はZマーク品又は(公財)日本住宅・木材技術センターにより認定されたものを使用する。
		4. 仕口及び継手の工法	※「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年5月31日　建設省告示第1460号)による。　木標仕(5. 4. 2)
13 屋根及びとい工事		1. 長尺金属板葺	(13. 2. 2)(13. 2. 3)(表13. 2. 1) 屋根葺き形式 / 材種(板・コイル) / 表面処理 / 板厚(mm) ・心木なし瓦棒葺 / ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312) / ・フッソ樹脂塗装 / ※0.4　・0.5 ・立て平葺 / ・溶融アルミニウムめっき鋼板(JIS G 3314) / ・亜鉛めっき塗装 / ・0.6　・0.8 ・横葺 / ・塗装溶融亜鉛−5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3318) / ・焼付塗装 / ・0.8　・1.0 ・溶融55%アルミニウム−亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321) / ・ / ・1.2　・ ・塗装溶融55%アルミニウム−亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3322) / ・鼻隠し・ケラバ / ・ / / ※0.6 専門工事業者は製造所の指定業者とする 塗膜の耐久性の種類　表面　・1類　・2類　・3類　裏面　・1類　・2類　・(　　) めっき付着量　・(　　) 下葺材料　※アスファルトルーフィング940　・改質アスファルトルーフィング下葺材 工法　建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法　※図示による 横葺きの場合のけらば納め　・つかみ込み納め　・けらば納め
		2. 折板葺	材料　※ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板　(板厚(mm)　・0.6　・0.8)　(13. 3. 2)(13. 3. 3) ・　(板厚(mm)　・　) 寸法　山高(　　)mm　山ピッチ(　　)mm 形式　※ 重ね形　・はぜ締め形　・かん合形 直接外気の影響を受けない屋内のタイトフレームに使用する材料　※図示による 軒先面戸板　※有り　・無し 断熱材張り　(種別:　厚さ:　防火性能:　) 工法　建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法　※図示による
	○	3. とい	とい　(13. 5. 2)(表13. 5. 1) 材種等　※図示による 外部縦どい受け金物　※ステンレス製　・鋼製(亜鉛めっき)　(13. 5. 2) 形状・取付間隔　※図示による
		4. 保証書及び期間	屋根工事の施工については、10年保証書を提出すること。なお、保証書は、受注者と施工業者の連帯とする。 保証書の必要な屋根工事の施工業者は建設業法の許可業者とする。

㈲新建築設計事務所
一級建築士　第　123921　号
黒木　博幸

吉野東中学校校舎増築その他本体工事

建築工事特記仕様書　5−3

鹿児島市建設局建築部建築課

A−04

Ver.R60507

章	適用	項目	特記事項
14 金属工事	○	1. 一般事項	あと施工アンカー施工後の確認引張試験　・実施する　⊙ 実施しない　（14. 1. 3）
	○	2. 表面処理	

⊙ アルミニウム及びアルミニウム合金　（14. 2. 1）（表14. 2. 1）

種類	施工箇所
・AB－1種（無着色）	
・AB－2種（　・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）	
・AC－1種（無着色）	
・AC－2種（　・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）	
・BA－1種（無着色）	
・BA－2種（　・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）	
※BB－1種（無着色）	アルミ建具
・BB－2種（　・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）	
・BC－1種（無着色）	
・BC－2種（　・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）	
・C種	

陽極酸化皮膜着色方法　※二次電解着色（色合：　　）・（　　）

・鉄鋼の亜鉛めっき　（14. 2. 2）（表14. 2. 2～4）

表面処理方法	種類	施工箇所
溶融亜鉛めっき	・A種	
	・B種	
	・C種	
電気亜鉛めっき	・D種	
	・E種	
	・F種	

章	適用	項目	特記事項
	○	3. 軽量鉄骨天井下地	野縁等の種類　屋内　※19形　・25形　（14. 4. 2）（表14. 4. 1） 屋外　・19形　※25形 ⊙ 野縁受、吊ボルト及びインサート間隔（屋外）（　　）　（14. 4. 3）（表14. 4. 2） ⊙ 野縁の間隔（屋外）（　　） ・ダクト等により吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法　※図示による　・（　　）　（14. 4. 4） ・天井ふところが1.5m以上の補強方法　※図示による　・（　　） ⊙ 屋外の軒・ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強　※図示による　・（　　）
	○	4. 軽量鉄骨壁下地	スタッド、ランナーの種類　（14. 5. 1～14. 5. 4）（表14. 5. 1）

種類	部材		施工箇所
・50形	・スタッド	・ランナ	
⊙ 65形	⊙ スタッド	⊙ ランナ	図示
・90形	・スタッド	・ランナ	
⊙ 100形	⊙ スタッド	⊙ ランナ	図示

5. 金属成形板張り　（14. 6. 2）（14. 6. 3）

形状	製法	材種	寸法(mm)	厚さ(mm)	表面処理（14.2.1～3、表14.2.1～2 による）
・スパンドレル形	・押出し	※アルミニウム製			
	・ロール	・			
・パネル形	※プレス				

伸縮調整継手　※設けない　・設ける（施工箇所は図示）

6. アルミニウム製笠木　（14. 7. 2）（14. 7. 3）

種類	表面処理				備考
・250形	・AB－1種	・AB－2種	・AC－1種	・AC－2種	・隅角部及び突当たり部等の役物は本体製造所の仕様による
・300形	・BA－1種	・BA－2種	※BB－1種	・BB－2種	
・350形	・BC－1種	・BC－2種	・C種		

※工法は建築基準法に基づく風圧力に対応した工法とし監督員の承諾を受けること

章	適用	項目	特記事項
15 左官工事	○	1. モルタル塗り	材料　（15. 3. 2） モルタル　・現場調合材料　・既調合材料（材料は監督員の承諾による） 防水モルタルの防水剤 製造所（ 監督員の承諾を得るものとする。 ） ・既製目地材　形状（　　）
	○	2. 仕上塗材仕上げ	材料　（15. 6. 2）（表15. 6. 1～2） JIS A 6909（建築用仕上塗材）

種類	呼び名	仕上げ形状等
・薄付け仕上塗材	※外装薄塗材E	・砂壁状　・着色骨材砂壁状
⊙ 複層仕上塗材	※複層塗材E ・複層塗材RE ・防水形複層塗材E	※ゆず肌状　・凸部処理　⊙ 凹凸状 耐候性　※耐候形3種 上塗材 溶媒　※水系　・溶剤系 樹脂　※アクリル系 外観　※つやあり　・つやなし ・メタリック

章	適用	項目	特記事項
16 建具工事	○	1. アルミニウム製建具	（16. 2. 2,4,5）（表16. 2. 1, 2）

種別		外部に面する建具	内部建具	枠見込み(mm)
※普通ドアセット、サッシ	※コンクリート系・鉄骨下地 ・A種　・B種			※ 70　・
	・C種			※ 100　・図示
	・木下地 ・D種　・E種			※ 70
・防音ドアセット		遮音性の等級（　　）		
・断熱ドアセット		断熱性の等級（　　）		
・耐震ドアセット		面内変形追随性の等級（　　）		
表面処理(表14.2.1による)		※BB-1種　・	※AC-1種　・	

網戸防虫網　※合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス(SUS316)製　（16. 2. 3）
製造所（ 監督員の承諾を得るものとする。 ）

章	適用	項目	特記事項
	○	2. 鋼製建具	（16. 4. 2,4,5）（表16. 4. 1,2）

種別	簡易気密型ドアセットの性能	外部に面する建具の耐風圧性	鋼板類の厚さ
⊙ 標準型建具	・表16. 4. 1を適用する ⊙ 適用しない	・S－4　⊙ S－5 ・S－6　・	※表16. 4. 2による ・適用しない
・標準型建具以外の建具	・表16. 4. 1を適用する ・適用しない	・S－4　・S－5 ・S－6　・	※表16. 4. 2による ・適用しない

製造所（ 監督員の承諾を得るものとする。 ）

章	適用	項目	特記事項
		3. ステンレス製建具	材料　※SUS304　・SUS430J1L　・SUS443J1　・（　）　（16. 6. 3） 表面仕上げ　※HL　・No.8（鏡面）　・#400　・No.2B　・（　）　（16. 6. 4） 曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ　（16. 6. 5） 製造所（ 監督員の承諾を得るものとする。 ）
	○	4. 木製建具	建具材の含水率　※A種　・B種　・C種　（16. 7. 2）（表16. 7. 1） かまち戸の樹種　かまち（　　）　鏡板（　　） ふすま紙の上張り　・新鳥の子　・鳥の子　・ビニル紙　・雲花紙 枠　⊙ 木製枠　・鋼製枠　・（　　） くつずり　⊙ ステンレス製（HL仕上げ）　・（　　） フラッシュ戸　表面板の厚さ　※表16.7.6　・（　　）　（16. 7. 3） 見込み寸法　かまち戸（　※36mm　・　）　ふすま戸（　※19.5　・21　・18 ）　（16. 7. 3） 戸ぶすま（　※30mm　・　）　紙張り障子（　※30mm　・　）
	○	5. 建具用金物	※建具製作所の仕様による　・図示による　（16. 8. 1,2,3）（表16. 8. 1） マスターキー　※製作する　・製作しない　（16. 8. 4） 鍵箱　※必要（　　組用）　・不要
		6. 重量シャッター	（16. 11. 2～5）

種類	耐風圧性能	開閉機能	シャッターケースの設置	危害防止機構
・管理用シャッター	・50　・80	※上部電動式（手動併用）	・有　・無	
・外壁用防火シャッター	・120　・			※危険防止措置 ・シャッターの二段降下方式
・屋内用防火シャッター		・上部手動式	※有	
・防煙シャッター				

章	適用	項目	特記事項
	○	7. 軽量シャッター	開閉形式　※手動式　・上部電動式（手動併用）　（16. 12. 2） 耐風圧性能　・50　・65　・80　・ スラットの材質　※塗装亜鉛めっき鋼板又は鋼帯　・（　　）　（16. 12. 3） スラットの形状　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形　（16. 12. 4）
	○	8. ガラス	JIS規格品　（16. 14. 2） ※材料、厚みは図示による
	○	9. ガラス留め材	アルミニウム製建具　※シーリング(SR-1)　（16. 14. 2,3） ・ガスケット(グレイジングチャンネル形)（窓に適用） 鋼製・ステンレス製建具　※シーリング(SR-1)　（表 9. 7. 1） 木製建具　※シーリング(SR-1)
		10. ガラスブロック積み	JIS A 5212(ガラスブロック(中空))　（16. 14. 5） 表面形状(　　)　呼び寸法(　　)　厚さ（　　） 壁用金属枠及び補強材　（　　） カ骨

材質	寸法	形状
※ステンレス鋼(SUS304) ・	※径5.5mm ・	※はしご形状腹筋及び単筋 ・

シーリング材（　　）
金属製化粧カバー　材質(　　)　寸法(　　)　形状(　　)
ガラスブロックの目地幅の寸法
平積み　※8～15mm　・（　　）
曲面積み　※外側15mm以下、内側6mm以上　・（　　）
伸縮調整目地位置　※6m以下　・（　　）
目地部の力骨の補強方法　※製造所の仕様　・（　　）

章	適用	項目	特記事項
18 塗装工事	○	1. 材料	※屋内の壁及び天井の塗装仕上げ材は，防火材料の指定がある場合は建築基準法に基づき、指定又は認定を受けたものとする。基材同等の認定表示のあるものとする。
	○	2. 素地ごしらえ	⊙ 木部　不透明塗料塗り　（ ※A種　・B種 ）　（18. 2. 2）（表 18. 2. 1） 透明塗料塗り　（ ・A種　※B種 ） ⊙ 鉄鋼面　（ ・A種　⊙ B種　※C種 ）　（18. 2. 3）（表 18. 2. 2） （耐候性塗料塗り(DP)の場合は、B種とする） ⊙ 亜鉛めっき鋼面　（ ・A種　・B種 ）　（18. 2. 4）（表 18. 2. 3） ⊙ モルタル及びせっこうプラスター面　（ ・A種　※B種 ）　（18. 2. 5）（表 18. 2. 4） ⊙ コンクリート及びALCパネル及び押出成形セメント板面　（ ・A種　※B種 ）　（18. 2. 6）（表 18. 2. 5） （耐候性塗料塗り(DP)、2液形ポリウレタンエナメル塗り、アクリルシリコン樹脂エナメル塗り、常温乾燥形ふっ素エナメル塗りについては、表18. 2. 6による）　（表 18. 2. 6） ⊙ せっこうボード及びその他ボード面　継目処理工法　（ ※A種　・B種 ）　（18. 2. 7）（表 18. 2. 7） その他　（ ・A種　※B種 ）
	○	3. 塗料塗り	⊙ 錆止め塗料塗り　（18. 3. 2～3）（表 18. 3. 1～6）

下地		塗料種別	塗り種別	
鉄鋼面	SOP	※A種	見え掛り部分	※A種　・B種
	EP-G	・A種　※B種	見え隠れ部分	・A種　※B種
	DP	1回目　※C種 2・3回目　※D種	表18. 3. 4	
亜鉛めっき鋼面	SOP	※A種　・B種	鋼製建具	※A種　・B種
	EP-G	※C種	その他	・A種　※B種
	DP	※B種		

⊙ 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)
塗料種類　※1種　・2種　（18. 4. 2）
木部塗り種別　（屋外）　※A種　・B種　（18. 4. 3）
（屋内）　・A種　※B種（多孔質広葉樹の場合を除く）
鉄鋼面塗り種別　・A種　※B種　（18. 4. 4）
⊙ クリヤラッカー塗り(CL)　（18. 5. 2）（表 18. 5. 1）
塗り種別　・A種　※B種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)　（18. 6. 2）（表 18. 6. 1）
塗り種別　・A種　※B種

章	適用	項目	特記事項
			⊙ 耐候性塗料塗り(DP) ・鉄鋼面上塗り塗料の等級　・1級　・2級　・3級　（18. 7. 2）（表 18. 7. 1） ⊙ 亜鉛めっき鋼面上塗り塗料の等級　⊙ 1級　・2級　・3級　（18. 7. 3）（表 18. 7. 2） ・コンクリート面・押出成形セメント板面上塗り塗料の等級　（18. 7. 4）（表 18. 7. 3） ・1級　・2級　・3級 ⊙ つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)　（18. 8. 2～5）（表 18. 8. 1～4） ⊙ 塗り種別(下地：コンクリート、モルタル、プラスター、せっこうボード等)　・A種　※B種 ・塗り種別(下地：鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面)　・A種　※B種 ・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)　（18. 9. 2）（表 18. 9. 1） 塗り種別　・A種　※B種 ⊙ ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)　（18. 10. 2）（表 18. 10. 1） 木部塗り種別(一般木部及びフローリングは1液形)　・A種　※B種 ・オイルステイン塗り(OS)　（18. 11. 2）（表 18. 11. 1） 塗料　・（　　）　・図示による ・木材保護塗料塗り(WP)　（18. 12. 2）（表 18. 12. 1） 塗り別　・A種　※B種
19 内装工事	○	1. ビニル床シート、ビニル床タイル及びコム床タイル張り	接着剤　壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、ビニル幅木に使用する接着剤は、ホルマリン不検出のもので、水性形のものとする。　（19. 2. 2） 接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする(水廻り及び湿度の高い箇所を除く)。 ビニル床シート

種類	色柄	厚さ	工法	備考
※FS ・	・無地 ・模様	※2.0 ・	※熱溶接 ・突付け	・防滑性ビニル床シート ・

ビニル床タイル

種類	色柄	厚さ(mm)	備考
・単層ビニル床タイル(TT) ・複層ビニル床タイル(FT) ・コンポジションビニル床タイル(KT) ・	・無地 ・模様	※ 2 ・ 3	・防滑性床タイル

特殊機能床材
帯電防止床シート又は床タイル　種類（　　）　性能（　　）　厚さ（　　）
視覚障害者用床タイル　種類（　　）　形状（　　）
耐動荷重性床シート　種類（　　）　厚さ（　　）
ビニル幅木　厚さ（ ※1.5mm以上　・　）　高さ（ ※60mm　・100mm ）　種類（　）
ゴム床タイル　種類(　　)　厚さ(　　)　色柄(　　)　寸法(　　)
下地がセメント系及び木質系以外の場合の接着剤種別　ビニル床シート、タイル(　　)
ゴム床タイル(　　)

章	適用	項目	特記事項
		2. カーペット敷き	・織じゅうたん　種別（ ・A種　・B種　・C種 ）　織り方(　　)　（19. 3. 2～3）（表19. 3. 1～2） パイル形状　（ ・カットパイル　・ループパイル　・　） 帯電性(人体帯電圧　※3kv以下　・　) ・タフテッドカーペット　パイル形状　（ ・カットパイル　・ループパイル　・　） パイル長（　　）　帯電性(人体帯電圧　※3kv以下　・　) 工法（ ・グリッパー　・全面接着 ） ・タイルカーペット　種類（ ※第1種　・　）　パイル形状（ ※ループパイル　・　） 寸法（ ※500mm角　・　）　総厚さ（ ※6.5mm　・　） 平場敷き方　（ ※市松敷き　・　） 階段敷き方　（ ※模様流し　・　） 下敷き材　（ ※JIS L 3204 第2種2号　呼び厚さ8mm　・　） 取付け用付属品　見切り　材質（　　）　種類(　　)　形状(　　) 押え金物　材質（　　）　種類(　　)　形状(　　)
	○	3. 合成樹脂塗床	（19. 4. 2～3）（表19. 4. 4～8）

材料	種類	仕上げの種類
⊙ 厚膜型塗床材	⊙ 弾性ウレタン樹脂系塗床材	※平滑仕上げ　⊙ 防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
	・エポキシ樹脂系塗床材	・薄膜流しのべ工法　（ ※平滑　・防滑 ） ・厚膜流しのべ工法　（ ※平滑　・防滑 ） ・樹脂モルタル工法　（ ※平滑　・防滑 ）
・薄膜型塗床材	・エポキシ樹脂系塗床材	・平滑仕上げ

章	適用	項目	特記事項
	○	4. フローリング張り	（19. 5. 2～7）（表19. 5. 1～5）

工法		フローリング種類		寸法等	樹種
※釘留め工法（接着剤併用）	※根太張り工法	単層	※フローリングボード	表19. 5. 1	・なら ・さくら ・
		複合	・A種 ・B種 ※C種	表19. 5. 2	
	・直張り工法	単層	※フローリングボード	表19. 5. 3	・なら ・さくら ・
		複合	・A種 ・B種 ・C種	表19. 5. 4	
⊙ 接着工法		単層	・フローリングブロック	※図示による	・なら ・さくら ・
			⊙ フローリングボード	表19. 5. 5	
		複合	・A種 ・B種 ・C種	表19. 5. 6	

章	適用	項目	特記事項
		5. 畳敷き	畳の種別　（和室）　・A種　・B種　・C種　（19. 6. 2）（表 19. 6. 1） ・D種（ ・KT-Ⅰ　・KT-Ⅱ　・KT-Ⅲ　・KT-K　・KT-N ） （柔道場）　製造所（ 監督員の承諾を得るものとする。 ）

㈲新建築設計事務所
一級建築士　第　123921　号
黒木　博幸

吉野東中学校校舎増築その他本体工事
建築工事特記仕様書　5－4
鹿児島市建設局建築部建築課
A－05
Ver.R60507

章	適用	項目	特記事項

19 内装工事

○ 6. せっこうボード、その他ボード及び合板張り

せっこうボード、その他ボード類 (19. 7. 2～3)(表 19. 7. 1～5)

種類	種別	張り方			厚さ	備考
⊙ せっこうボード	⊙ GB-R ⊙ GB-S ⊙ GB-F ・ GB-L	⊙ 下地張り	天井	※ 突付け ・ 突付けV目地 ・ 継目処理 ・ 目透し	※ 9.5 ・ 12.5 ・ 15.0 ・	
			壁	⊙ 突付け ・ 突付けV目地 ・ 継目処理 ・ 目透し	⊙ 9.5 ◎ 12.5 ・ 15.0 ・	
	GB-D	・ 上張り	天井	※ 突付け ・ 突付けV目地 ・ 継目処理 ・ 目透し	※ 9.5 ・ 12.5 ・ 15.0 ・	
			壁	・ 突付け ・ 突付けV目地 ・ 継目処理 ※ 目透し	・ 9.5 ※ 12.5 ・ 15.0 ・	
⊙ 化粧せっこうボード	⊙ ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様 (GB-D)	直張り		※ 突付け ・ 突付けV目地 ・ 継目処理 ・ 目透し	※ 9.5	※ 不燃 ・ 準不燃 ※ 455×910 ・ 910×910
	・ 木目模様 (裏桟付) (GB-D)			・ 突付け ・ 突付けV目地 ・ 継目処理 ※ 目透し	※ 9.5 ・ 12.5 ・ 15.0 ・	防火認定は準不燃とし専用軽鉄下地材付き
⊙ 無石綿けい酸カルシウム板				⊙ 突付け ・ 突付けV目地 ⊙ 継目処理 ※ 目透し	◎ 6 ⊙ 8 ・ 10 ・ 12 ・	JIS A5430に準拠したﾉﾝｱｽﾍﾞｽﾄのもの
・ 木毛セメント板	・ 難燃木毛セメント板 (2級以上) ・ 断熱木毛セメント板	・ 30分耐火以上 ・ 準不燃	継目用金物		・ 15 ・ 20 ※ 25 ・ 30 ・ 40 ・ 50	監督員の承諾による工場

合板類

材種	樹種など	厚さ(mm)	工法
⊙ 普通合板	⊙ 生地のまま又は透明塗料塗りの場合 (⊙ ﾗﾜﾝ ・ しな ・)	・ 5.5 ・ 9 ・ 12 ⊙ 図示	・ A種 ※ B種
	・ 不透明塗料塗りの場合 (・ ﾗﾜﾝ ・ しな ・)	・ 5.5 ・ 9 ・ 12	・ A種 ※ B種
・ 特殊合板	・ 天然木化粧合板の化粧単板 (・ ﾗﾜﾝ ・ しな ・)	化粧単板厚 ※ 0.3未満 ・ 板厚 ・ 4.2 ・	・ A種 ※ B種
	・ 特殊加工化粧合板の仕上げの種類 (・)	板厚 ・ 4.0 ・	・ A種 ※ B種

下地 ⊙ 軽量鉄骨下地 ・ 木下地 ・

7. 壁紙張り (19. 8. 2～3)

施工箇所	壁紙の種類					防火性能の級別	素地ごしらえ
	紙	織物	ビニル	化学繊維	無機質		
	・	・	・	・	・	※ 1級 ・ 級	・ A種 ※ B種
	・	・	・	・	・	※ 1級 ・ 級	・ A種 ※ B種
	・	・	・	・	・	※ 1級 ・ 級	・ A種 ※ B種

○ 8. 断熱・防露 (19. 9. 2～3)

種類		施行箇所	厚さ(mm)	品質等
⊙ 押出法ポリスチレンフォーム保温材	※ 2種b	・ 一般部 ・	・ 20 ・ 45,50	特定フロンを使用しないもの
	※ 3種b	⊙ 屋根 ⊙ ピット上部	・ 20 ⊙ 図示	
⊙ 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 (現場発泡断熱材)		※ 断熱材補修部分		特定フロンを使用しないもの
		⊙ 一般部 ・ 熱橋部	・ 15 ⊙ 25.40	難燃性 (※ 3級 ・) ※ A種1 ⊙ A種1H
		製造所 : 監督員の承諾する製造所		

○ 9. その他

・ メラミン樹脂化粧板 厚さ(mm) ※ 1.2 ・ 1.6 ⊙ 2.5～3.0
・ 内装プレハブ工法: 製造所の仕様による

20 ユニット及びその他の工事

1. フリーアクセスフロア

床面から仕上げ材天端までの寸法 ※ 100 ・ 110 ・ (20. 2. 2)
表面仕上材 ※ カーペット ・ 帯電防止ビニル床タイル (・ 置敷タイプ ・ パネル一体タイプ)
床パネルの材質 ※ アルミ合金ダイカスト製 ・ スチール製又は複合材等 ・
寸法 ※ 450角以上、600角以下 ・
適用地震時水平震度(Ks) (1階及び地階) ※ 0.6以上 ・
(中間階) ※ 0.6以上、1.0以下 ・
(最上階) ※ 1.0以上 ・
耐荷重性能 ※ 3,000N(製造所は評価名簿による) ・ 5,000N ・
空調用孔あきパネル 枚数 ( ) 材質 ( )
ｺﾝｾﾝﾄ開口 適用室 ( )
ｺﾝｾﾝﾄ部分以外にﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ内からﾌﾛｱ面上へ配線取り出し開口を全ﾊﾟﾈﾙに有すること。
試験方法は、JIS A 1450(フリーアクセスフロア試験方法)による。
特記以外の仕様は製造所の仕様とする。

2. 可動間仕切(既製間仕切) (20. 2. 3)

構造形式	表面板及び厚さ	パネル仕上げ	パネル見込み
※ パネル式 ・ スタッド式	鋼板厚さ(mm) ※ 0.5以上 ・	※ 焼付塗装(常備色程度) ・	※ 60以上 ・ 50
・ ｽﾀｯﾄﾞﾊﾟﾈﾙ式	鋼板厚さ(mm) ※ 0.5以上 ・ スタッド アルミニウム製 40角	※ 焼付塗装(常備色程度) ・	※ 30以上 ・

品質 JIS A 6512 又は 評価名簿による

3. 移動間仕切(ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞｳｫｰﾙ) (20. 2. 4)

パネル操作方法 ( )
パネル表面材の材質 (※ 鋼板 ・)
パネル表面材仕上げ (・ 焼付け塗装 ・ 壁紙張り ・)
パネル圧接装置操作方法 ( ) 遮音性能 (・ 一般ﾀｲﾌﾟ(36dB未満) ・ 遮音ﾀｲﾌﾟ(36dB以上))
ハンガーレール 取付下地補強方法 (※ 20. 2. 4(3)(ｳ) ・
固定方法 (・ あと施工アンカー(材質: 、寸法:) ・
製造所 評価名簿による

4. トイレブース

表面仕上げ材 ※ メラミン樹脂系化粧板同等品以上(標準色 アルミ製コーナーエッジ付き) (20. 2. 5)
・ ポリエステル樹脂系化粧板
脚部 ※ 幅木タイプ ・ 足金物型
製造所 評価名簿による

○ 5. 手すり及びﾀﾗｯﾌﾟ (20. 2. 6)(20. 2. 12)

種類	材料の種別	表面処理(14.2.1～3、表14.2.1～2 による)
⊙ 手すり	※ ステンレスSUS304	※ HL程度 ・ 鏡面程度 ・ #400
	・ 鉄(亜鉛めっき)	(外部) ※ C種 ・ (内部) ・
	・ アルミ	(外部) ・ (内部) ・
⊙ タラップ	※ ステンレスSUS304	※ 研磨無し ・
	・ 鉄(亜鉛めっき)	(内外部) ※ C種 ・

ステンレスSUS430を使用する箇所 ( )

○ 6. 階段滑り止め (20. 2. 7)

材種 ※ SUS ⊙ (ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟﾀｲﾙ)
形状 ※ ビニルタイヤ又は合成ゴムタイヤ入り ・ ゴムタイヤなし
両端フラットエンド ・ 無 ※ 有
幅(mm) ・ 35 ※ 40
取付け工法 ※ 接着工法 ・ 埋込み工法(溶接)

○ 7. 床目地棒 (20. 2. 8)

床仕上げの異なる箇所には目地棒を入れる。
・ 黄銅製 4×12 ・ ステンレス製 4×12 ※ ステンレス製∩型(幅40 内外厚さ2)

○ 8. 黒板及びホワイトボード (20. 2. 9)

種類	寸法(mm)	色彩	備考
⊙ 黒板	※ 研出し ⊙ 焼付け	⊙ 図示	※ 緑 ・ 黒 ※ 緑 ・ 黒	※ 曲面 ・ スクリーン付引分け
⊙ ホワイトボード	※ ほうろう白板	⊙ 図示	※ 白 ※ 白	・ 曲面 ・ スクリーン付引分け

黒板及びホワイトボードについて5年保証書を提出すること。なお、保証書は受注者と施工業者の連帯とする。
(製品には、製造年月、製作所記名プレートを取り付ける。)

9. 鏡 厚さ ※ 5mm ・ (20. 2. 10)

○ 10. 表示

・ 対人衝突防止表示 ⊙ 図示(市販品 ※ ステンレス製 径約30mm ・) ・ 無し
・ 誘導標識、非常用進入口等の表示は消防法に適合する市販品とし、その他は共通詳細図による。 (20. 2. 11)
・ 室名表示 ※ 図示による

11. ブラインド (20. 2. 13)

形式	スラットの材種	開閉方式	スラットの幅(mm)	ﾍｯﾄﾞﾎﾞｯｸｽ及びﾎﾞﾄﾑﾚｰﾙ
・ 横形	※ ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金	※ ｷﾞﾔ式 ・ ｺｰﾄﾞ式 ・ 操作棒式	※ 25 ・	※ 鋼製
・ 縦形	・ ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ ・ ｸﾛｽｽﾗｯﾄ	※ 2本操作ｺｰﾄﾞ式	・ 80 ・ 100	

○ 12. カーテン及びカーテンレール

レール、ブラケットの強さによる区分 ※ 10-90 ・ ( ) (20. 2. 16)(表 20. 2. 1)
材料 カーテンレール ※ アルミニウム及びアルミニウム合金の押出成型材(アルマイト仕上げ)
・ ステンレス製
工法 暗幕用カーテン両端、上部及び召合せ重なり ※ 300㎜以上 ・

21 排水工事

○ 1. 屋外雨水排水

材料 ※ 図示による

○ 2. 縁石及び側溝

材料 ※ 図示による

22 舗装工事

○ 1. 路盤 (22. 3. 2)

・厚さ: ※図面による
・材料: ※ 再生クラッシャランRC-40 ・ クラッシャランC-40 ・ 図面による (22. 3. 3)

○ 2. アスファルト舗装 (22. 4. 2)

・構成及び厚さ: ※図面による
・ 再生アスファルトの種類 ・ 60～80 ・ 80～100 ・ ( )
・ シールコートの適用: ・ 行う ※ 行わない (22. 4. 3)
・ 表層の加熱アスファルトの混合物の種類: ・ ( ) (22. 4. 4)
・切取り検査: ・ 行う ※ 行わない (22. 4. 6)
・アスファルト混合物等の抽出試験: ・ 行う ※ 行わない

○ 3. コンクリート舗装 (22. 5. 2)

・構成及び厚さ: ※図面による
・寒冷期に施工する場合で早強セメントを用いる場合: ※ 用いない ・ 用いる (22. 5. 3)
・注入目地材料のタイプ: ※ 低弾性タイプ ・ ( )
・溶接金網の網目の形状寸法、鉄線の径: ※ 鉄線径 6㎜ 網目150㎜

4. 透水性ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 (22. 7. 2)

・構成及び厚さ: ※図面による
・路盤材料: フィルター層は良質なシラスとする

○ 5. ブロック系舗装 (22. 8. 1)

・種類: ・ コンクリート平板舗装 ⊙ インターロッキングブロック舗装 ・ 舗石舗装
・構成及び厚さ: ※図面による (22. 8. 2)
・ブロックの敷設パターン: ※ 監督員の指示による ・ ( )

6. 砂利敷き (22. 9. 2)

・構成及び厚さ: ※図面による
・種別: ・ A種 ・ B種

章	適用	項目	特記事項

㈲新建築設計事務所
一級建築士 第 123921 号
黒木 博幸

吉野東中学校校舎増築その他本体工事
建築工事特記仕様書 5－5
鹿児島市建設局建築部建築課
A－06
Ver.R60507

関係法令　届出・許可等リスト

法令	項目	該当	不要	番号（日付）	備考
建築基準法	計画通知	■	□		
	検査済証	■	□		
	道路位指置定	□	■		
	道路相談	□	■		
	法４３条ただし書き許可	□	■		
	崖相談	□	■		
	危険宅協議会	□	■		
	仮使用承認	□	■		
	建築許可	□	■		法44、48、56/2、85、86
	建築認定	□	■		法55
	建築承認	□	■		令115/2 四 県 20～24 及び 27
	全体計画認定	□	■		
建築基準法　関係規定	宅地造成	□	■	追加指定 H19.7.2公示	宅地造成工事規制区域内の切土(2m)盛土(1m)又は500㎡超
	開発許可	□	■		市街化区域で開発1,000㎡以上,市街化調整区域の開発行為等
	市街化調整区域内	■	□		市街化調整区域内の建築行為
	自転車附置義務	□	■		商業　近隣商業地域で遊技場300㎡超,金融機関･店舗500㎡超
	自動車附置義務	□	■		商業･近隣･駐車場整備地区で店舗等1,500㎡超,住宅等2,000㎡超
	高度地区	□	■		城山周辺地区（建築物の高さの最高限度20m）
	臨港地区内	□	■		本港新町･中央 港新町･浜町等
	都市計画施設の区域内	□	■		都市計画道路　流通業務団地　公園等
	浄化槽・汲み取り	□	■		
	屋外広告物許可	□	■	第2種禁止地域	広告物の設置
	保健所への通知	□	■		店舗　集会場等3,000㎡，学校8000㎡
	バリアフリー法	□	■		特別特定建築物2,000㎡以上
	省エネ法	■	□		床面積300㎡以上
その他	公害防止事前協議	■	□		店舗･工場･福祉･医療施設等(物販店･事務所･倉庫は100㎡以上)
	地区計画	□	■		鴨池NT･明ヶ窪･武岡台･星ヶ峰南･南皇徳寺台 ･与次郎ヶ浜地区等
	城山周辺地区	□	■		城山周辺
	福祉のまちづくり届出	□	■		福祉保健施設、医療･集会･物販･飲食施設300㎡以上等
	福祉環境整備届出	□	■		病院･福祉施設 ･集会場 物販店･飲食店等 150㎡以上
	医療法	□	■		病院　診療所
	児童福祉法	□	■		保育所
	法第５条施設	□	■		卸売市場･火葬場･と畜場･汚物処理場･ごみ焼却場等
	電波法	□	■		高さ31mを超えるもの
	風致地区内	□	■		慈眼寺風致地区･寺山風致地区
	急傾斜地崩壊危険区域	□	■		
	砂防法	□	■		砂防指定地内
	市有地内	□	■		城南町・下荒田四丁目・三和町
	公衆浴場法	□	■		公衆浴場
	ホテル　旅館	□	■		
	土地区画整理区域内	□	■		原良･吉野･宇宿･郡山･谷山地区
	河川改修計画区域	□	■		新川流域
	国道沿線	□	■		328号を除く
	高圧線近接地	□	■		
	里道(農道)・水路等	□	■		
	農地法	□	■		農地
	ＪＲ線路沿い	□	■		
	給油所	□	■		
	工場立地法	□	■		敷地9,000㎡以上又は建築3,000㎡以上
	風俗営業法	□	■		風俗営業及び風俗関連営業等の施設
	倉庫業法	□	■		倉庫業を営む倉庫
	歩道切下げ	□	■		市道における歩道への車両の乗り入れがある場合
	景観条例	□	■		1500㎡以上又は一低 ･二低で軒高７ｍ又は３階以上等
	自然公園法	□	■		霧島屋久国立公園内　（吉野町,桜島等）
	駐車場法	□	■		路外駐車場　500㎡超
	史跡・文化財	□	■		遺跡範囲内等
	木材団地	□	■		東開町
	納骨堂・墓地	□	■		
	大規模小売店舗立地法	□	■		店舗床面積1,000㎡超
	自主協定	□	■		星和台（喜入）
	建築協定	□	■		伊敷台1丁目
	リサイクル法	■	□		
		□	□		
		□	□		
		□	□		

建築基準法　適用リスト

分類	項目		法	令	県条例	適用 有	適用 無	適用・条件緩和等根拠
建築確認	敷地の衛生安全	崖	１９	－	３	□	■	
		雨水　排水排出又は処理	１９	－	－	■	□	
	道路規制	道路種別	４２	－	－	■	□	市道
		道路幅員	４２	－	－	■	□	8.0m
		接道義務	４３	－	－	■	□	2m以上
		敷地と道路の関係	４３	－	１９～２５	■	□	6m以上
	用途規制	用途規制	４８	－	－	■	□	市街化調整区域
	面積制限	容積率	５２	－	－	■	□	80%
		建蔽率	５３	－	－	■	□	50%
	高さ制限	絶対高さ	５５	－	－	□	■	
		北側斜線	５６	－	－	□	■	
		道路斜線	５６	－	－	■	□	
		隣地斜線	５６	－	－	■	□	
		日影規制	５６の２	－	－	□	■	
単体規定	構造制限	大規模建築物の主要構造部	２１	－	－	□	■	
		屋根	２２	－	－	□	■	
		外壁	２３	－	－	□	■	
		木造の特殊建築物の外壁	２４	－	－	□	■	
		大規模木造建築物	２５	－	－	□	■	
		防火壁	２６	１１３	－	□	■	
		耐火要求のある特殊建築物	２７	－	－	■	□	
		防火・準防火地域	６１～６４	１３６の２	－	□	■	
	一般構造	居室の採光	２８	１９　２０	－	■	□	
		居室の換気	２８	２０の２	－	■	□	
		シックハウス　建築材料	２８の２	２０の５	－	■	□	
		シックハウス　換気設備	２８の２	２０の６	－	■	□	
		地階の居室	２９	２２の２	－	□	■	
		界壁の遮音構造	３０	２２の３	－	□	■	
		居室の天井高・床高	３６	２１　２２	－	■	□	
		階段	３６	２３～２７	－	□	■	
	避難規定	廊下	３５	１１９	－	■	□	
		直通階段までの歩行距離	３５	１２０	－	■	□	
		２以上の直通階段	３５	１２１	－	□	■	
		避難階段	３５	１２２　１２３	－	□	■	
		物販店舗の階段	３５	１２４	－	□	■	
		避難階の歩行距離	３５	１２５	－	■	□	
		出口・屋上広場・手摺	３５	１２５～１２６	－	■	□	
		排煙設備	３５	１２６の２３	－	□	■	126の2-1-2により除外
		非常用照明	３５	１２６の４５	－	□	■	126の4-1-3により除外
		非常用進入口	３５	１２６の６７	－	■	□	
		敷地内通路	３５	１２８	－	■	□	
		大規模木造建築物の敷地内通路	３５	１２８の２	－	□	■	
	防火規定	内装制限	３５の２	１２８の４	－	□	■	
		無窓居室の主要構造部	３５の３	１１１	－	□	■	
		面積区画	３６	１１２	－	■	□	1,500㎡以下（主要構造部が耐火構造）
		竪穴区画	３６	１１２	－	■	□	
		異種用途区画	３６	１１２	－	□	■	
		防火設備	３６	１１２	－	■	□	
		界壁・間仕切壁・隔壁	３６	１１４	－	■	□	
	建築設備等	避雷設備	３３	129の14 15	－	□	■	
		非常用ＥＶ	３４	129の３の３	－	□	■	
		防火ダンパー	３６	１１２　１１４	－	■	□	
		防火区画等貫通部措置	３６	129の２の５	－	■	□	
		ガス配管設備	３６	129の２の５	－	□	■	
その他	県条例	共同住宅・長屋・寄宿舎	－	－	７　８	□	■	
		ホテル・旅館・公衆浴場	－	－	９	□	■	
		劇場・映画館・集会場等	－	－	１０～16	□	■	
		自動車車庫・自動車修理工場	－	－	１７　18	□	■	
	市細則	工場・危険物調書	－	－	－	□	■	

消防法　適用リスト

項目			適用 有	適用 無	適用・条件緩和等根拠
要件		防火対象物	■	□	
		準地下街	□	■	
		無窓階	□	■	
消防の用に供する設備	消火設備	消火器	■	□	
		簡易消火用具（水バケツ 水槽 乾燥砂等）	□	■	
		屋内消火栓設備	■	□	主要構造部が耐火構造の場合、倍読み1,400㎡以下不要
		スプリンクラー設備	□	■	11階以下
		水噴霧消火設備	□	■	
		泡消火合設備	□	■	
		不活性ガス消火設備	□	■	
		ハロゲン化物消火設備	□	■	
		粉末消火設備	□	■	
		屋外消火栓設備	□	■	9,000㎡以上
		動力消防ポンプ設備	□	■	
	警報設備	自動火災報知設備	■	□	地上３階　３００㎡以上
		ガス漏れ火災警報設備	□	■	温泉の採取の為の施設ではないため免除
		漏電火災警報器	□	■	鉄鋼入り床・壁・天井
		消防機関へ通報する火災報知設備	□	■	消防機関へ常時通報することができる電話設置により免除
		非常警報器具（警鐘　）	□	■	自動火災報知設備設置により免除
		非常警報器具　（携帯用拡声器　）	□	■	自動火災報知設備設置により免除
		非常警報器具　（手動式サイレン）	□	■	自動火災報知設備設置により免除
		非常警報設備　（非常ベル）	□	■	自動火災報知設備設置により免除
		非常警報設備　（自動式サイレン）	□	■	自動火災報知設備設置により免除
		非常警報設備　（放送設備　）	□	■	収容人員８００人以下により免除
避難設備		避難器具　（すべり台）	□	■	
		避難器具　（避難はしご）	□	■	
		避難器具　（救助袋　）	□	■	
		避難器具　（緩降機　）	□	■	
		避難器具　（避難橋　）	□	■	
		避難器具　（その他の避難器具等　）	□	■	
		誘導灯	□	■	
		誘導標識	■	□	
消防用水		防火水槽	□	■	１５，０００㎡以上
消火活動上必要な施設		排煙設備	□	■	
		連結散水設備	□	■	
		連結送水管	□	■	
		非常コンセント設備	□	■	
		無線通信補助設備	□	■	
		総合操作盤	□	■	５０，０００㎡以上
必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等		パッケージ型消火設備	□	■	
		パッケージ型自動消火設備	□	■	
		加圧坊排煙設備	□	■	

㈲新建築設計事務所
一級建築士　第　123921　号
黒木　博幸

吉野東中学校校舎増築その他本体工事
関係法令適用リスト　NO.SCALE
鹿児島市建設局建築部建築課
A-07

法規凡例

外壁	鉄筋コンクリート造t120　　耐火構造：告示第1399号
耐火・準耐火建築物	耐火建築物
防火区画	面積区画(水平区画):鉄筋コンクリート造t12・t150(スラブ)
	竪穴区画（階段）：鉄筋コンクリート造　t180（壁）
	耐火構造：告示第1399号
主要間仕切壁	既存：鉄筋コンクリート造t200　耐火構造：告示第1399号
	増築：鉄筋コンクリート造t150　耐火構造：告示第1399号
	増築：PBZt12.5+SBt6.0両面張り　　FP060NP-0384
シックハウス	既存建物：昭和58年竣工
	増築部：全ての材料をF☆☆☆☆以上を使用する
階段	屋内階段：幅140cm以上、蹴上18cm以下、踏面26cm以上
排煙設備	令128条の2　1項ただし書き　2号
廊下幅	1.8m以上
歩行距離	主要構造部：耐火構造　　50m（重複25m）
敷地内通路	1.5m以上　北側
非常用の照明	令126条の4　1項ただし書き　3号
非常用の進入口▼	代替え進入口：3・4階北側窓　10m以内
内装制限	令128条の4　2項（　）書き

消防無窓の検討

【1階】　床面積：911.84㎡

必要有効面積：911.84×1/30＝30.40㎡

対象建具有効開口面積

既AD-1×2：3.63×2＝7.26㎡
既AD-2：3.28㎡
既AD-3：3.63㎡
既AD-4：3.28㎡
既AW-3×8：2.64×8＝21.12㎡
既AW-4×2：2.48×2＝4.96㎡
既AW-5：2.35㎡
AD-1：1.8㎡
AW-4：2.54㎡
AW-5：2.61㎡
AW-6：1.08㎡
合計：53.91㎡　＞　30.40㎡　OK

【2～4階】　床面積：917.93㎡

必要有効面積：917.93×1/30＝30.60㎡

対象建具有効開口面積

既AD-3：3.63㎡
既AW-3×8：2.64×8＝21.12㎡
既AW-4×2：2.48×2＝4.96㎡
既AW-5×2：2.35×2＝4.70㎡
AW-2：5.07㎡
AW-5：2.61㎡
AW-6：1.08㎡
合計：43.17㎡　＞　30.60㎡　OK

既存建具表　1：200

・採光に有効な面積について、採光補正係数3を乗じた値とする。
・排煙に有効な面積について、既AW-1・既AW-2はFL+2.1m以上を有効とする。
・増築部分の建具については、建具表参照のこと。

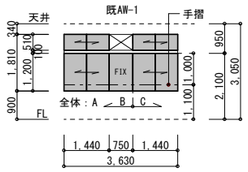

既AW-1：各有効面積
採光 A：17.46　B：10.08　C：7.38
換気 A：2.46　B：1.23　C：1.23
排煙 A：0.73　B：0.36　C：0.36

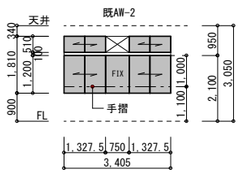

既AW-2：各有効面積
採光：16.32
換気：2.27
排煙：0.67

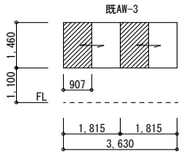

既AW-3：開口面積　2.64

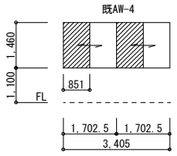

既AW-4：開口面積　2.48

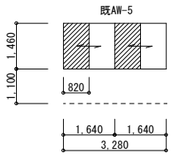

既AW-5：開口面積　2.35

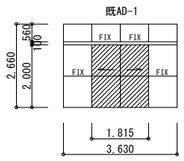

既AD-1：開口面積　3.63

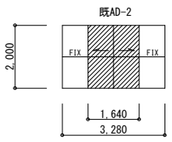

既AD-2：開口面積　3.28

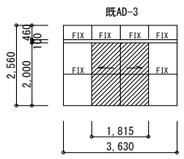

既AD-3：開口面積　3.63

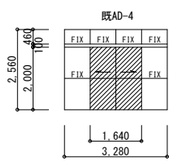

既AD-4：開口面積　3.28

全体平面図　1：400

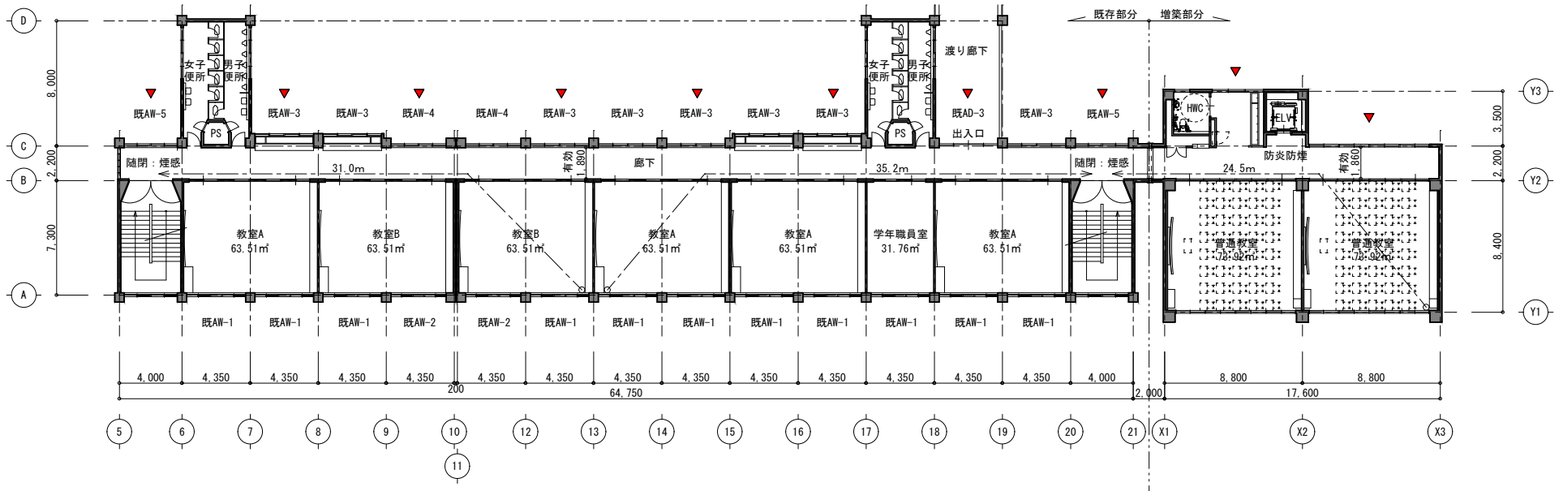

屋内階段
幅：193cm
蹴上：15.62cm
踏面：29cm

教室A　63.51㎡	
対象建具：既AW-1A×2	
必要採光	63.51÷5＝12.71
有効採光	17.46×2＝34.92
必要換気	63.51÷20＝3.18
有効換気	2.46×2＝4.92
必要排煙	63.51÷50＝1.28
有効排煙	0.73×2＝1.46

教室B　63.51㎡	
対象建具：既AW-1A、既AW-2	
必要採光	63.51÷5＝12.71
有効採光	17.46+16.32＝33.78
必要換気	63.51÷20＝3.18
有効換気	2.46+2.27＝4.73
必要排煙	63.51÷50＝1.28
有効排煙	0.73+0.67＝1.40

学年職員室　31.76㎡	
対象建具：既AW-1A	
必要採光	31.76÷20＝1.59
有効採光	17.46
必要換気	31.76÷20＝1.59
有効換気	2.46

屋内階段
幅：193cm
蹴上：15.62cm
踏面：29cm

普通教室　73.92㎡	
対象建具：AW-1	
必要採光	73.92÷5＝14.79
有効採光	34.63
必要換気	73.92÷20＝3.70
有効換気	5.77
必要排煙	73.92÷50＝1.48
有効排煙	2.81

2～4階全体平面図

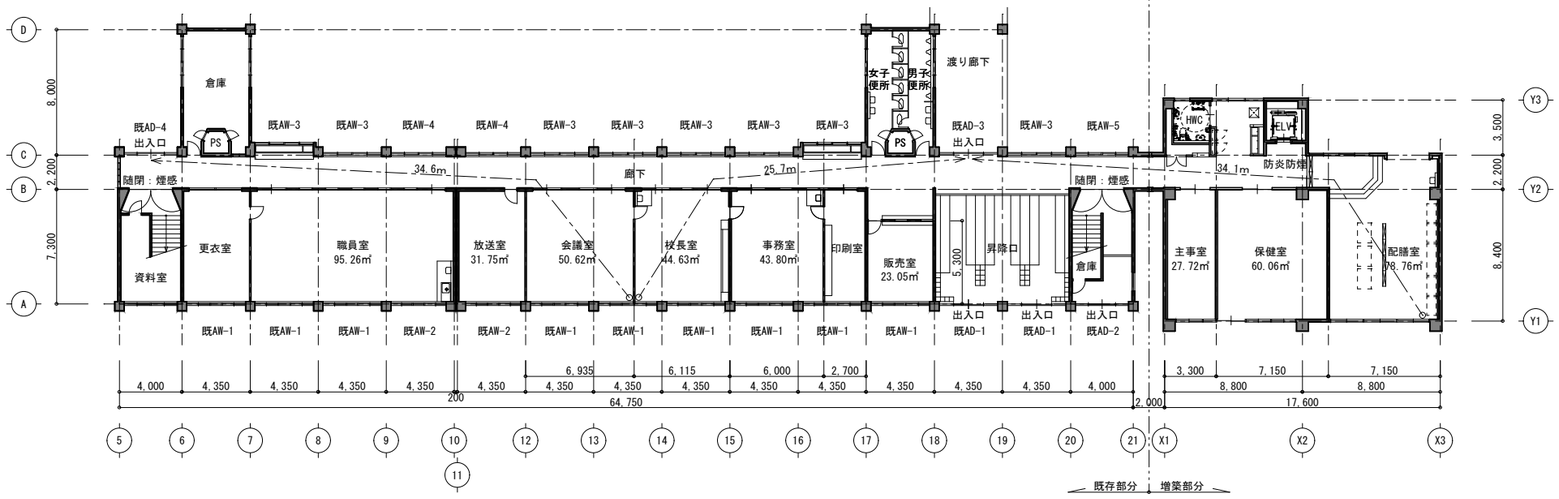

職員室　95.26㎡	
対象建具：既AW-1A×2、既AW-2	
必要採光	95.26÷20＝4.77
有効採光	17.46×2+16.32＝51.24
必要換気	95.26÷20＝4.77
有効換気	2.46×2+2.27＝7.19
必要排煙	95.26÷50＝1.91
有効排煙	0.73×2+0.67＝2.13

放送室　31.75㎡	
対象建具：既AW-2	
必要採光	31.75÷20＝1.59
有効採光	16.32
必要換気	31.75÷20＝1.59
有効換気	2.27

会議室　50.62㎡	
対象建具：既AW-1A、既AW-1B	
必要採光	50.62÷20＝2.54
有効採光	17.46+10.08＝27.54
必要換気	50.62÷20＝2.54
有効換気	2.46+1.23＝3.69
必要排煙	50.62÷50＝1.02
有効排煙	0.73+0.36＝1.09

校長室　44.63㎡	
対象建具：既AW-1A、既AW-1C	
必要採光	44.63÷20＝2.24
有効採光	17.46+7.38＝24.84
必要換気	44.63÷20＝2.24
有効換気	2.46+1.23＝3.69

事務室　43.80㎡	
対象建具：既AW-1A、既AW-1C	
必要採光	43.80÷20＝2.19
有効採光	17.46+7.38＝24.84
必要換気	43.80÷20＝2.19
有効換気	2.46+1.23＝3.69

販売室　23.05㎡	
対象建具：既AW-1A	
必要採光	23.05÷20＝1.16
有効採光	17.46
必要換気	23.05÷20＝1.16
有効換気	2.46

主事室　27.72㎡	
対象建具：AD-1	
必要採光	27.72÷20＝1.39
有効採光	11.51
必要換気	27.72÷20＝1.39
有効換気	2.22

保健室　60.06㎡	
対象建具：AD-1	
必要採光	60.06÷20＝3.01
有効採光	27.69
必要換気	60.06÷20＝3.01
有効換気	4.61
必要排煙	60.06÷50＝1.21
有効排煙	1.58

1階全体平面図

㈲新建築設計事務所
一級建築士　第　123921　号
黒木　博幸

吉野東中学校校舎増築その他本体工事
建築基準法チェック図　　図示　A-08
鹿児島市建設局建築部建築課

工事区分表

	項目	建築工事	電気設備工事	給排水設備工事	冷房設備工事	別途	備考
共通	仮設電力の電気料金	○	○	○	○		
	本設受電後引渡しまでの電気料金	○	○	○	○		
	仮設上下水道・ガスの使用料金	○	○	○	○		
	本設上下水道・ガスの引渡しまでの使用料金	○	○	○	○		
	電力・ガス・上下水道・電話引込負担金	○	○	○	○		
	外構・植栽	○					
機械基礎	床上機械基礎及び仕上げ（ＲＣ）	○					
	架台、アンカーボルト等		○	○	○		
躯体関係	構造体設備用貫通箱入れ及びスリーブ		○	○	○		
	同上開口補強	○					
	同上開口部補修		○	○	○		
	防水スリーブ及び防水処理		○	○	○		
	ＲＣ部分梁貫通スリーブ		○	○	○		
	同上用補強工事	○					
	梁壁貫通部補修埋戻し		○	○	○		
	ダクト、パイプ等の防水貫通部補修		○	○	○		
	ＥＰＳ、ＰＳ点検口	○					
	ベンドキャップ給排気			○			
	天井点検口・開口補強	○					
	設備器具用天井開口		○	○	○		
	同上開口補強	○					
排水工事	雨水ルーフドレン、縦樋、横引樋	○					
	雨水桝、排水管	○					
	設備用吊ボルト		○	○	○		
ピット マンホール等	屋内床点検口（補強共）	○					

	項目	建築工事	電気設備工事	給排水設備工事	冷房設備工事	別途	備考
設備工事等	冷房設備室外機				○		
	冷房設備室外機基礎・フェンス	○					
	冷房用リモコン（配管・スイッチボックス）		○				
	冷房用リモコン（配線）				○		
	冷房設備分電盤		○				
	冷房設備分電盤１次側		○				
	冷房設備分電盤２次側（分電盤～室外機配管・配線）		○				
	冷房設備分電盤２次側（分電盤～Ｐ．Ｂ間配管）		○				
	冷房設備分電盤２次側（P.B～室内機配線）				○		
	換気設備				○		
便所 流し等	既成鏡			○			（既製品）
	洗面器用水石鹸入、紙巻器および取付			○			
	洗面カウンター						
	同上洗面器及び配管			○			
	既製手すり（便所等）			○			
	特注手すり（階段、バルコニー等）	○					
	衛生器具面台	○					
	衛生器具			○			
	水栓類			○			
	廊下、流し台	○					
	廊下、流し台排水トラップ	○					
	廊下、流し台排水管			○			
	衛生器具、手すり等の裏板			○			
	外部水飲み場等排水目皿、トラップ			○			
	外部水飲み場等排水管			○			
	流し台、コンロ台等（主事室、保健室）	○					（既製品）
防火戸等	防火戸	○					
	煙感知器・レリーズ・配管配線		○				
	防火区画ダクト防火ダンパー・延焼の恐れFD				○		

	項目	建築工事	電気設備工事	給排水設備工事	冷房設備工事	別途	備考
防災設備	防災盤より連動装置までの配管配線		○				
	感知器配管配線		○				
	発信器、標示灯取付配管配線		○				
	自然排煙窓、手動開放装置						
	消火器					○	消火器は ABC粉末10型を想定
	消火器ボックス			○			屋内消火栓一体型
	発信機・表示灯・消火ポンプ起動スイッチ		○				
	非常用進入口　赤色反射マーク						代替進入口
	誘導標識	○					

	項目	建築工事	電気設備工事	給排水設備工事	冷房設備工事	別途	備考
家具	家具	○					
ELV	一次側電源（アース共）		○				
	遠隔監視用通信配管		○				
	乗場インターホン	○					
	全上位置ボックス	○					
	全上配管・配線	○					
	煙感知器		○				
	全上配管・配線		○				
	制御盤	○					
その他	ブラインド					○	
	カーテン					○	
	カーテンレール	○					
	カーテンボックス	○					
	サイン	○					

㈲新建築設計事務所
一級建築士　第　123921　号
黒木　博幸

吉野東中学校校舎増築その他本体工事
工事区分表　NO.SCALE
鹿児島市建設局建築部建築課
A-09

建築概要

工事名	吉野東中学校校舎増築その他本体工事
工事場所	鹿児島市 吉野町 5003番地
敷地面積	34,128.00 ㎡
用途地域等	市街化調整区域（80/50）
主要用途	中学校
工事内容	4階建て増築、既存棟一部改修
構造・階数	鉄筋コンクリート造、4階建て
耐火建築物	耐火建築物
建築面積	3,606.60 ㎡
延べ面積	7,282.43 ㎡ （容積率算定面積：7,282.43-29.16：ELV=7,253.27㎡）
建蔽率	3,606.60÷34,128.00×100=10.57% ＜ 50% OK
容積率	7,253.27÷34,128.00×100=21.26% ＜ 80% OK
工事に関する注意事項	・仮囲い等の詳細な位置は、監督員と十分協議のこと。 ・仮囲いが工事の支障となる箇所は一時的に撤去する事。 ・工事車両及び生徒の通路が近接するため、生徒の移動時の工事車両の出入を制限する等、生徒等への安全対策等を十分に行うこと。 ・工事の際は、学校関係車両の通行の支障にならないよう十分配慮すること。 ・工事に際しては、設備工事と十分に調整を行うこと。

仮囲い 1：100

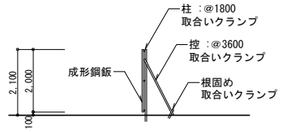

出入口：クロスゲート W6.0m×H1.8m×4ヶ所
仮囲い：成形鋼鈑 H＝2.00m 全周長 102.0m
── － ── 仮囲いを示す

附近見取図

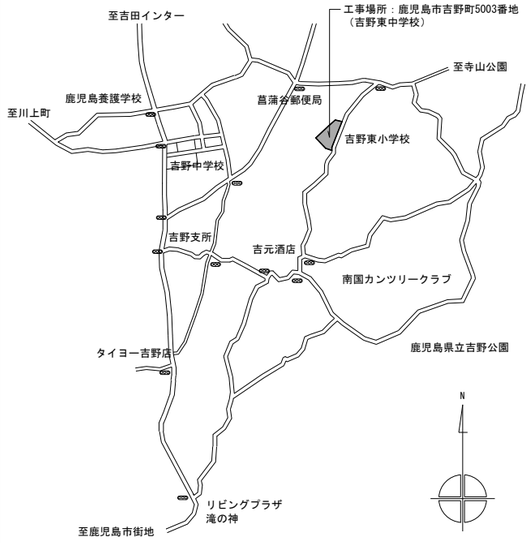

配置図 1：1000

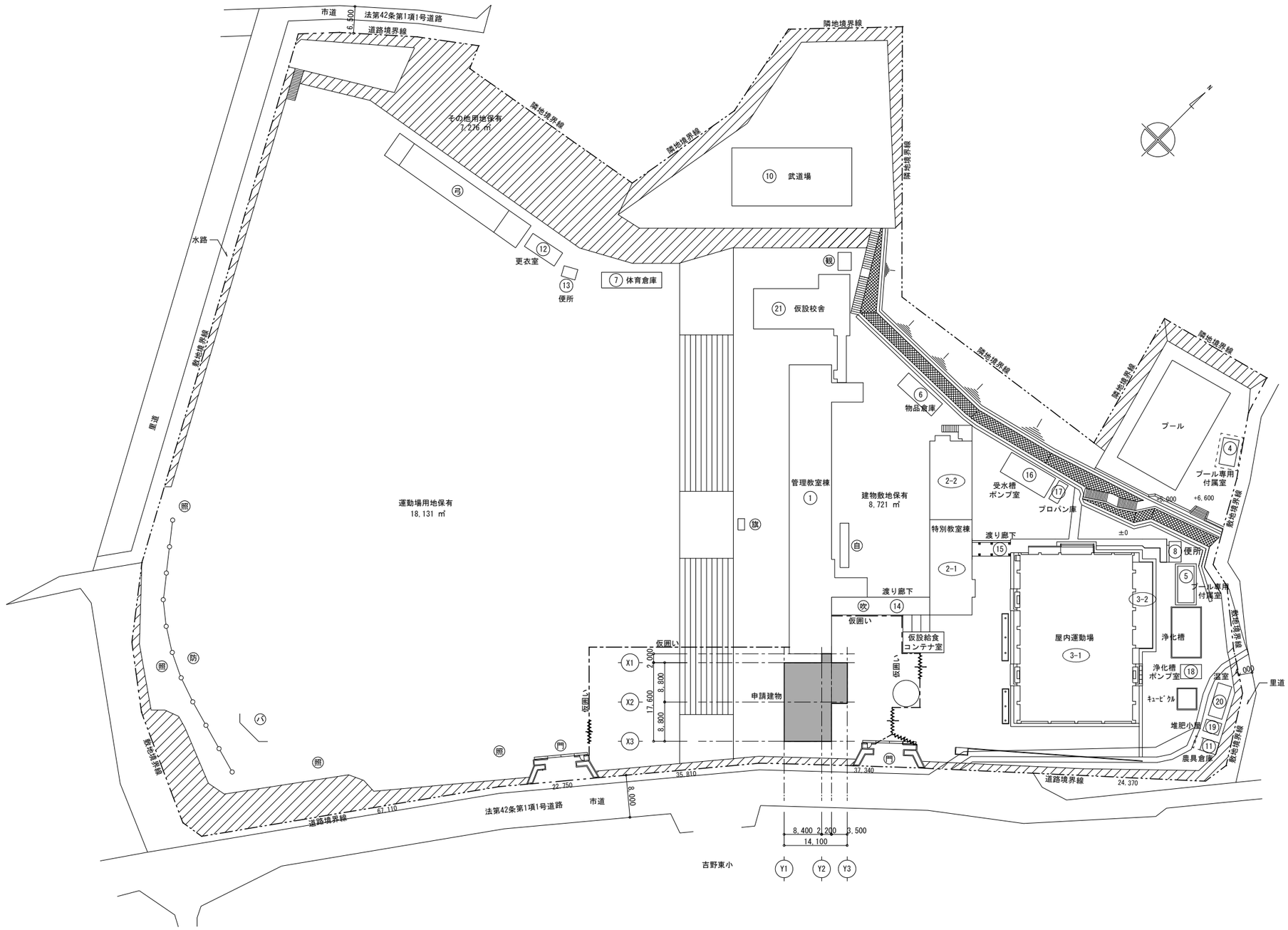

建物別面積表

	①		2-1	2-2	3-1	3-2	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	申請建物	合計
	RC造4F	RC造1F	RC造4F	RC造2F	RC造1F	S造1F	RC造1F	RC造1F	RC造1F	RC造1F	RC造1F	S造1F	W造1F	RC造1F	RC造1F	RC造4F	S造1F	RC造1F	RC造1F	RC造1F	W造1F	S造1F	LS造2F	RC造4F	
	管理教室棟		特別教室棟		屋内運動場		プール専用付属室	プール専用付属室	物品倉庫	体育倉庫	便所	武道場	農具倉庫	更衣室	便所	渡り廊下	渡り廊下	受水槽ポンプ室	プロパン庫	浄化槽ポンプ室	堆肥小屋	温室	仮設校舎	管理教室棟	
工事種別	既存	減築（解体）	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	増築	
建築面積	899.25	-165.30	210.45	176.02	1049.00	65.46	21.00	28.00	35.00	47.25	11.25	453.40	14.03	28.00	7.68	90.80	26.00	53.76	9.45	13.50	9.72	24.32	251.20	247.36	3,606.60
延べ面積																									
1階	854.33	-165.30	206.03	169.98	930.00	85.95	21.00	28.00	35.00	47.25	11.25	349.70	9.94	28.00	7.68	90.80	0.00	53.76	9.45	13.50	9.72	24.32	199.94	222.81	3,243.11
2階	695.12		206.03	165.90												90.80							199.94	222.81	1,580.60
3階	695.12		206.03													90.80								222.81	1,214.76
4階	695.12		206.03													90.80								222.81	1,214.76
R階	29.20																								29.20
合計	2968.89	-165.30	824.12	335.88	930.00	85.95	21.00	28.00	35.00	47.25	11.25	349.70	9.94	28.00	7.68	363.20	0.00	53.76	9.45	13.50	9.72	24.32	399.88	891.24	7,282.43

㈲新建築設計事務所
一級建築士 第 123921 号
黒木 博幸

吉野東中学校校舎増築その他本体工事		
建築概要、付近見取図、配置図	A3:1/1000	A-10
鹿児島市建設局建築部建築課		

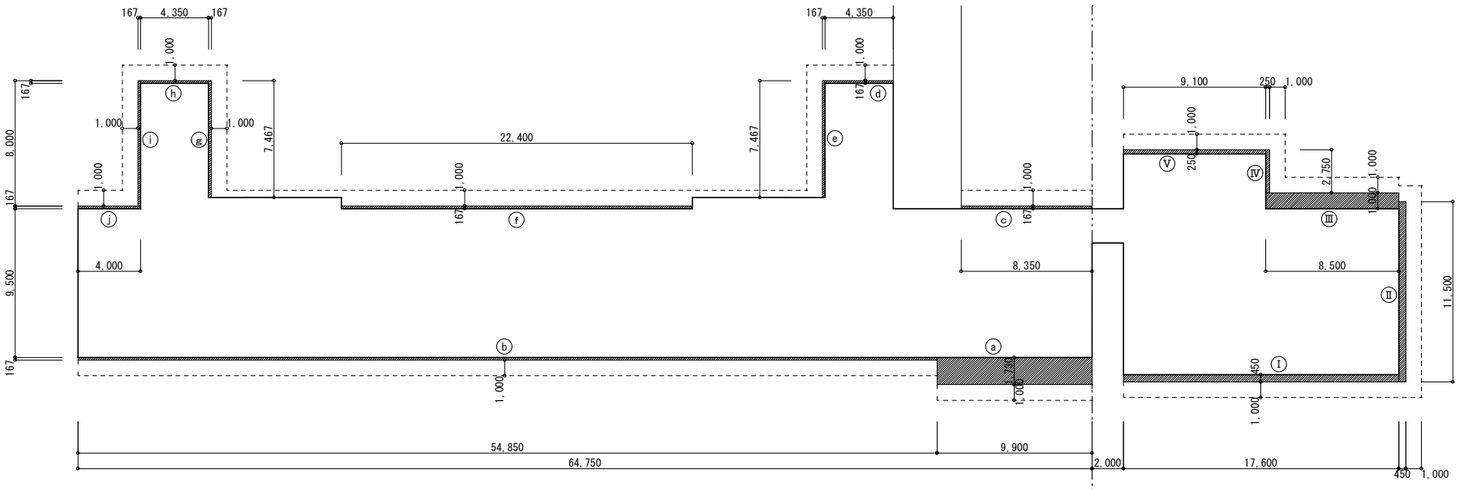

建築面積算入求積図　1：400

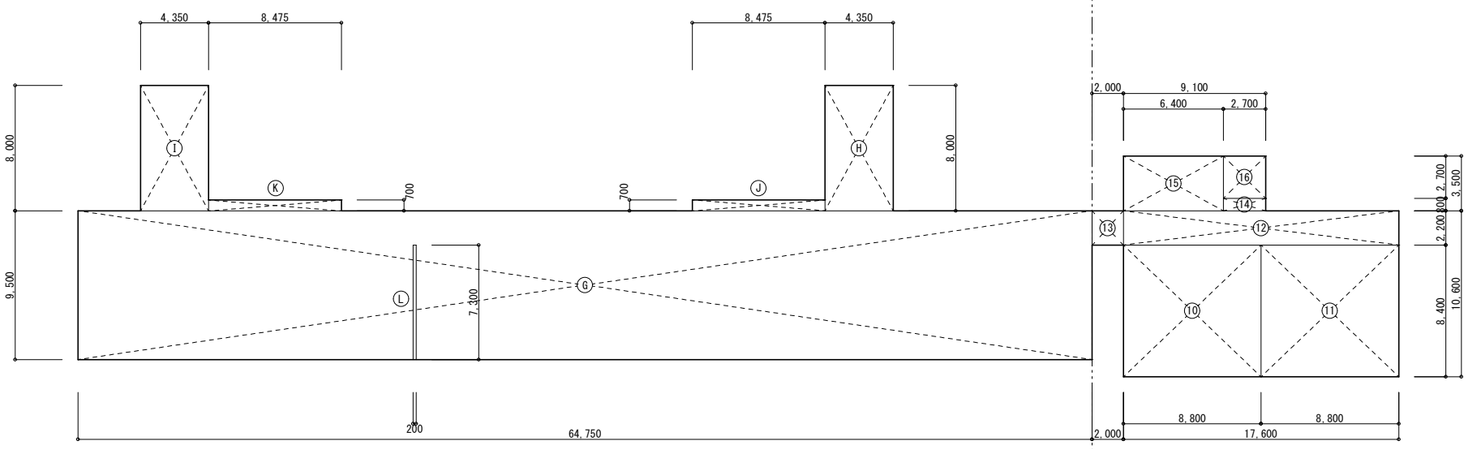

２～４階床面積求積図　1:400

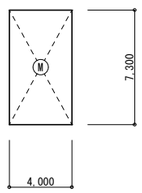

塔屋階床面積求積図　1:400
※既存部分

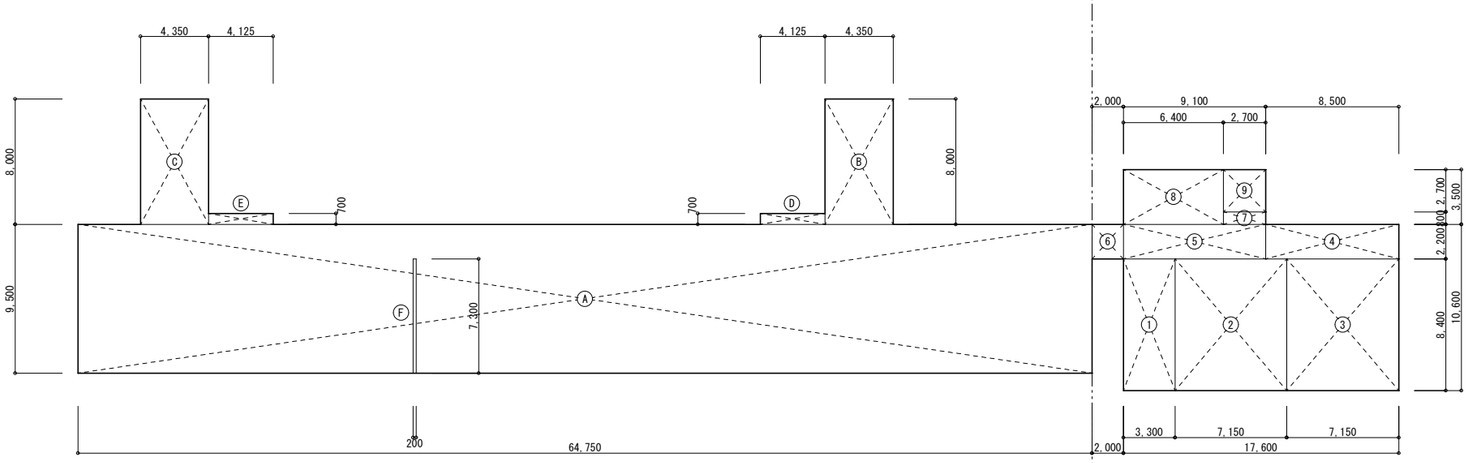

１階床面積求積図　1:400

既存部分　増築部分

記号	計算式(m)	面積(㎡)	記号	計算式(m)	面積(㎡)	記号	計算式(m)	面積(㎡)
A	64.75 × 9.50	615.125	1	3.30 × 8.40	27.720	a	9.90 × 1.73	17.127
B	4.35 × 8.00	34.800	2	7.15 × 8.40	60.060	b	54.85 × 0.167	9.159
C	4.35 × 8.00	34.800	3	7.15 × 8.40	60.060	c	8.35 × 0.167	1.394
D	4.125 × 0.70	2.887	4	8.50 × 2.20	18.700	d	4.35 × 0.167	0.726
E	4.125 × 0.70	2.887	5	9.10 × 2.20	20.020	e	0.167 × 7.467	1.246
F	0.20 × 7.30	1.460	6	2.00 × 2.20	4.400	f	22.40 × 0.167	3.740
G	64.75 × 9.50	615.125	7	2.70 × 0.80	2.160	g	0.167 × 7.467	1.246
H	4.35 × 8.00	34.800	8	6.40 × 3.50	22.400	h	4.35 × 0.167	0.726
I	4.35 × 8.00	34.800	9	2.70 × 2.70	7.290	i	0.167 × 8.00	1.336
J	8.475 × 0.70	5.932	10	8.80 × 8.40	73.920	j	4.00 × 0.167	0.668
K	8.475 × 0.70	5.932	11	8.80 × 8.40	73.920			
L	0.20 × 7.30	1.460	12	17.60 × 2.20	38.720	Ⅰ	17.60 × 0.45	7.920
M	4.00 × 7.30	29.200	13	2.00 × 2.20	4.400	Ⅱ	11.50 × 0.45	5.175
			14	2.70 × 0.80	2.160	Ⅲ	8.50 × 1.00	8.500
			15	6.40 × 3.50	22.400	Ⅳ	0.25 × 2.75	0.687
			16	2.70 × 2.70	7.290	Ⅴ	9.10 × 0.25	2.275

床面積面算定表

階	既存部分		増築部分		合計
	算定	面積	算定	面積	
塔屋階	Ⓜ＝ 29.200	29.20 ㎡			29.20 ㎡
4階	Ⓖ～Ⓚ－Ⓛ＝ 695.129	695.12 ㎡	⑩～⑯＝ 222.810	222.81 ㎡	917.93 ㎡
3階	Ⓖ～Ⓚ－Ⓛ＝ 695.129	695.12 ㎡	⑩～⑯＝ 222.810	222.81 ㎡	917.93 ㎡
2階	Ⓖ～Ⓚ－Ⓛ＝ 695.129	695.12 ㎡	⑩～⑯＝ 222.810	222.81 ㎡	917.93 ㎡
1階	Ⓐ～Ⓔ－Ⓕ＝ 689.039	689.03 ㎡	①～⑨＝ 222.810	222.81 ㎡	911.84 ㎡
延床		2,803.59 ㎡		891.24 ㎡	3,694.83 ㎡

建築面積算定表

	既存部分		増築部分		合計
	算定	面積	算定	面積	
	Ⓖ～Ⓚ＋ⓐ～ⓙ＝ 733.957	733.95 ㎡	⑩～⑯＋①～Ⓥ＝ 247.367	247.36 ㎡	981.31 ㎡

容積率算定表

階	既存部分		増築部分		合計
	算定	面積	算定	面積	
塔屋階	Ⓜ＝ 29.200	29.20 ㎡			29.20 ㎡
4階	Ⓖ～Ⓚ－Ⓛ＝ 695.129	695.12 ㎡	⑩～⑮＝ 215.520	215.52 ㎡	910.64 ㎡
3階	Ⓖ～Ⓚ－Ⓛ＝ 695.129	695.12 ㎡	⑩～⑮＝ 215.520	215.52 ㎡	910.64 ㎡
2階	Ⓖ～Ⓚ－Ⓛ＝ 695.129	695.12 ㎡	⑩～⑮＝ 215.520	215.52 ㎡	910.64 ㎡
1階	Ⓐ～Ⓔ－Ⓕ＝ 689.039	689.03 ㎡	①～⑧＝ 215.520	215.52 ㎡	904.55 ㎡
延床		2,803.59 ㎡		862.08 ㎡	3,665.67 ㎡

各室面積表（増築部分）

階	室名	算定	面積
2～4階	普通教室	⑩・⑪＝ 73.920	73.92 ㎡
	廊下・HWC	⑫～⑮＝ 67.680	67.68 ㎡
	ELV	⑯＝ 7.290	7.29 ㎡
1階	主事室	①＝ 27.720	27.72 ㎡
	保健室	②＝ 60.060	60.06 ㎡
	配膳室	③～④＝ 78.760	78.76 ㎡
	廊下・HWC	⑤～⑧＝ 48.980	48.98 ㎡
	ELV	⑨＝ 7.290	7.29 ㎡

㈲新建築設計事務所
一級建築士　第　123921　号
黒木　博幸

吉野東中学校校舎増築その他本体工事

面積算定図　A3:1/400

鹿児島市建設局建築部建築課

A-11

材料表

名　称（符号）	品種・規格・寸法など	備　考	名　称（符号）	品種・規格・寸法など	備　考	名　称（符号）	品種・規格・寸法など	備　考
内壁			床			断熱材		
杉板縦張り	杉羽目板t12.0(本実加工)縦張り　ＣＬ塗装		VS-1	t2.0 複層ビニル床シート フラットタイプ(粒子配合)		スタイロフォーム	3種押出法ポリスチレンフォーム保温板	『熱伝導率0.026W/mK』
				防滑性			屋根スラブ下部分：t40	
不燃化粧板	メラミン不燃化粧板t3.0貼り(抗菌仕様)						1階土間スラブ下部分：t25	
			VS-2	t2.0　複層ビニル床シート　トイレ用				
珪藻土塗り	内装用珪藻土　塗厚1.5～2.0mm			抗菌・防滑性		現場発泡ウレタン吹付	t25　A種1H　　NF1H	
							「外部廻り壁部分」	
主要間仕切壁	PBZt12.5+SBt6.0両面張り	スラブ下まで立ち上げること	VS-3	t2.0　複層ビニル床シート	１階のみ			
	(LGS100)					その他		
			アンダーレイシート	t4.5　ピニル床下地用シート	配膳室			
床			厨房用塗床材	t1.5　エポキシ樹脂系塗床材　防滑性				
フローリング	単層フローリングボード(集成材)t15.0張り							
	シーラー1回塗り、ウレタン系クリアー２回塗り							
クッションシート	t2.0　フローリング下地用シート							

外装仕上表

部　位	仕　上	部　位	仕　上	部　位	仕　上
屋根	防水RC直 増打t40　ワイヤーメッシュφ6×150目	犬走り	犬走り：土間RC直、(誘発目地切)		
パラペット	天端：防水RC直の上　E-T(模様なし) 見付：防水RC型の上　E-T	プラットホーム 階段	モルタル金こて押え ノンスリップタイル		
外壁	RC型　E-T (誘発目地切)	手洗い・足洗い	50角磁器質タイル貼り		
軒裏	RC型　アクリル系軒天用仕上塗材 (化粧目地切)	樋	カラーVPφ100 SUS製揺み金物(@1200以下)：内部コーン式アンカー使用 ルーフドレン・中継ドレン　：鋳鉄製		
窓庇	天端：RC直　E-T(模様無し) 見付：RC型　E-T 見上：RC型　アクリル系軒天用仕上塗材	EXP.J	外部-壁・笠木：アルミ製既製品　クリアランス150mm　耐火1時間 内部-壁・天井：アルミ製既製品　クリアランス150mm 内部-床：SUS製既製品　クリアランス150mm　耐火1時間		
巾木	RC化	既存改修(増設)壁	改修部：既存外壁補修の上　RP-1 増設部：RC型　RP-1 ※鉄筋切断部：防錆塗装の上　外壁補修		

内装仕上表

位置	室　名	床	巾　木	H	腰　壁	床高	見切線	壁	天　井	天井高	見切線	天井改	室名札	B.BOX	備　考
1階	主事室	アンダーレイシートt4.5の上　VS-3貼り 下地：RC直の上　モルタルt30	V	75				RC:PBt9.5(GL工法)+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS65:PBt9.5+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS100:主要間仕切壁　EP-G塗装	化粧PBt9.5張り	2600	V	○	○	○	掃除具入 SUS製流し台、SUS製コンロ台
	保健室	全　上	V	75	流し前部：不燃化粧板t3.0貼り			RC:PBt9.5(GL工法)の上　EP-G塗装 LGS65:PBt9.5の上　珪藻土塗 LGS100:主要間仕切壁　珪藻土塗	全　上	2600	V	○	○	○	ホワイトボード、掲示板、SUS製流し台、SUS製コンロ台 収納棚、掃除具入、ライニング面台
	配膳室	厨房用塗床材 下地：RC直の上　モルタルt30	M 塗床材	100				RC:PBt9.5(GL工法)+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS65:PBt9.5+SBt6.0の上　EP-G塗装	全　上 梁型：RC型補修の上　EP-G塗装	2600	V	○	○	○	ライニング面台
	バリアフリー トイレ	アンダーレイシートt4.5の上　VS-2貼り 下地：RC直の上　モルタルt30	VS立上	100	RC:PBt9.5(GL工法)+SBt6.0の上　不燃化粧板t3.0貼り LGS65:PBt9.5(GL工法)+SBt6.0の上　不燃化粧板t3.0貼り			全　上	全　上	2600	V	○	○		ライニング面台
	ホール・廊下	アンダーレイシートt4.5の上　VS-1貼り 下地：RC直の上　モルタルt30	V	75				RC:PBt9.5(GL工法)+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS65:PBt9.5+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS100:主要間仕切壁　EP-G塗装	全　上	2600	V	○			
共通	普通教室	集成材フローリングt15.0張り　UC塗装 クッションシートt2.0の上 下地：RC直の上　セルフレベリング(セメント系)	W	90	RC:PBt9.5(GL工法)の上　杉板t12.0縦張り　CL塗装 LGS65:PBt9.5の上　杉板t12.0縦張り　CL塗装 LGS100:主要間仕切の上　杉板t12.0縦張り　CL塗装	885	W	RC:PBt9.5(GL工法)+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS65:PBt9.5+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS100:主要間仕切壁　EP-G塗装	化粧吸音PBt9.5張り	2600	V	○	○	○	UD黒板、掲示板、生徒用ロッカー、掃除具入、教師用棚
	車いす対応トイレ	VS-2貼り 下地：RC直の上　モルタルt30	V	75	RC:PBt9.5(GL工法)+SBt6.0の上　不燃化粧板t3.0貼り LGS65:PBt9.5(GL工法)+SBt6.0の上　不燃化粧板t3.0貼り			RC:PBt9.5(GL工法)+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS65:PBt9.5+SBt6.0の上　EP-G塗装	化粧PBt9.5張り	2600	V	○	○		
	ホール・廊下	VS-1貼り 下地：RC直の上　モルタルt30	V	75				RC:PBt9.5(GL工法)+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS65:PBt9.5+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS100:主要間仕切壁　EP-G塗装	全　上	2600	V	○			
	PS・EPS	RC直の上　モルタルt30	—					LGS下地、SBt8.0張り	RC型 断熱材現し						
	ELV	RC直の上　ケイ酸質系塗布防水	床同材 1FLまで					RC型	断熱材現し						

特記事項

【建築材料等】

・使用する下地材・仕上材・家具等は、表示等級F☆☆☆☆で施工する。
・天井裏等に使用する全ての材料はF☆☆☆以上で施工する。

【建築基準法関係規定等】

・建築設備は令第129条の2の3第2号による。
・電気設備は建築基準法第32条を遵守する。
・換気設備は令第129条の2の5による。
・給水、排水その他配管設備は、建築基準法第36条・令129の2の4に基づき施工する。
・建築材料の品質は、建築基準法第37条を遵守する。
・ガス事業法第162条を遵守する。
・水道法第16条を遵守する。
・下水道法第16条を遵守する。

【施工関係】

・外壁面は、断熱材(現場発泡ウレタンt25)吹付とする。別紙参照
・内部壁ボード目地処理で、防火壁は継目処理工法とする。
・ステンレス仕上げについて、内部はHL、外部は特記以外は鏡面仕上げとする。
・面台を設置するトイレブースは補強を行うこと。
・外部コンクリート土間は特記なき限り2%勾配とする。
・内部木部は特記なき限りCL塗装とする。内部鉄部は特記なき限りSOP塗装とする。
・天井下地は全てLGSとする。
・屋根スラブ下には3種押出法ポリスチレンフォーム保温材t40を打込むこと。
・廊下と階段室はVSを中心で張り分けること。

・フローリングと建具取合い部は、10×10シール打設とする。
・校舎周りコンクリート土間は@4000で目地切ること。
・グラスウールは、一般型24Kとする。
・今回使用する木材(下地材)には『認証かごしま材』を使用すること。
・各階の床から高さ1mの範囲の家具下地の壁接地面には、防腐防蟻処理すること。
・各階の家具の床部は、防腐防蟻処理すること。
・家具の下は、フローリングを張ること。
・黒板等はホーロー製とし、日本工業規格許可工場において製作すること。

備考欄

㈲新建築設計事務所
一級建築士　第　123921　号
黒木　博幸

本表は本工事に用いる内外装仕上げを一括して表す。
凡例・共通事項・材料表に記載の事項は本表以外の設計図にも適用する。

凡　例

	符　号	名　称
塗料	ＯＰ	油性調合ペイント
	ＡＬＰ	アルミニウムペイント
	ＳＯＰ	合成樹脂調合ペイント
	ＬＥ	ラッカーエナメル
	ＦＰ	フタル酸樹脂エナメル
	ＶＰ	塩化ビニル樹脂エナメル
	ＡＡ－ＢＥ	アミノアルキド樹脂エナメル(メラミン樹脂)(焼付型)
	ＡＥ	アクリル樹脂エナメル(常温型)
	Ａ－ＢＥ	アクリル樹脂エナメル(焼付型)
	ＵＥ	ウレタン樹脂エナメル(常温型)
	ＵＥＨ	ウレタン樹脂エナメル(常温型)(重防食または長期耐候性塗装)
	Ｕ－ＢＥ	ウレタン樹脂エナメル(焼付型)
	ＸＥ	エポキシ樹脂エナメル(常温型)
	ＸＥ－ＢＥ	エポキシ樹脂エナメル(焼付型)
	ＣＲＨ	塩化ゴム系塗料
	ＴＸＥ	タールエポキシ樹脂塗料
	ＦＵ	フッ素樹脂塗料(常温型)
	ＦＵＨ	フッ素樹脂塗料(常温型)(重防食または長期耐候性塗装)
	Ｆ－ＢＥ	フッ素樹脂塗料(焼付型)
	ＥＰ－１	合成樹脂エマルションペイント(屋外用)
	ＥＰ－２	合成樹脂エマルションペイント(屋内用)
	○ ＥＰ—Ｇ	つや有合成樹脂エマルションペイント
	ＯＣ	オイルフィニッシュ
	ＣＬ	クリヤラッカ
	○ ＵＣ	ウレタン樹脂塗装(2液ｳﾚﾀﾝ塗料(ｽﾄｯﾌﾟｼｰﾗｰ)1回塗 1液湿気硬化型ｳﾚﾀﾝ塗料 2回塗 研磨共)
	ＡＬ	アクリルラッカ
	ＯＳ	オイルステイン・アルコール溶性着色剤
	Ｋ	クロルナフタレン系含浸剤
	ＫＤ	クロルナフタレン系着色含浸剤
	ＭＰ	多彩模様塗料
	ＥＭ	合成樹脂エマルション模様塗料
	ＦＬＰ－１	床面塗料(屋外用)
	ＦＬＰ－２	床面塗料(屋内用)
	ＷＰ	木材保護塗料(屋内外)
	ＡＣＣ	アクリル樹脂水クリアー(コンクリート打放し面)
	ＤＰ	耐候性塗料塗り
吹付材料	Ｓ－Ｔ	耐候性漆喰風仕上塗材(模様仕上)　(可とう形外装薄塗り材Ｅ)
	○ ＲＰ－１	合成樹脂エマルション系薄付け仕上げ塗り材　(外装薄塗り材Ｅ)
	ＲＰ－２	合成樹脂エマルション系薄付け仕上げ塗り材　(内装薄塗り材Ｅ)
	○ Ｅ－Ｔ	合成樹脂エマルション系複層仕上げ塗り材　(複層塗り材Ｅ)
	ＲＥ－Ｔ	反応硬化形合成樹脂エマルション系複層仕上げ塗り材　(複層塗り材ＲＥ)
	ＲＳ－Ｔ	合成樹脂溶液系複層仕上げ塗り材　(複層塗り材ＲＳ)
	ＤＡ－Ｔ	防水型複層塗材　Ｅ塗　(複層弾性仕上材)

	符　号	名　称		符　号	名　称
床・壁・天井	○ ＲＣ直	コンクリート直押え(金コテ)	巾木	○ Ｍ	モルタル巾木(金こて)
	○ ＲＣ型	コンクリート型枠打放し(普通合板型枠)		○ Ｖ	ビニルソフト巾木
	○ ＲＣ化	コンクリート化粧打放し(塗装合板型枠)		○ Ｗ	木製(杉上小節)巾木
	ＰＣ	プレキャストコンクリート		ＴＢ	テラゾーブロック巾木
	ＡＬＣ	高圧蒸気養生軽量コンクリート板		既	既製品巾木(木製)　塗装品
	ＣＢ	コンクリートブロック			
	ＡＣＢ	音響調整板(有孔シナ合板＋ＧＷ)	見切	ＡＬ	アルミ見切線
	ＣＦ	アンダーレイフロアシート		Ｓ	スチール
	ＶＴ	ビニル床タイル		○ Ｖ	ビニル
	○ ＶＳ	ビニル床シート(長尺)		○ Ｗ	木製(杉　上小節)
	ＴＣ	タイルカーペット			
	ＣＰ	カーペット			
	ＧＷ	グラスウール	防水	Ａ防水	アスファルト防水
	Ｊ工法	ジョイント工法ボード		Ｃ防水	セメント防水
	ＲＢ	ロックウール吸音板		Ｐ防水	塗膜防水
	溝ＲＢ	溝付ロックウール吸音板		Ｓ防水	合成樹脂シート防水
	○ ＰＢ	石膏ボード		Ｈ防水	高分子ルーフィング防水
	○ ＰＢＺ	強化石膏ボード			
	ＰＢＴ	硬質石膏ボード			
	○ ＳＢ	けい酸カルシウム板			
	○ 化粧ＰＢ	化粧石膏ボード			
	○ 化粧吸音ＰＢ	化粧吸音石膏ボード			
	化粧ＳＢ	化粧けい酸カルシウム板			
	ＶＣ	ビニールクロス			

不燃材料等一覧表

	名称(符号)	品質・規格・寸法など	認定番号
○	コンクリート壁・スラブ	コンクリートt70mm以上	耐火1時間：平12建告1399号
○	コンクリート柱・梁		耐火1時間：平12建告1399号
○	主要間仕切壁	PBZt12.5+SBt6.0両面張り	FP060NP-0384
○	石膏ボード(ＰＢ)準不燃	厚さ9.5mm	ＱＭ－9828
	石膏ボード(ＰＢ)不燃	厚さ12.5mm	ＮＭ－8619
○	強化石膏ボード(ＰＢＺ)不燃	厚さ12.5mm	ＮＭ－8615
	硬質石膏ボード(ＰＢＴ)不燃	厚さ12.5mm	ＮＭ－9645
	耐水石膏ボード(耐水ＰＢ)準不燃	厚さ9.5mm	ＱＭ－9826
	耐水石膏ボード(耐水ＰＢ)不燃	厚さ12.5mm	ＮＭ－9639
○	化粧石膏ボード(化粧ＰＢ)準不燃	厚さ9.5mm	ＱＭ－0524
	化粧石膏ボード(化粧ＰＢ)不燃	厚さ9.5mm	ＮＭ－1864
○	化粧吸音石膏ボード(化粧吸音ＰＢ)準不燃	厚さ9.5mm	ＱＭ－9827
	押入用化粧石膏ボード(押入ＰＢ)準不燃	厚さ9.5mm	ＱＭ－0172
○	塗料　(ＥＰ—Ｇ、ＶＰ、ＳＯＰ)		基材同等0001号
	不燃天然木材	厚さ12.5mm	ＮＭ－0750
	準不燃天然木材	厚さ12.5mm	ＱＭ－0255
○	繊維混入けい酸カルシウム板(ＳＢ)	無石綿品	ＮＭ－8578
	化粧けい酸カルシウム板(化粧ＳＢ)	厚さ6mm	ＮＭ－8579
○	メラミン化粧板	厚さ3mm	ＮＭ－2183
	ビニールクロス(ＶＣ)		ＮＭ－3991
	ロックウール吸音板(ＲＢ)不燃	厚さ9mm　フラット	ＮＭ－8599

吉野東中学校校舎増築その他本体工事

仕上表	NO.SCALE	A-12
鹿児島市建設局建築部建築課		

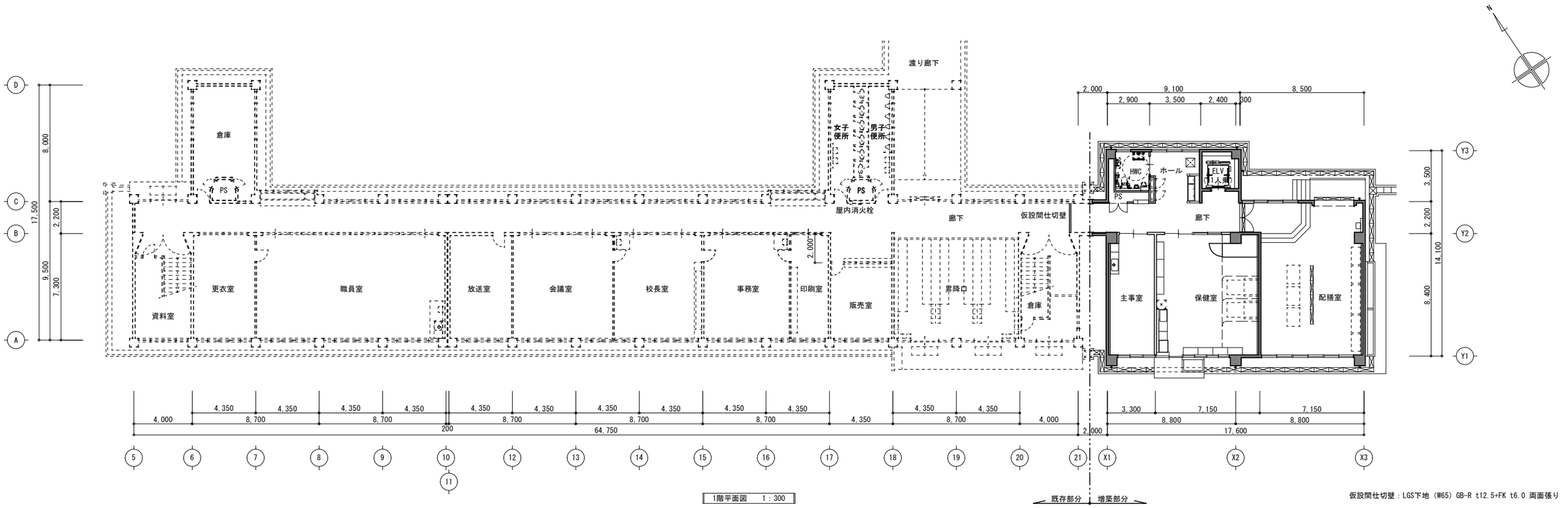

1階平面図　1：300

仮設間仕切壁：LGS下地（W65）GB-R t12.5+FK t6.0 両面張り

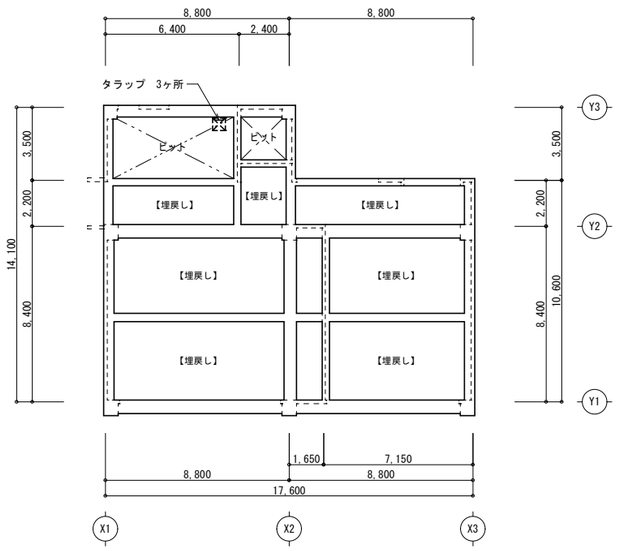

ピット平面図　1：300

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事		
	ピット平面図、１階平面図	A3:1/300	A-13
	鹿児島市建設局建築部建築課		

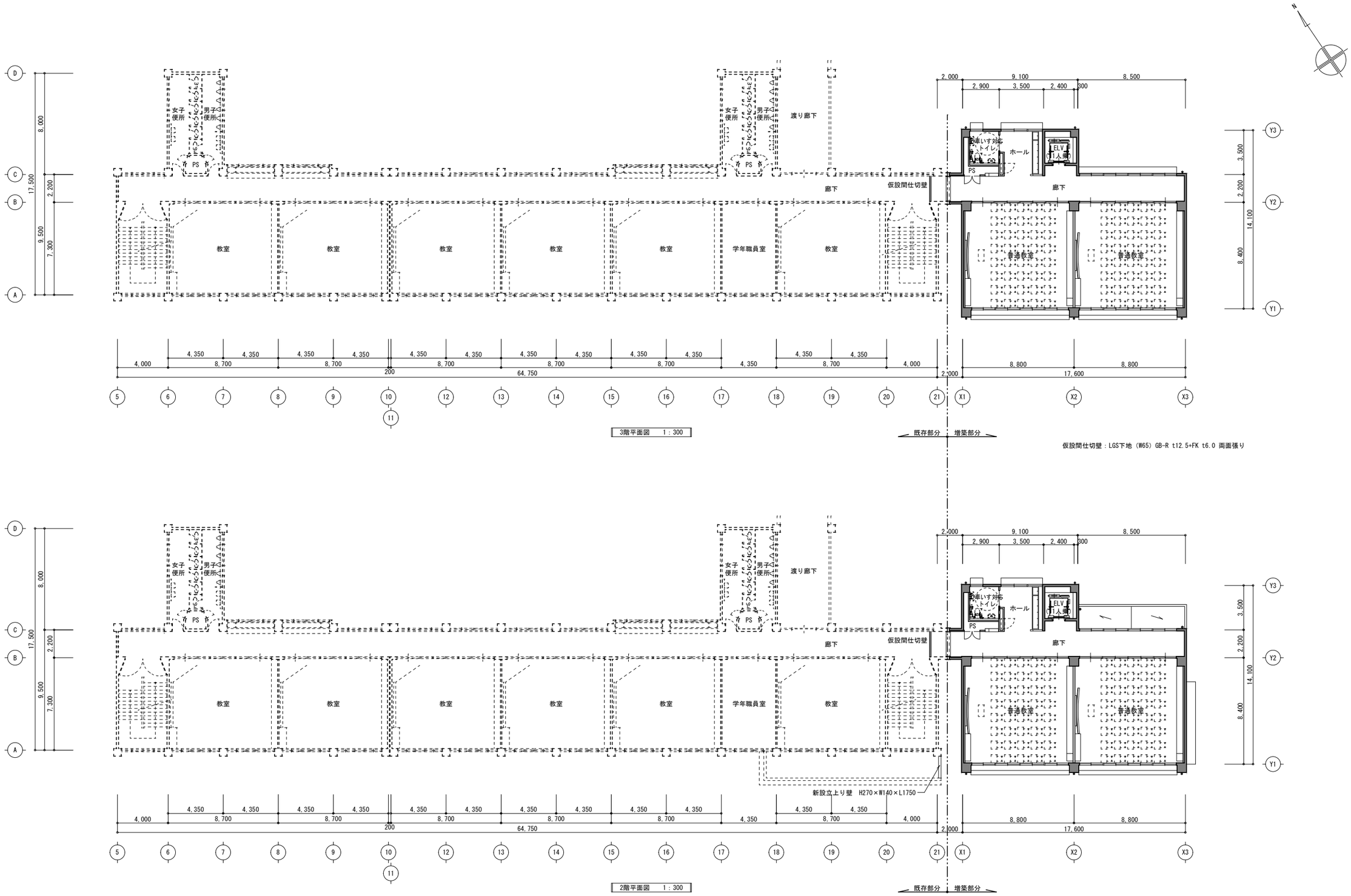

3階平面図 1：300

仮設間仕切壁：LGS下地（W65）GB-R t12.5+FK t6.0 両面張り

2階平面図 1：300

㈲新建築設計事務所 一級建築士 第 123921 号 黒木 博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事	
	２、３階平面図 A3:1/300	A-14
	鹿児島市建設局建築部建築課	

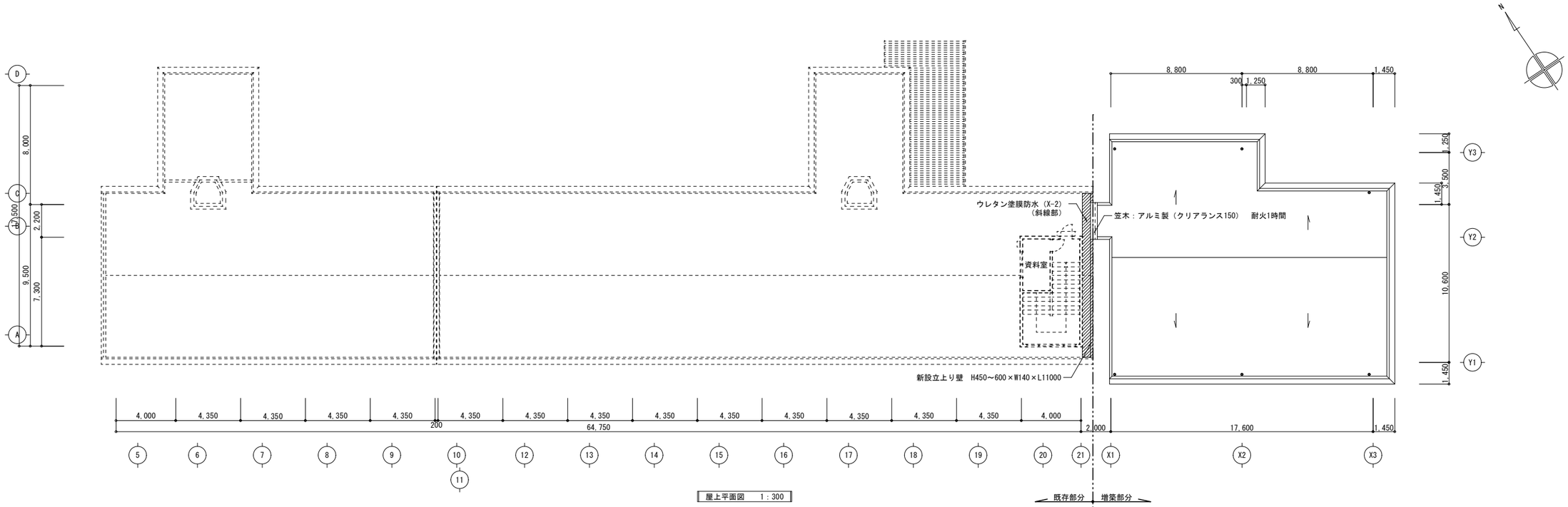

屋上平面図　1：300

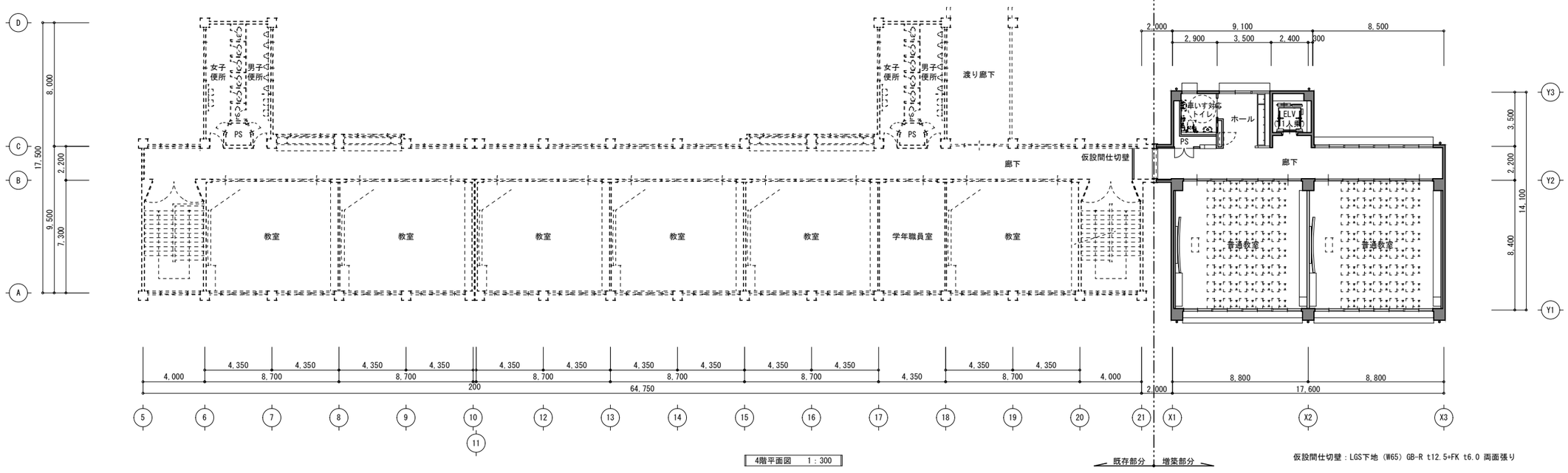

4階平面図　1：300

仮設間仕切壁：LGS下地（W65）GB-R t12.5+FK t6.0 両面張り

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事	
	４階平面図、屋根伏図　A3:1/300	A-15
	鹿児島市建設局建築部建築課	

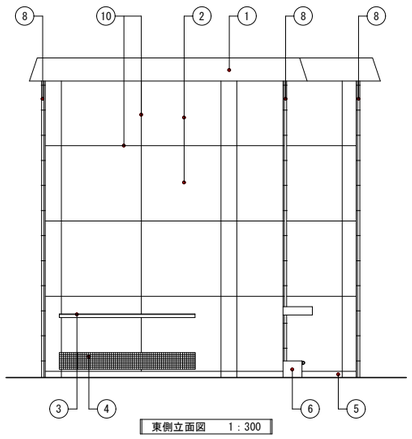

東側立面図　1：300

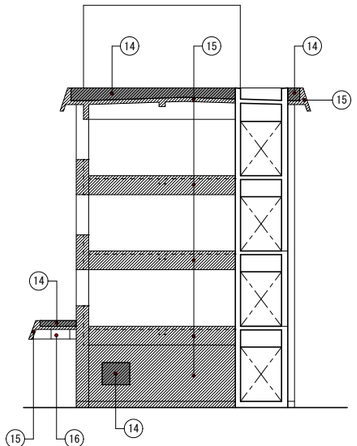

東側立面図（中央部）　1：300
※既存部分

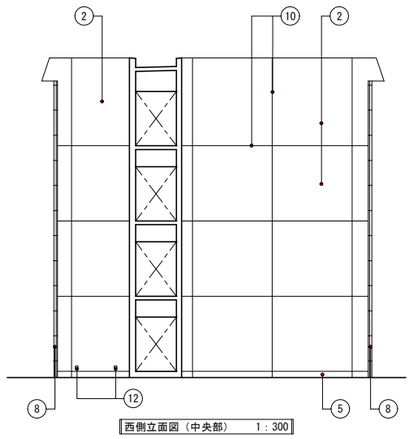

西側立面図（中央部）　1：300

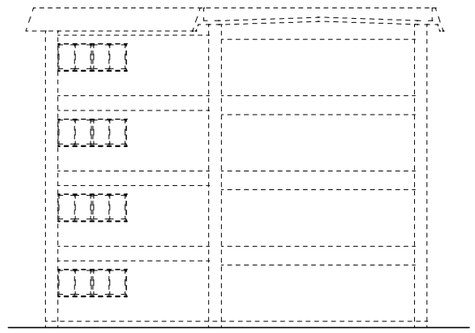

西側立面図　1：300
※既存部分

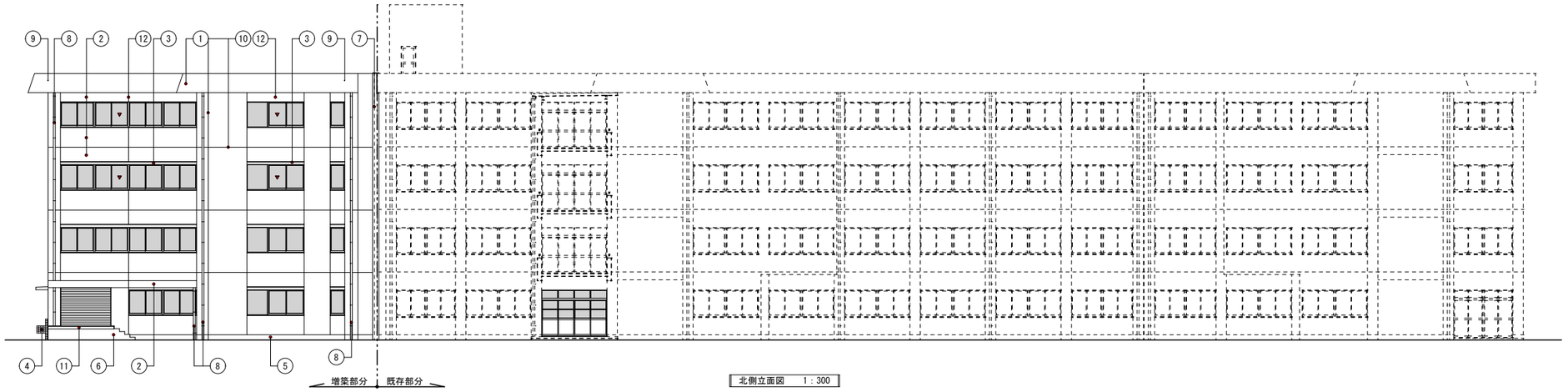

北側立面図　1：300

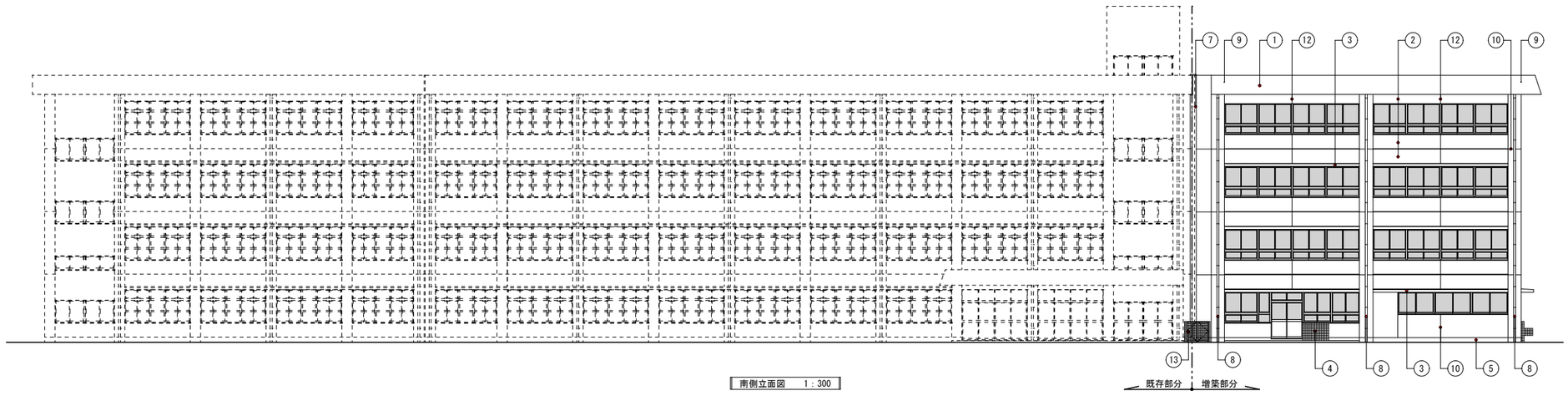

南側立面図　1：300

外部仕上表	
符　号	仕　上
①	パラペット：防水RC型の上　E-T
②	外壁：RC型　E-T
③	庇：RC型　E-T（模様無し）
④	手洗い・足洗：50角磁器質タイル貼り
⑤	巾木：RC化
⑥	プラットホーム・階段：モルタル金こて押え
⑦	EXP.J：アルミ製カバー　クリアランス150
⑧	縦樋：カラーVPφ100
⑨	オーバーフロー管：SUS製φ50
⑩	打継・誘発目地：ポリウレタン系シーリング（PU-2）
⑪	プラットホーム：ゴム製ストッパー
⑫	SUS製フラット型フード付きガラリφ100用
⑬	メッシュフェンス
⑭	既存補修：RC型（増設壁）　RP-1
⑮	既存補修：既存外壁補修の上　RP-1
⑯	既存補修：SBt8.0張りの上　EP-G塗装

㈲新建築設計事務所
一級建築士　第　123921　号
黒木　博幸

吉野東中学校校舎増築その他本体工事

立面図　A3:1/300

鹿児島市建設局建築部建築課

A-16

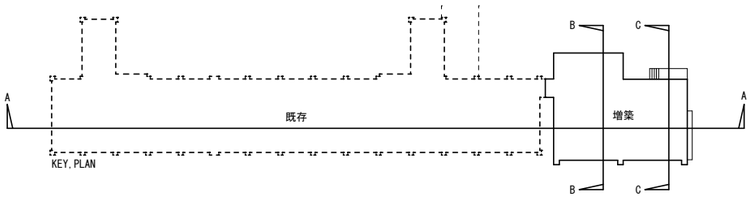

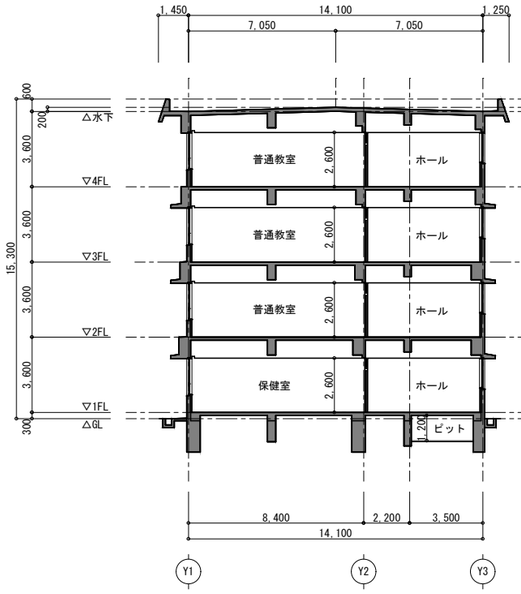

B-B断面図　1：300

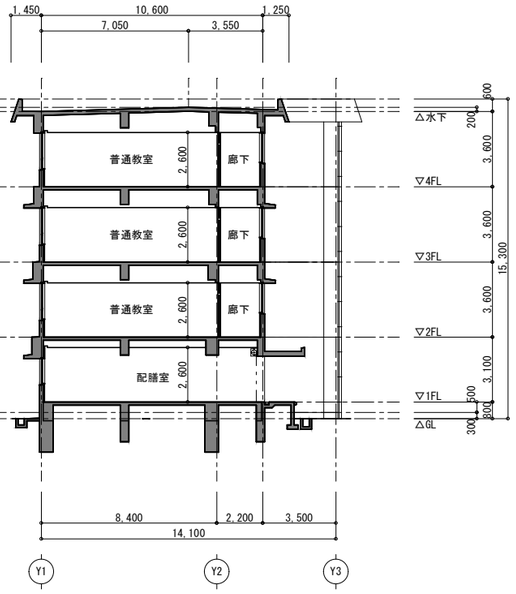

C-C断面図　1：300

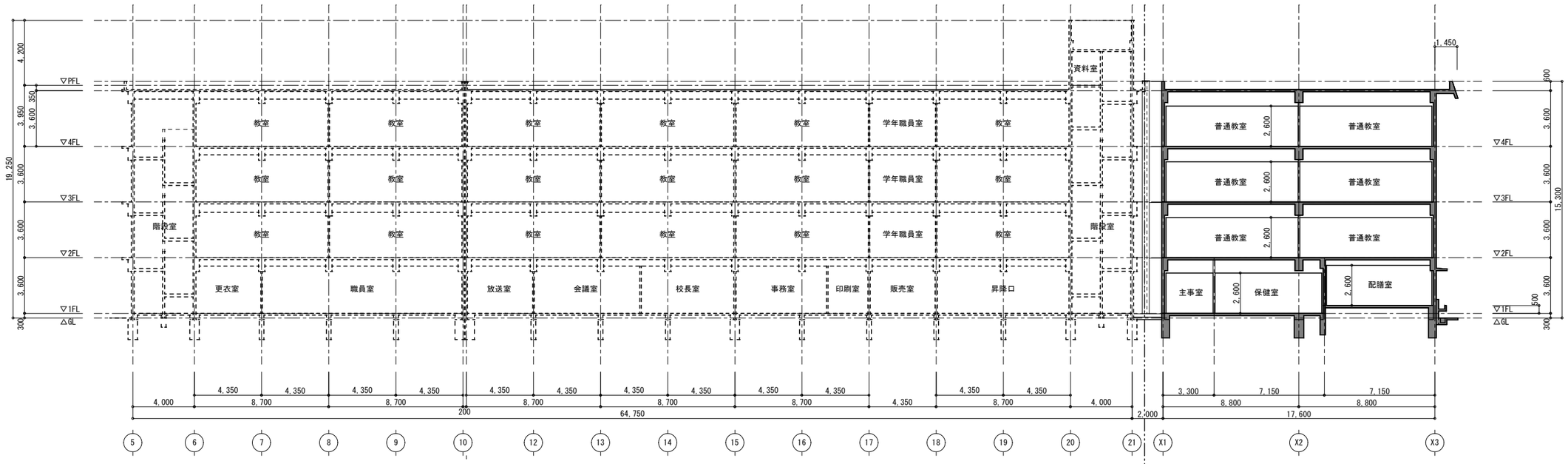

A-A断面図　1：300

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事		
	断面図	A3:1/300	A-17
	鹿児島市建設局建築部建築課		

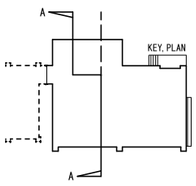

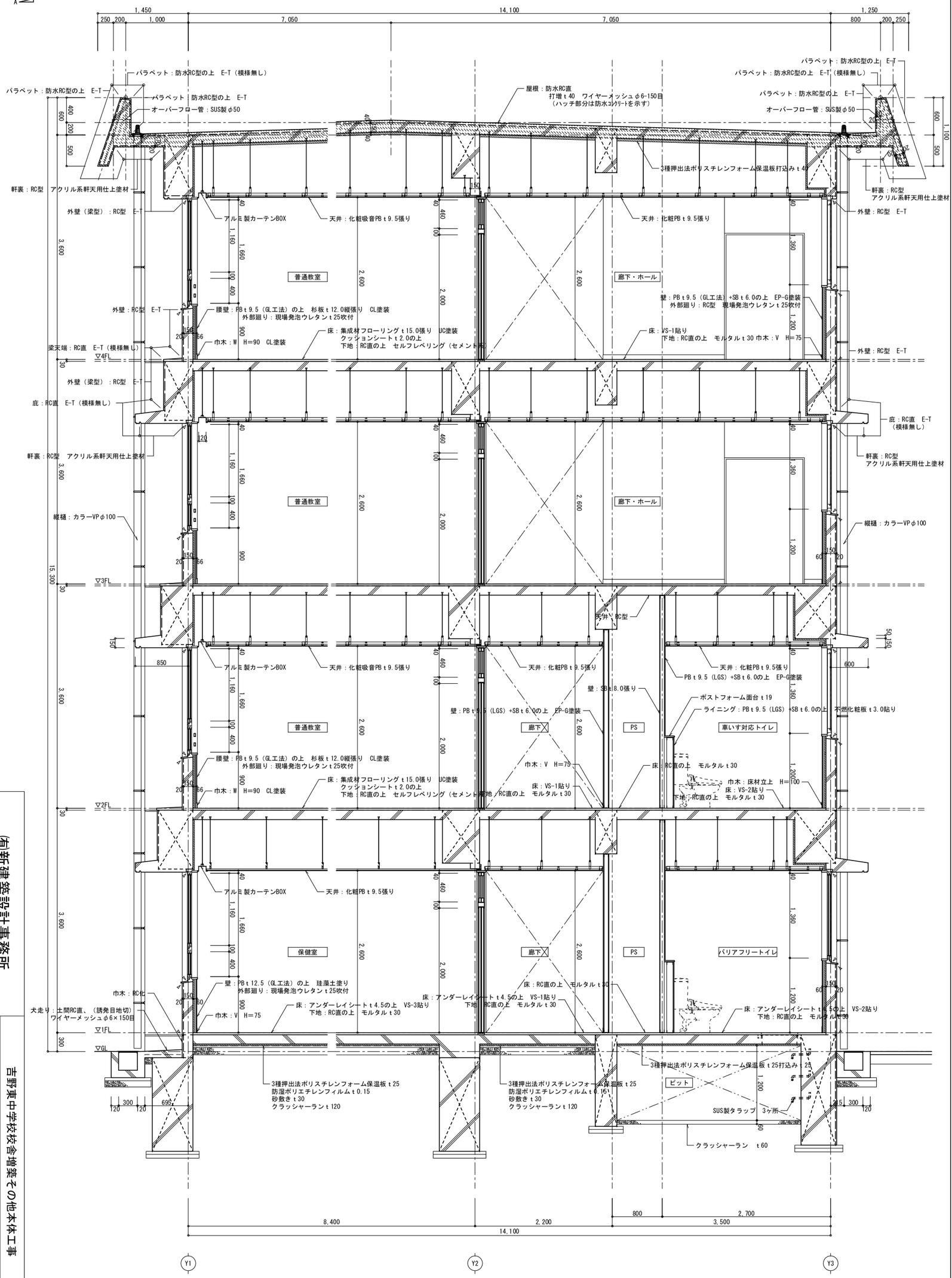

A-A矩計図 1：60

(有)新建築設計事務所
一級建築士 第 123921 号
黒木 博幸

吉野東中学校校舎増築その他本体工事
矩計図（1）
鹿児島市建設局建築部建築課

A3:1/60

A-18

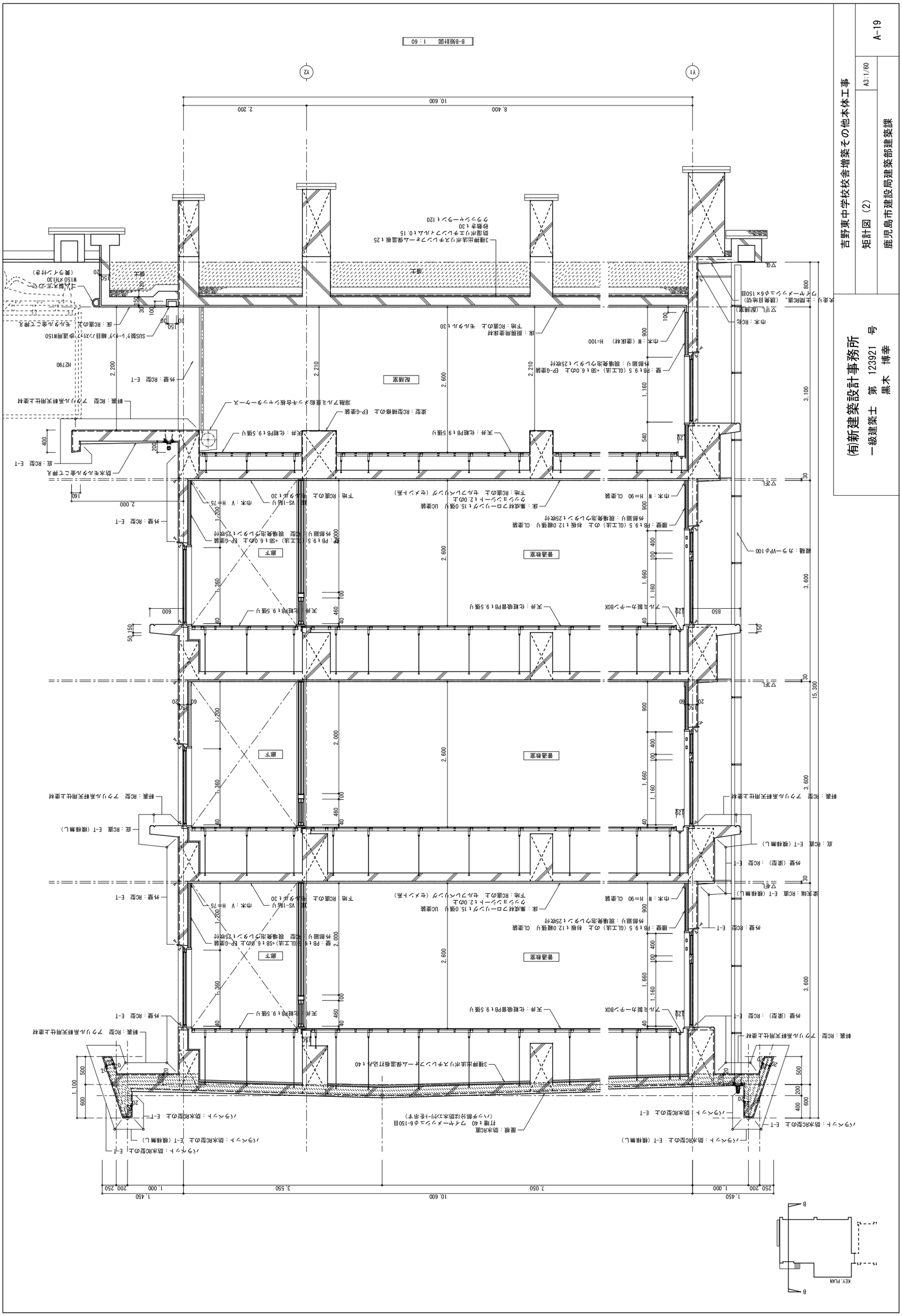
B-B矩計図 1：60
KEY PLAN
吉野東中学校校舎増築その他本体工事
矩計図 (2)
A3:1/60
A-19
鹿児島市建設局建築部建築課
(有)新建築設計事務所
一級建築士 第 123921 号
黒木 博幸
普通教室
廊下
配膳室
屋根：防水RC型の上 E-T (縦横筋し)
パラペット：防水RC型の上 E-T (縦横筋し)
パラペット：防水RC型の上 E-T
屋根：防水RC面
打増し40 ワイヤーメッシュφ6-150目
(パッチ部分は防水ジョイント表示す)
3種押出法ポリスチレンフォーム保温板打込み t40
軒裏：RC型 クリリル系軒天用仕上塗材
外壁：RC型 E-T
天井：化粧吸音PB t 9.5張り
ブルミ製力ーテンBOX
外壁 (梁型)：RC型 E-T
天井：化粧PB t 9.5張り
壁：PB t 9.5 (GL工法) +SB t 6.0の上 RF-G塗装
外部廻り：現場発泡ウレタン t 25吹付
壁：PB t 9.5 (GL工法) の上 杉板 t 12.0縦張り CL塗装
外部廻り：現場発泡ウレタン t 25吹付
巾木：W H=90 CL塗装
床：集成材フローリング t 15.0張り UC塗装
クッション シート t 2.00の上
下地：RC面の上 モルタルへりング (セメント系)
巾木：V H=75
VS-1貼り
下地：RC面の上 モルタル t 30
外壁：RC型 E-T
梁天端：RC面 E-T (縦横筋し)
巾木：RC型
巾木：M (塗床材) H=100
壁：PB t 9.5 (GL工法) +SB t 6.0の上 EP-G塗装
外部廻り：現場発泡ウレタン t 25吹付
床：耐摩耗塗床材
下地：RC面の上 モルタル t 30
3種押出法ポリスチレンフォーム保温板 t 25
防湿ポリエチレンフィルム t 0.15
砂敷き t 30
クッションシート t 120
砂利
SUS製ケーブル 樹脂パイプ通用W150
床：RC面の上 モルタル金ごて押え
ルーフドレン
W150 X H130
(乗り入れ含)
ルーフドレン
(鉄筋目地切)
ワイヤーメッシュφ6×150目
天端：上部配置
防水モルタル金ごて押え
底：RC型 E-T
軒裏：RC型 クリリル系軒天用仕上塗材
外壁：RC型 E-T
天井：化粧PB t 9.5張り
梁型：RC型構造の上 EP-G塗装
溶融アルミ亜鉛メッキ合板シャッターケース
天井：化粧PB t 9.5張り
1,450
10,600
8,400
2,200
7,050
3,550
1,000
250
200
Y1
Y2
▽RL
▽2FL
▽3FL
▽4FL
▽PL

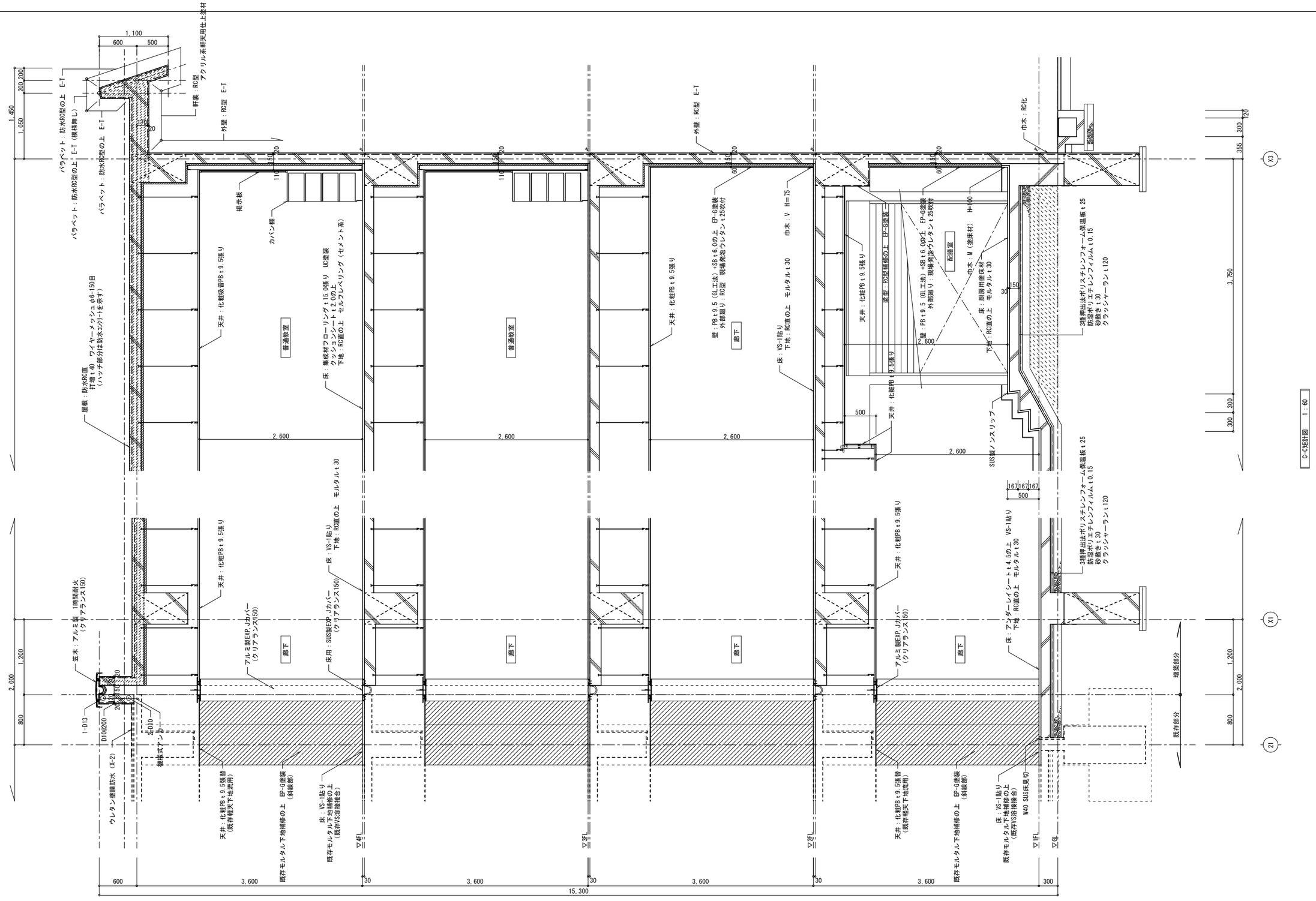

㈲新建築設計事務所 一級建築士 第 123921 号 黒木 博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事	
	矩計図（3） A3:1/60	A-20
	鹿児島市建設局建築部建築課	

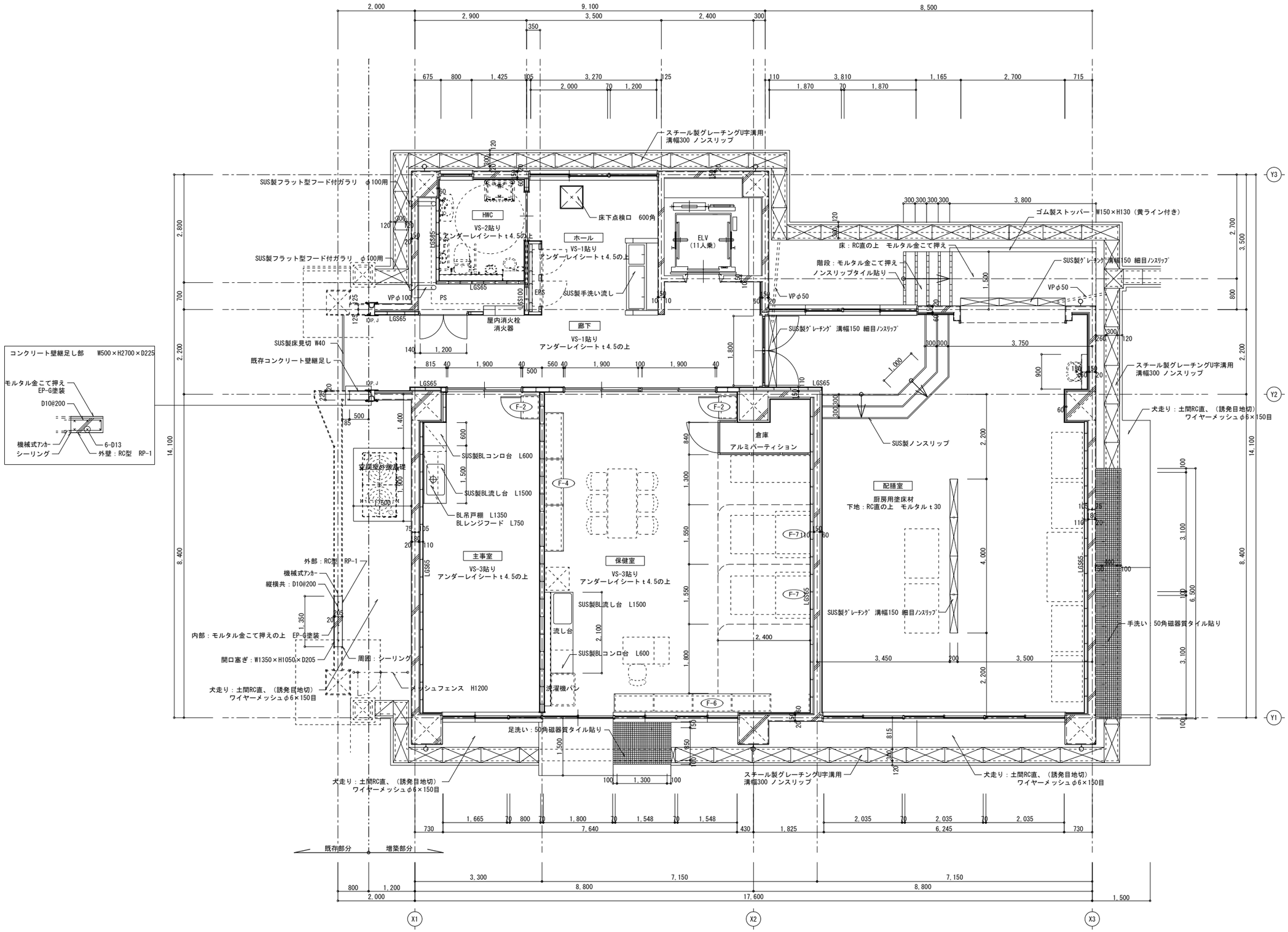

㈲新建築設計事務所 一級建築士 第 123921 号 黒木 博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事	
	1階平面詳細図	A3:1/100
	鹿児島市建設局建築部建築課	A-21

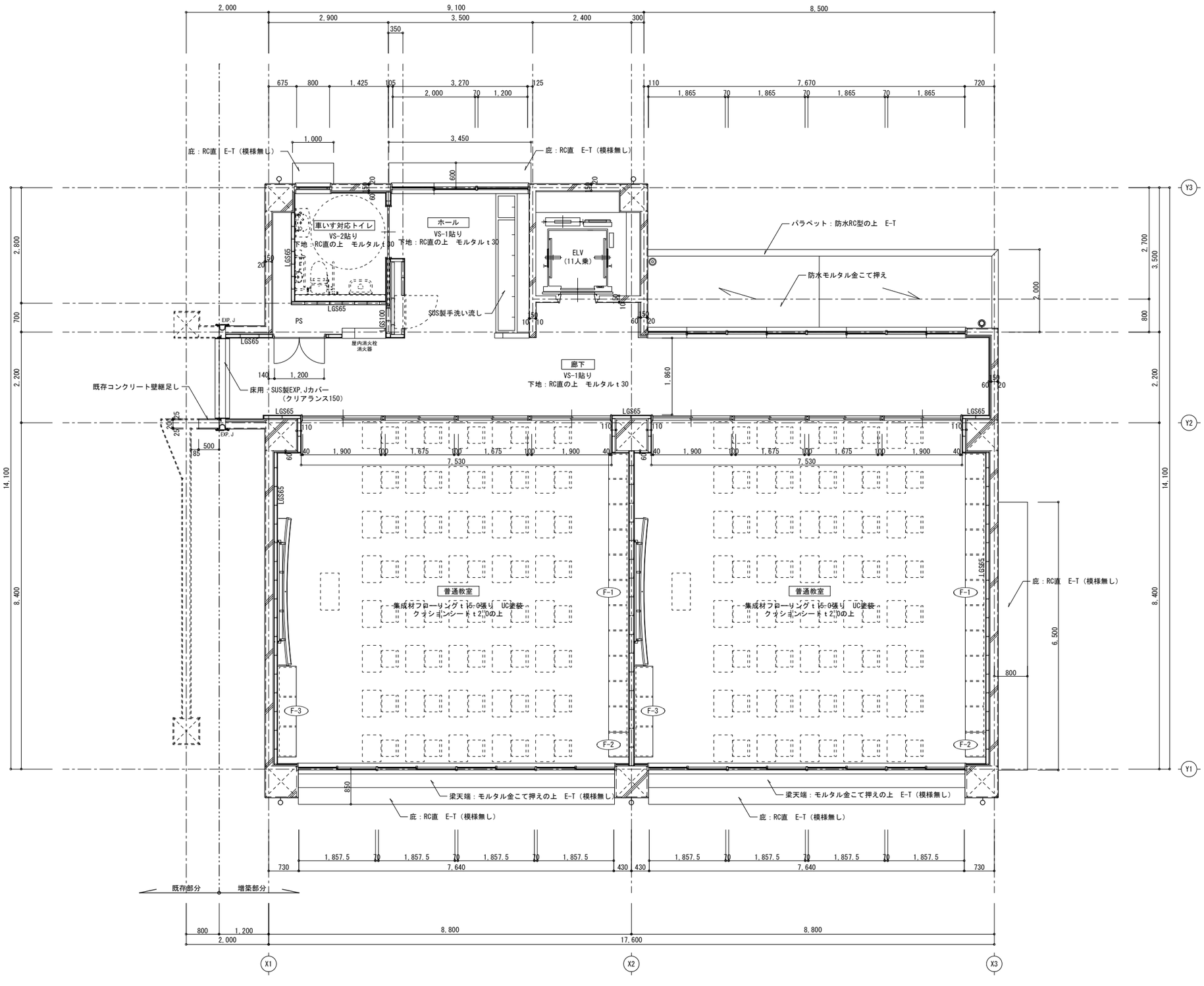

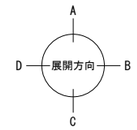

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事	
	2～4階平面詳細図　A3:1/100	A-22
	鹿児島市建設局建築部建築課	

主事室

天井	化粧PBt9.5張り
壁	RC:PBt9.5（GL工法）+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS65:PBt9.5+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS100:主要間仕切壁　EP-G塗装 外部廻り：現場発泡ウレタンｔ25吹付
腰壁	流し前：不燃化粧板t3.0貼り
巾木	V　H=75
床	VS-3貼り アンダーレイシートt4.5の上 下地：RC直の上　モルタルt30
備考	SUS流し台、SUSコンロ台、吊戸棚 レンジフード（設備工事）

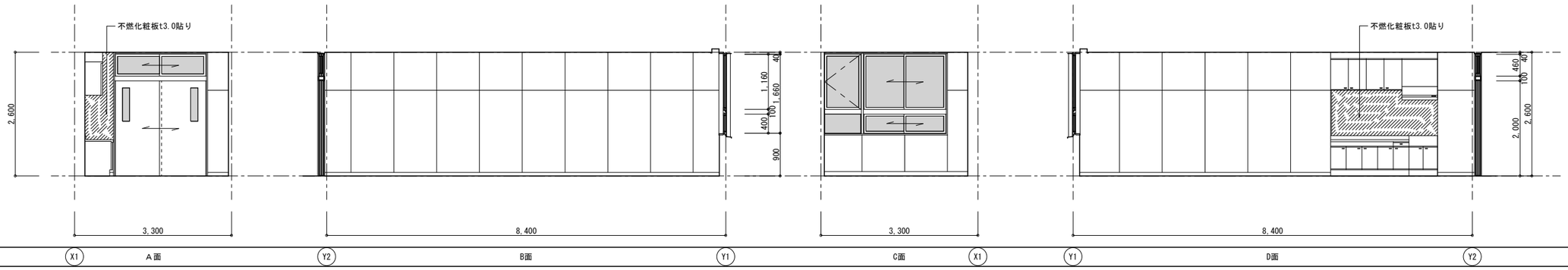

保健室

天井	化粧PBt9.5張り
壁	RC:PBt9.5（GL工法）の上　珪藻土塗り LGS65:PBt9.5の上　珪藻土塗り LGS100:主要間仕切壁　珪藻土塗り 外部廻り：現場発泡ウレタンt25吹付
腰壁	流し前部：不燃化粧板t3.0貼り
巾木	V　H=75
床	VS-3貼り アンダーレイシートt4.5の上 下地：RC直の上　モルタルt30
備考	SUS流し台、SUSコンロ台、薬品棚、寝具棚 掃除具入、ホワイトボード、掲示板 カーテンレール

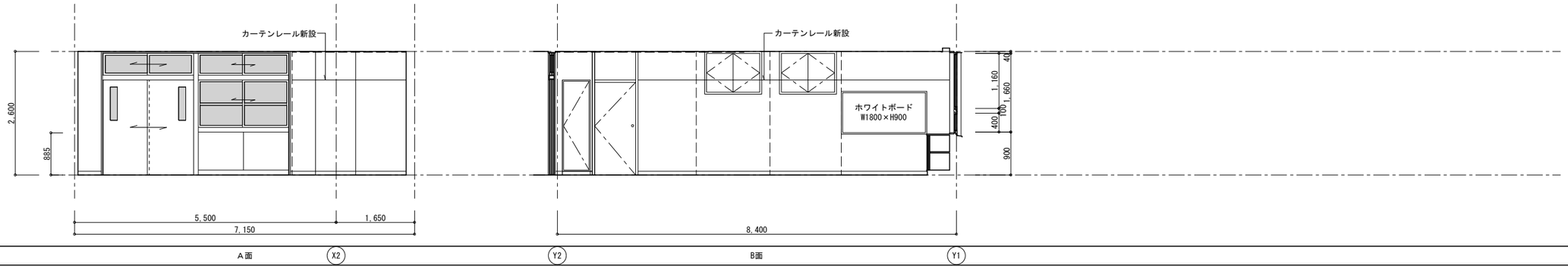

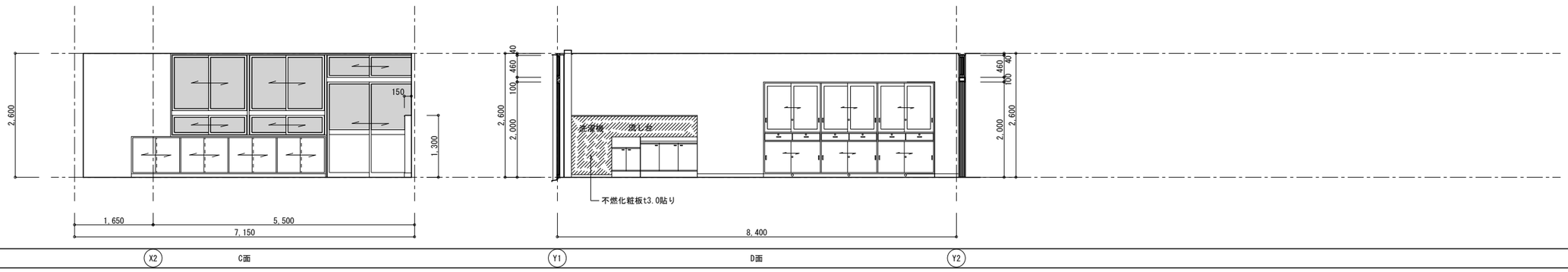

HWC（1階）、車いす対応トイレ（2階～4階）

天井	化粧PBt9.5張り
壁	RC:PBt9.5（GL工法）+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS65:PBt9.5+SBt6.0の上　EP-G塗装 外部廻り：現場発泡ウレタンt25吹付
腰壁	PBt9.5（GL工法、一部LGS下地）+SBt6.0の上 不燃化粧板t3.0貼り 外部廻り：現場発泡ウレタンt25吹付
巾木	床材立上　H=100
床	VS-2貼り 下地：RC直の上　モルタルt30
備考	

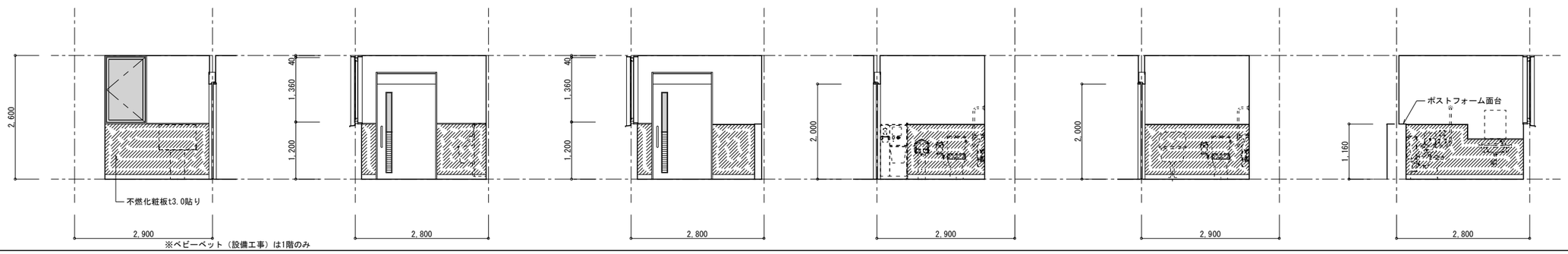

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築本体その他工事	
	展開図（1）	A3:1/100
	鹿児島市建設局建築部建築課	A-23

配膳室	
天井	化粧PBt9.5張り 梁型：RC型補修の上　EP-G塗装
壁	PBt9.5（GL工法、一部LGS下地）+SBt6.0の上 EP-G塗装 外部廻り：現場発泡ウレタンt25吹付
腰壁	—
巾木	M　塗床材　H=100
床	厨房用塗床材 下地：RC直の上　モルタルt30
備考	SUS製ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ細目ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ歩道用W150

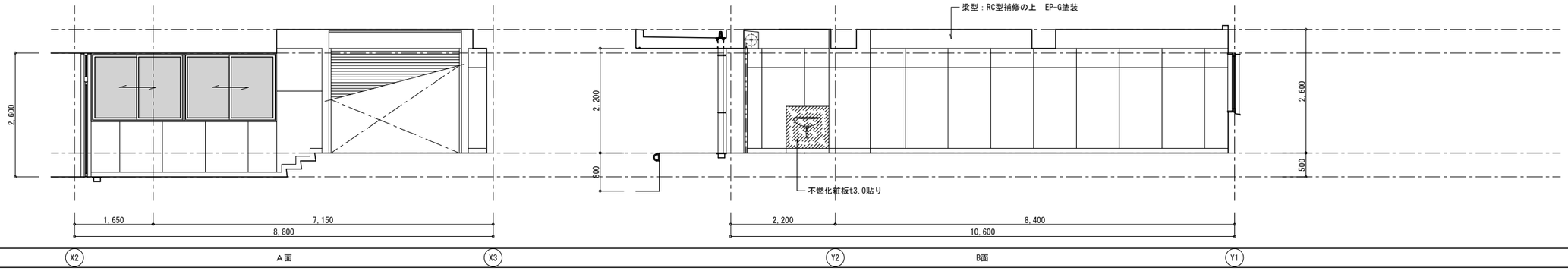

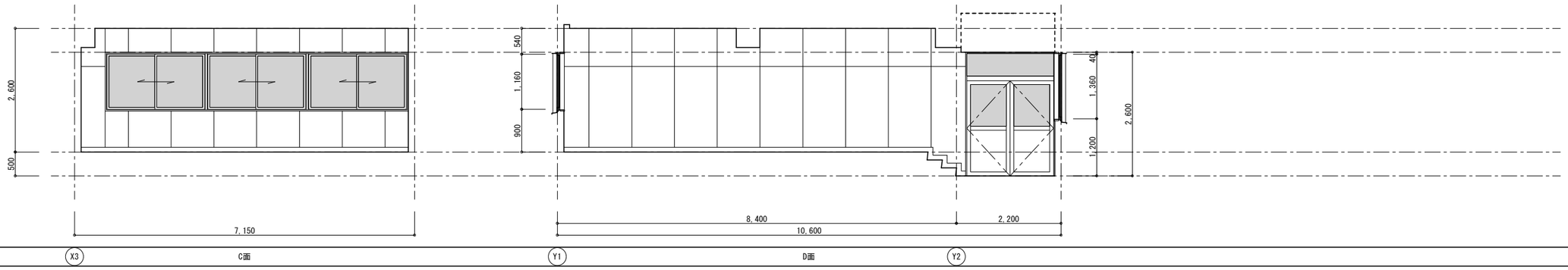

廊下・ホール（1階）	
天井	化粧PBt9.5張り
壁	RC:PBt9.5（GL工法）+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS65:PBt9.5+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS100:主要間仕切壁　EP-G塗装 外部廻り：現場発泡ウレタンt25吹付
腰壁	—
巾木	V　H=75
床	VS-1貼り 下地：RC直の上　モルタルt30
備考	SUS製手洗い流し

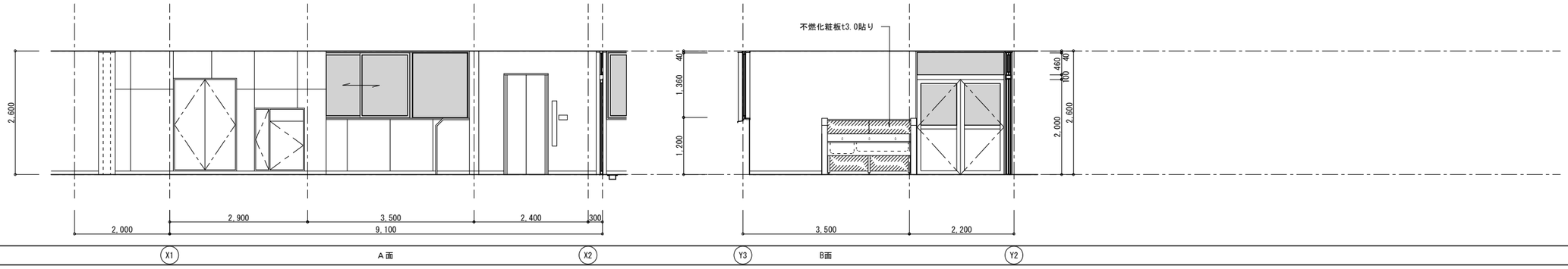

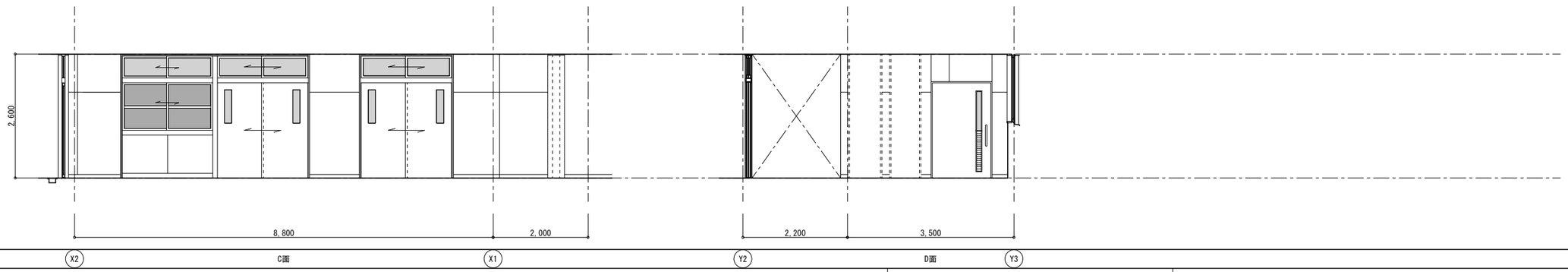

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事	
	展開図（2）	A3:1/100
	鹿児島市建設局建築部建築課	A-24

普通教室	
天井	化粧吸音PB t 9.5張り
壁	RC:PBt9.5（GL工法）+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS65:PBt9.5+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS100:主要間仕切壁　EP-G塗装 外部廻り：現場発泡ウレタンt25吹付
腰壁	RC:PBt9.5（GL工法）の上　杉板t12.0縦張り　CL塗装 LGS65:PBt9.5の上　杉板t12.0縦張り　CL塗装 LGS100:主要間仕切壁　杉板t12.0縦張り　CL塗装 外部廻り：現場発泡ウレタンt25吹付
巾木	W　H=90
床	集成材フローリングt15.0張り　UC塗装 クッションシートt2.0の上 下地：RC直の上　セルフレベリング（セメント系）
備考	UD黒板、掲示板、教師用棚、生徒用棚 掃除具入

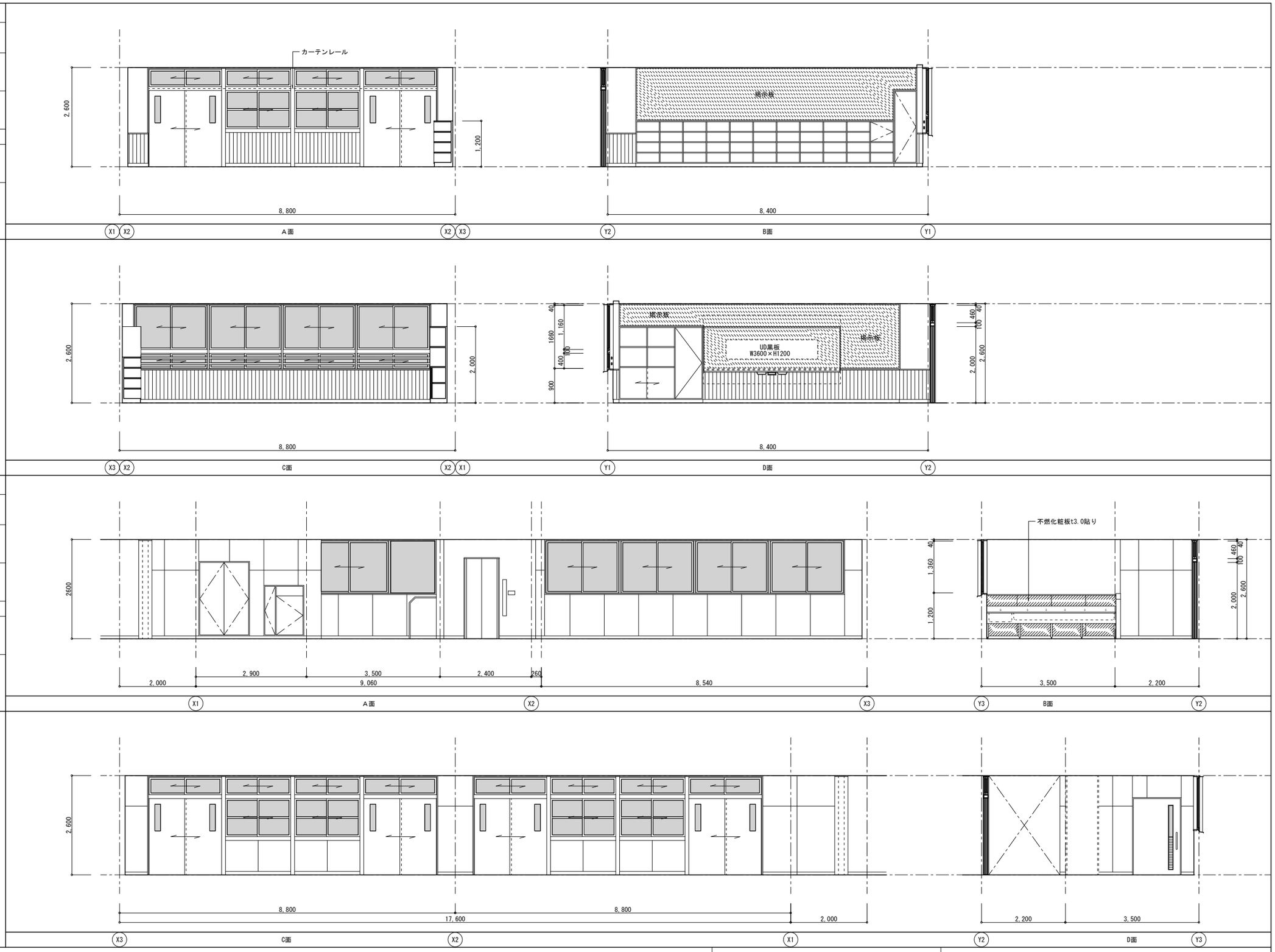

廊下・ホール（2～4階）	
天井	化粧PBt9.5張り
壁	RC:PBt9.5（GL工法）+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS65:PBt9.5+SBt6.0の上　EP-G塗装 LGS100:主要間仕切壁　EP-G塗装 外部廻り：現場発泡ウレタンt25吹付
腰壁	―
巾木	V　H=75
床	VS-1貼り 下地：RC直の上　モルタルt30
備考	SUS製手洗い流し

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事 展開図（3）　A3:1/100 鹿児島市建設局建築部建築課	A-25

建具の符号表示

整理番号
建具の種類

アルミサッシ性能（新規）		
耐風圧性	気密性	水密性
S-5 <2400Pa>	A-3 <8等級線>	W-4 <350Pa>

建具の種類と符号

符号	種類	符号	種類	符号	種類
ＡＴ	自動ドア	AW	アルミニウム製窓	ＳＰ	スチール製パーティション
AD	アルミニウム製扉	ＳＷ	スライディングウォール	ＡＰ	アルミニウム製パーティション
SD	鋼製扉	ＳＴＷ	ステンレス製窓	SWP	スクール木製パーティション
SD	鋼製軽量扉	ＴＷ	強化ガラス窓		
ＳＴＤ	ステンレス製扉	WW	木製窓	ＴＬ	トップライト
ＴＤ	強化ガラス扉			ＧＢ	ガラスブロック
KWD	木製サッシ	ＡＦ	アルミニウム製枠	GW	ガラス窓
ＷＤ	木製扉	ＴＢ	トイレブース	ＡＧ	アルミニウム製ガラリ
ＷＦ	戸ふすま				
Ｆ	ふすま	SS	鋼製シャッター		
ＳＧ	ガラス障子	SLS	鋼製軽量シャッター		
Ｓ	紙張り障子	STS	ステンレス製シャッター		
		AS	アルミ製シャッター		

採光補正係数　1：200

用途無指定区域
10d/h-1

境界まで5.308m以上のため
採光補正係数＝3

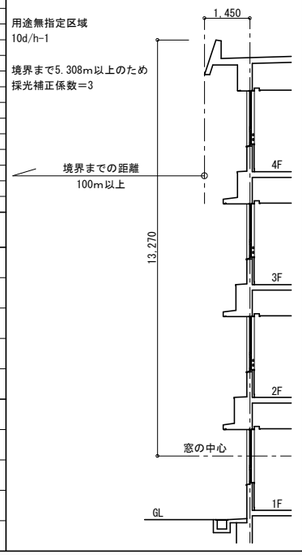

備　考

- アルミサッシの表面処理は、特記以外全てB-1種とする。
- ガラス留め材は、シーリング(SR-1)とする。
- 既存マスターキーで開閉できるよう検討すること。
- 網入りガラスは、ガラスハロの防錆処理後、建具枠にはめ込むこと。
- 額縁・枠は特記以外全て、木製とする。
- アルミ水切りの両端には、立上りを設けること。(雨垂れ防止)
- 学校間仕切壁(ＷＰ)で開口幅が2mを超える箇所の開口補強(水平方向)は、部分詳細図に依る。
- 躯体W開口≧4,000且つ方立≧1,500の場合サッシの方立には緩衝材（ｔ=12ポリエチレン発泡）を設けること。
- 戸当りは特記無き限り全ての扉に対し床または壁に取り付ける。
- 沓ずりは特記無き限りＳＵＳｔ＝２mmとする。
- 扉は特記無き限りフラッシュ扉とする。
- AD、ＡＷ、ＷＰ、ＷＤは特記以外鍵付きとする。
- 両開扉、親子扉は特記無き限りフランス落とし付きとする。
- 特記無き限り付属金物は一式含む。
- ドア有効幅は850以上確保すること。
- 外部 鋼製建具の表面は、下端より300mmまでをSUS304　2.0とした上、塗装(特記なき限りFU塗装)を施す。 尚、三方枠は下地共全て下端より300mmまでをSUS304 t≧1.5としFU塗装仕上とする。
- 外部及び水廻りアルミ枠の裏面でモルタル等に接する部分は電解着色の場合接触腐食防止処理(陽極酸化皮膜９μ以上＋クリア塗装１２μ以上)を施す。
- 外部に面する建具はジョイントを含みシール納りとする。
- LSDの枠は、スチール枠SOP塗りとする。
- 内部建具のガラス押え廻り縁のシール材はSR-1（シリコーン系）とする。
- 扉部は、ステンレス製沓摺(ST-2)付を原則とする。
- サッシの枠詰めモルタルは無塩砂を使用した防水モルタルとし、塩化物を含む混和剤を用いてはならない。
- 建具表の寸法が詳細図と異なる場合は詳細図寸法を優先とする。
- 建具類の補強金物は工作図により決定する。
- 建具金物はステンレス製を原則とする。
- 戸当りはすべての箇所に取付けるものとし、原則として床用を使用する。
- 親子戸及び倉庫のドアクローザーは片側のみ設置する。(防火戸を除く)
- 開閉サッシの締付開閉機構の素材はビス、バネ共鋲の発生しない材質とする。高応力部はSUS304材とする。
- シリンダー箱錠は、アンチフリクション機構付きとし、レバーハンドルとする。両面錠,片面錠,NLの区分は現場決定とする。
- Ｌｏｗ－Ｅペアガラスにおいて、Ｌｏｗ－Ｅガラスは外側に設置すること。空気層t=6mm。

採光、換気、排煙計算表（増築部分）

主事室

床面積	27.72㎡				結果
採光	1/20	1.39	AD-1	(1.66+0.8) × (0.4+1.16) ×係数3＝11.51	O,K
換気	1/20	1.39	AD-1	1.66× (0.4+1.16) ×1/2+0.8×1.16＝2.22	O,K
—					

普通教室

床面積	73.92㎡				結果
採光	1/5	14.79	AW-1	1.85× (0.4+1.16) ×4×係数3＝34.63	O,K
換気	1/20	3.70	AW-1	1.85× (0.4+1.16) ×1/2×4＝5.77	O,K
排煙	1/50	1.48	AW-1	1.85×0.76×1/2×4×＝2.81	O,K

保健室

床面積	60.06㎡				結果
採光	1/20	3.01	AD-1	1.54× (0.4+1.16) ×2×係数3 +1.8× (2.0+0.46) ×係数3＝27.69	O,K
換気	1/20	3.01	AD-1	1.54× (0.4+1.16) ×1/2×2 +1.8× (2.0+0.46) ×1/2＝4.61	O,K
排煙	1/50	1.21	AD-1	1.54×0.76×2×1/2+1.8×0.46×1/2＝1.58	O,K

建具キープラン　1：200

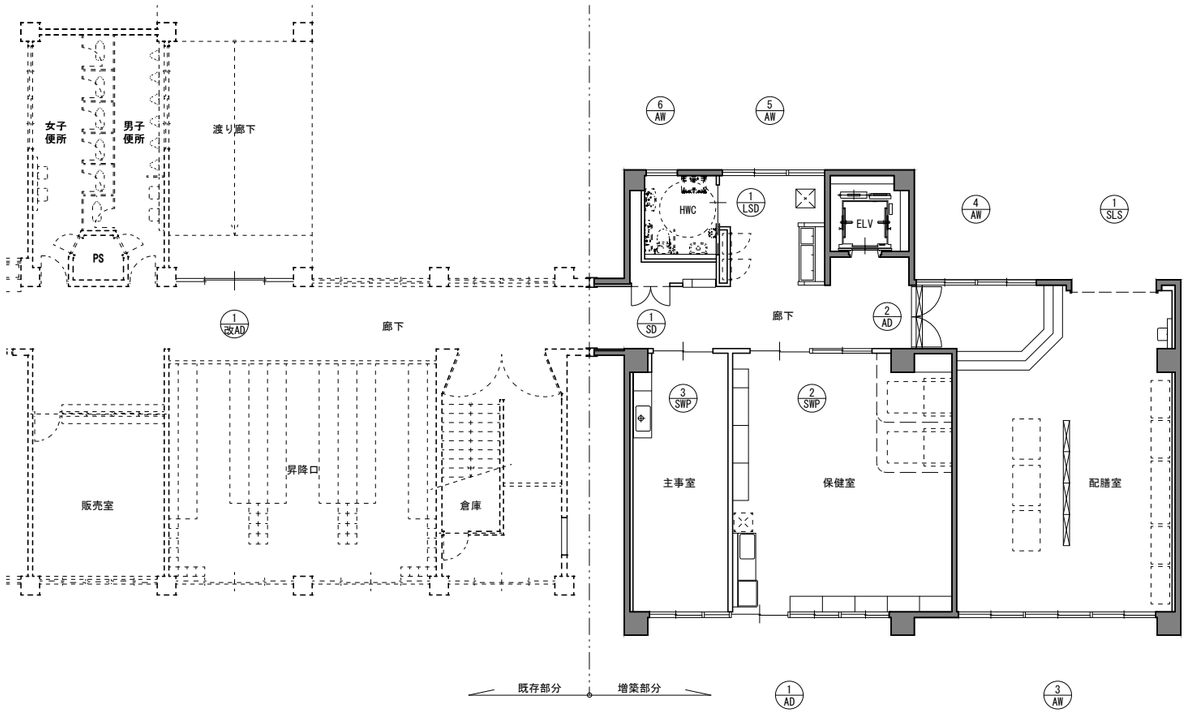

1階建具キープラン

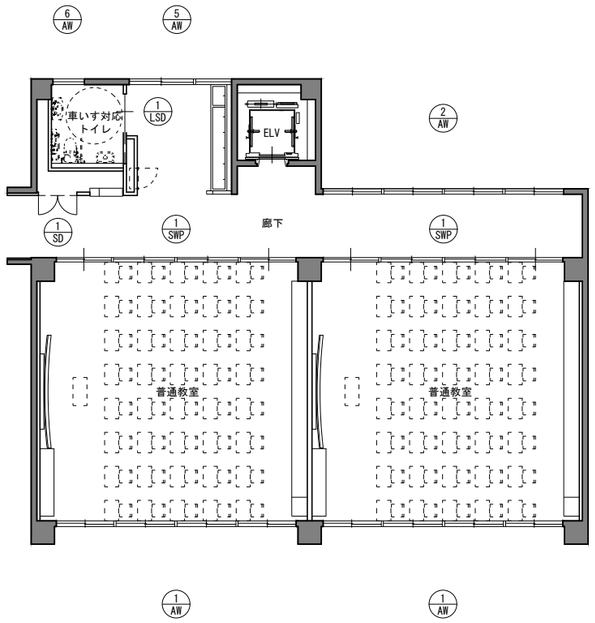

２～４階建具キープラン

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事		A-26
	建具キープラン	A3:1/200	
	鹿児島市建設局建築部建築課		

建具表　1:100

記号	1 SLS 配膳室	1ヶ所	1 SD 廊下（PS）	4ヶ所	1 LSD HWC、車いす対応トイレ	4ヶ所	1 AD 主事室、保健室	1ヶ所	2 AD 廊下（1階）	1ヶ所
姿図	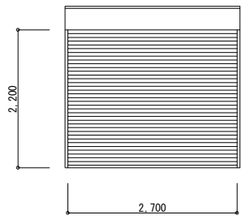		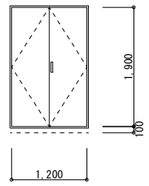		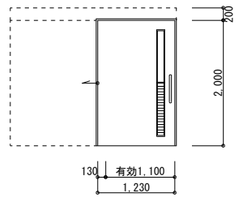		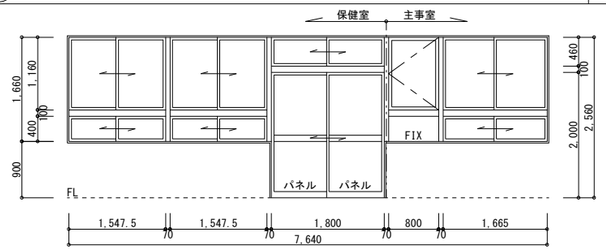		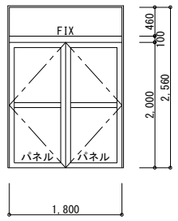	
型式	軽量バランスシャッター　[耐風圧性能：600Pa]		両開き片面フラッシュ戸		半自動片引きハンガー戸(LGS壁内蔵タイプ)		引違い窓・ランマ付き引違い戸		ランマ付き両開き戸	
材質見込	ｽﾗｯﾄ：溶融ｱﾙﾐ亜鉛ﾒｯｷ合板t0.5、座板・ﾚｰﾙ：ｱﾙﾐ押出型材		スチール製t1.2、枠t1.2（溶融亜鉛メッキ鋼板）、扉見込25		亜鉛メッキ鋼板、扉見込：40		アルミ合金押出型材　見込：70		全　左	
硝子					型板ガラスt4.0		透明強化ガラスt4.0 + A6 + Low-Et5.0　日射遮蔽型　パネル：アルミ樹脂複合板t3.0（両面）+コア材：発泡スチロールt6.0		透明強化ガラスt4.0、アルミパネルt3.0	
仕上	特殊ポリエステル樹脂塗装		SOP塗装		焼付塗装		B-1		全　左	
附属金物	座板、ガイドレール、シャッターケース、内外錠		四方枠、丸落し、旗丁番、平面ハンドル、戸当りゴム		半自動ハンガーレール一式、エアダンパ、SUS引手、山型ガラリ		アルミ水切、アルミアングル、クレセント、戸車、アオリ止め、ラッチ錠、木製額縁（内部）		両面アルミ額縁、シリンダー錠、DC、フランス落し（両扉）	
備考	他付属金物一式		他付属金物一式		非常開錠付きサムターン、他付属金物一式		他付属金物一式		他付属金物一式	

記号	1 AW 普通教室	6ヶ所	2 AW 廊下（2～4階）	3ヶ所	3 AW 配膳室	1ヶ所	4 AW 廊下（1階）	1ヶ所
姿図	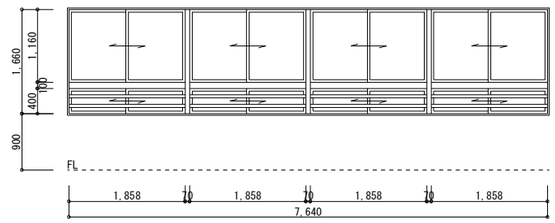		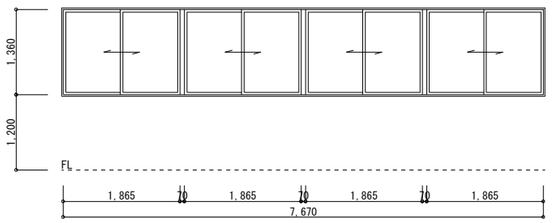		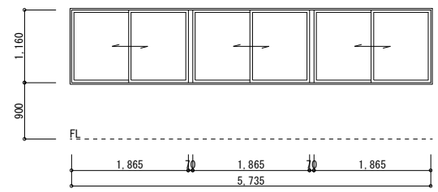		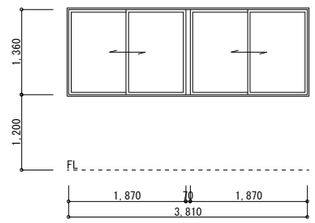	
型式	小窓付き4連引違い窓		4連引違い窓		3連引違い窓		2連引違い窓	
材質見込	アルミ合金押出型材　見込：70		全　左		全　左		全　左	
硝子	透明強化ガラスt4.0 + A6 + Low-Et5.0　日射遮蔽型		Low-Et5.0 + A6 + 透明ガラスt3.0　日射遮蔽型		透明強化ガラスt4.0 + A6 + Low-Et5.0　日射遮蔽型		Low-Et5.0 + A6 + 透明ガラスt3.0　日射遮蔽型	
仕上	B-1		全　左		全　左		全　左	
附属金物	アルミ水切、アルミアングル、クレセント、戸車、木製額縁（内部）		アルミ水切、戸車、アルミ額縁、クレセント、外れ止め		全　左		全　左	
備考	アルミ手摺：□50×25×23段（方立：手摺取付部補強金物）、他付属金物一式		付属金物一式		全　左		全　左	

記号	5 AW ホール	4ヶ所	6 AW HWC	4ヶ所	1 SWP 普通教室	6ヶ所	2 SWP 保健室	1ヶ所	3 SWP 主事室	1ヶ所
姿図	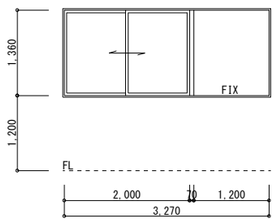		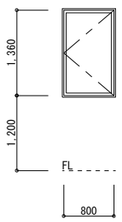		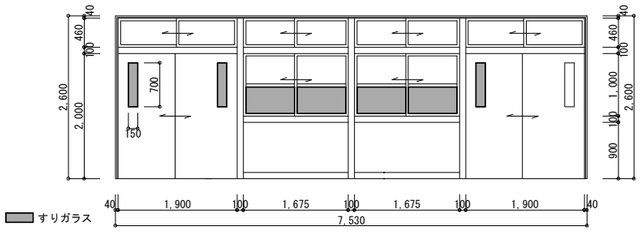		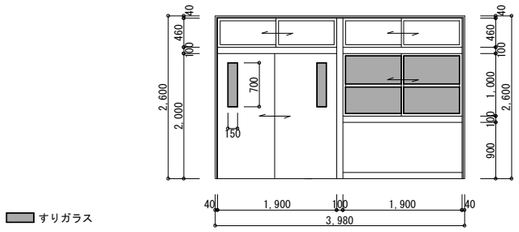		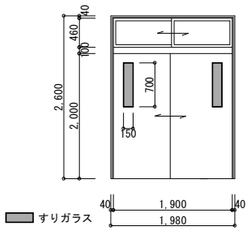	
型式	FIX窓付き引違い窓		外開き窓		学校間仕切戸		学校間仕切戸		学校間仕切戸	
材質見込	アルミ合金押出型材　見込：70		全　左		戸材質：木製フラッシュ（中骨付）、見込：40、枠:集成材		全　左		全　左	
硝子	Low-Et5.0 + A6 + 透明ガラスt3.0　日射遮蔽型		型板ガラスt4.0 + A6 + Low-Et5.0　日射遮蔽型		透明ガラスt3.0 すりガラスt3.0		全　左		全　左	
仕上	B-1		全　左		引戸：シナ合板t5.5張り、腰壁：教室側：認証かごしま杉板t12.0 張り、廊下側：シナ合板t5.5張り　(木部は全てCL塗装)		引戸：シナ合板t5.5張り　(木部は全てCL塗装)		引戸：シナ合板t5.5張り　(木部は全てCL塗装)	
附属金物	アルミ水切、戸車、アルミ額縁、クレセント、ドレインカット		アルミ水切、アルミ額縁、アオリ止め、ラッチ錠		引手、ステンレス戸車、ステンレス敷居、引違い戸錠、クレセント、指詰め防止ゴム		引手、ステンレス戸車、ステンレス敷居、引違い戸錠、クレセント、指詰め防止ゴム		引手、ｽﾃﾝﾚｽ戸車、ｽﾃﾝﾚｽ敷居、引違い戸錠、指詰め防止ｺﾞﾑ	
備考	他付属金物一式		他付属金物一式		他付属金物一式		全　左		全　左	

記号	1 改AD 既存廊下	1ヶ所
姿図	解体撤去建具 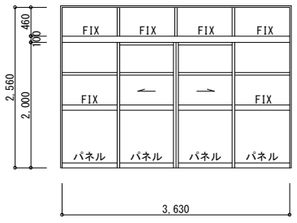	改修建具 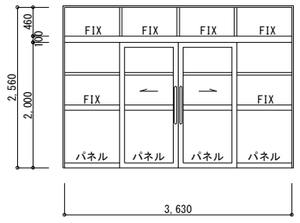
型式	ランマ付き両引分け戸	ランマ付き両引分け戸　※バリアフリーサッシ
材質見込	アルミ合金押出型材　見込：70	アルミ合金押出型材　見込：70
硝子	網入り透明板ガラス、パネルt3.0	網入り透明板ガラス、パネルt3.0
仕上	B-1	B-1
附属金物	引戸錠、引手、アルミ額縁、SUS下枠	引戸錠、SUS製引手、アルミ額縁、ドレインカット、戸車、フラット下枠
備考	他付属金物一式	他付属金物一式

㈲新建築設計事務所
一級建築士　第　123921　号
黒木　博幸

吉野東中学校校舎増築その他本体工事
建具表　A3:1/100
鹿児島市建設局建築部建築課
A-27

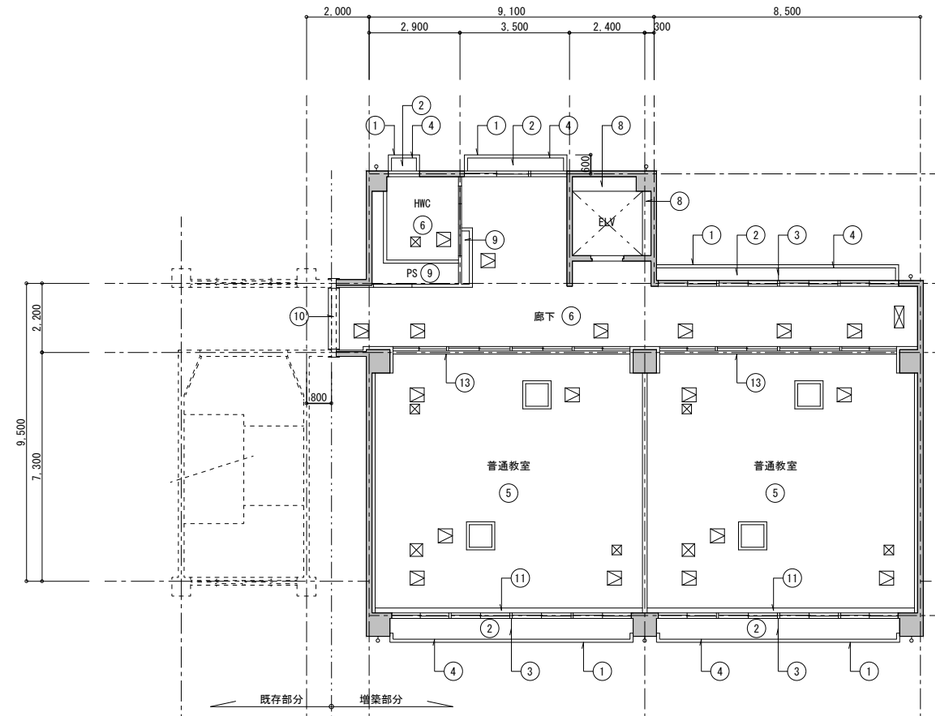

2・3階天井伏図　1：200

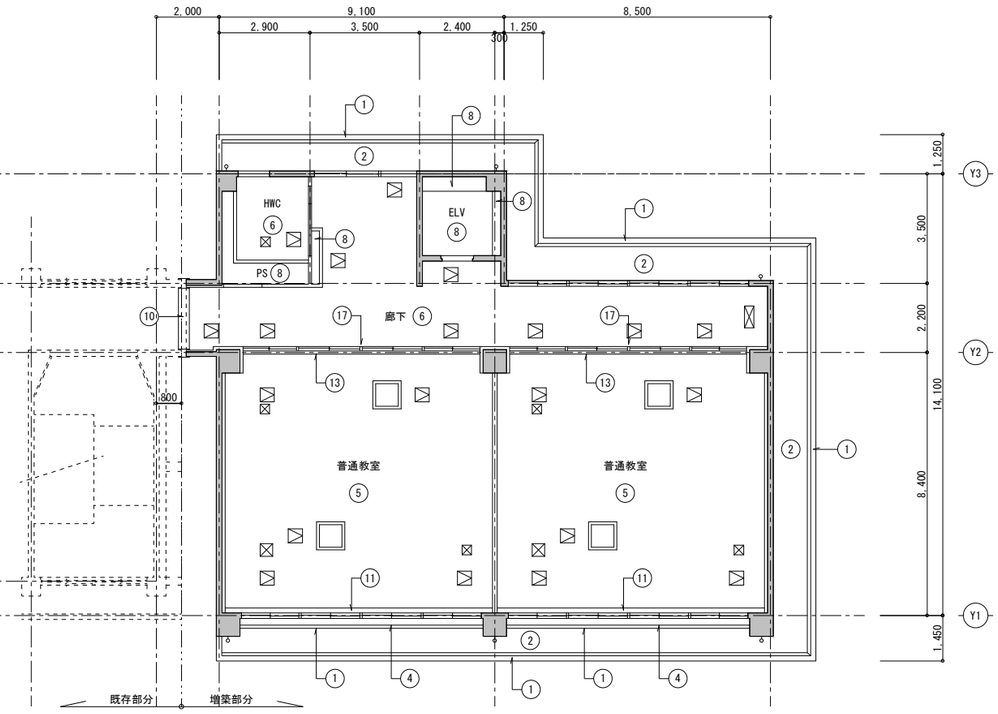

4階天井伏図　1：200

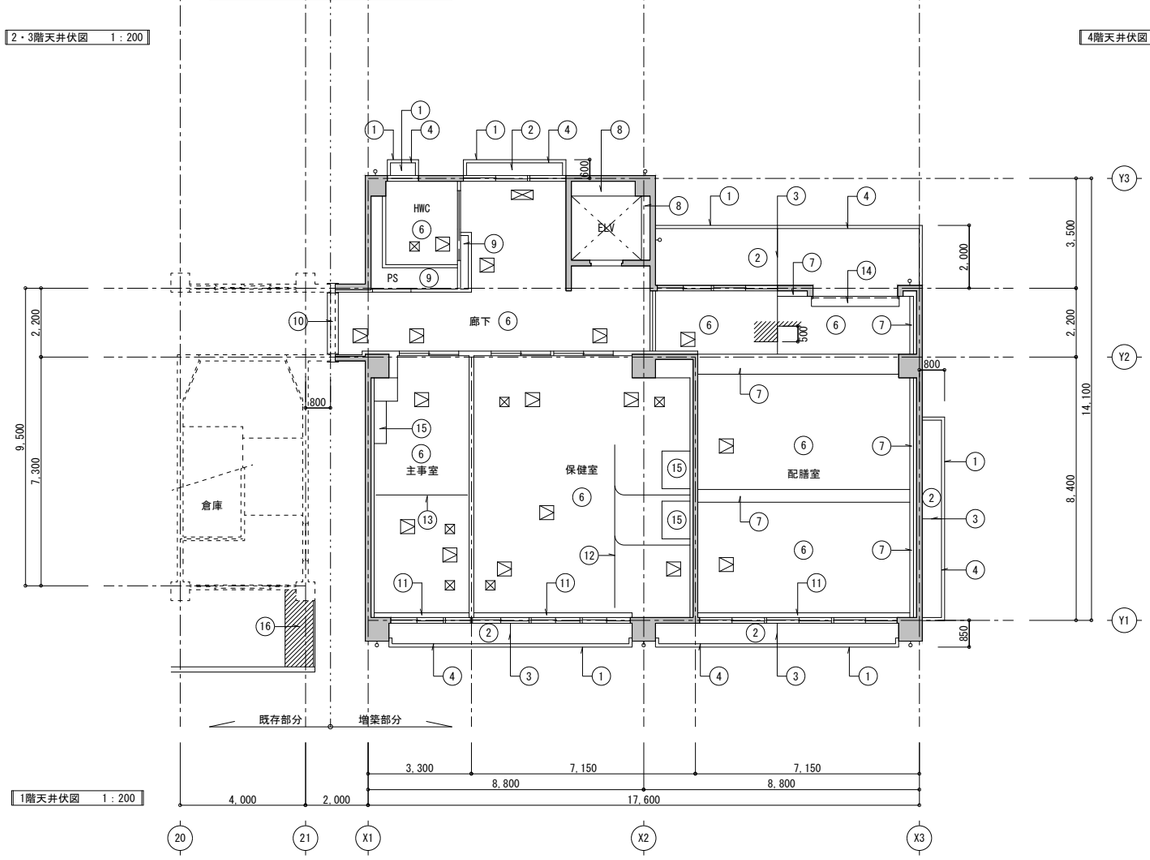

1階天井伏図　1：200

天井仕上表

符　号	仕　上	符　号	仕　上
1	RC型　E-T	11	アルミ製カーテンBOX
2	RC型　アクリル系軒天用仕上塗材	12	アルミ製ホスピタルカーテンレール
3	化粧目地切	13	アルミ製カーテンレール
4	水切目地	14	溶融アルミ亜鉛メッキ合板シャッターケース
5	化粧吸音PBｔ9.5張り	15	吊戸棚
6	化粧PBｔ9.5張り	16	SBｔ8.0の上　EP-G塗装（軒天補修）
7	RC型補修の上　EP-G塗装	17	通気パイプ　φ75　防火ダンパー付き
8	断熱材現し		天井点検口
9	RC型		空調設備
10	アルミ製EXP.Jカバー		換気設備

天井開口リスト

開口寸法	数　量	備　考
450×450	72	天井点検口
860×860	12	空調設備
700×300	4	換気設備
400×400	6	換気設備
300×300	18	換気設備
200×200	3	換気設備

㈲新建築設計事務所
一級建築士　第　123921　号
黒木　博幸

吉野東中学校校舎増築その他本体工事

天井伏図　A3:1/200

鹿児島市建設局建築部建築課

A-28

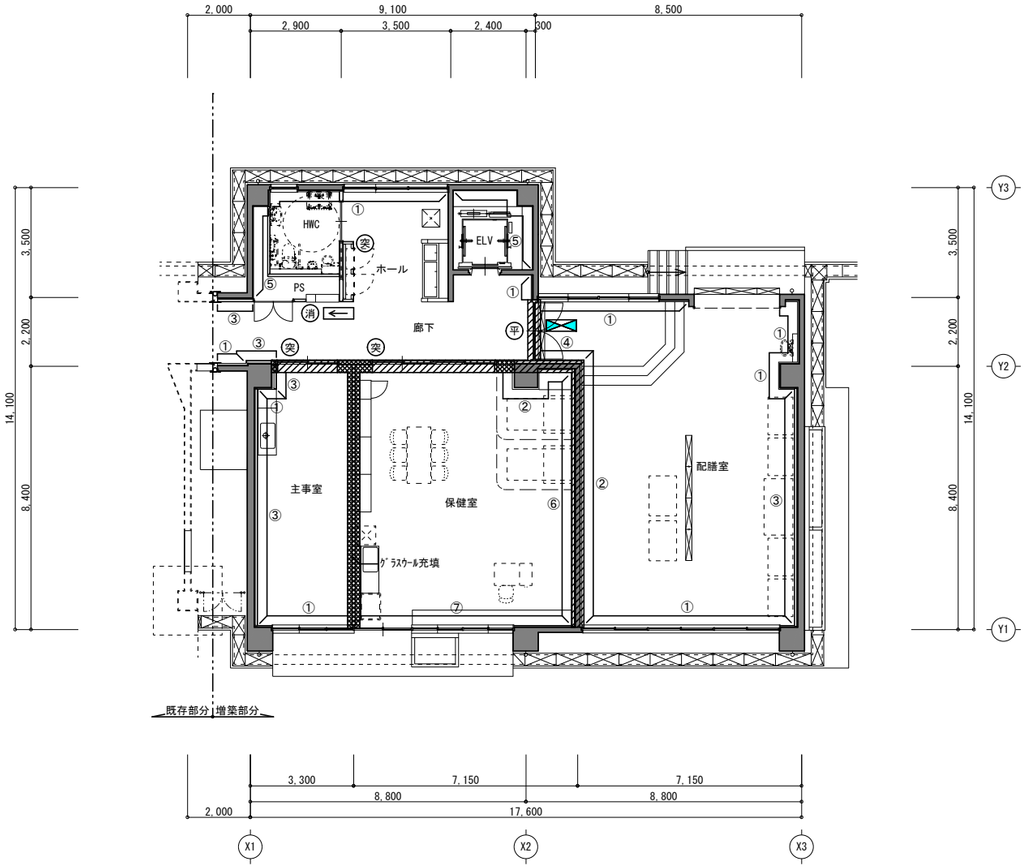

1階平面図　1：200

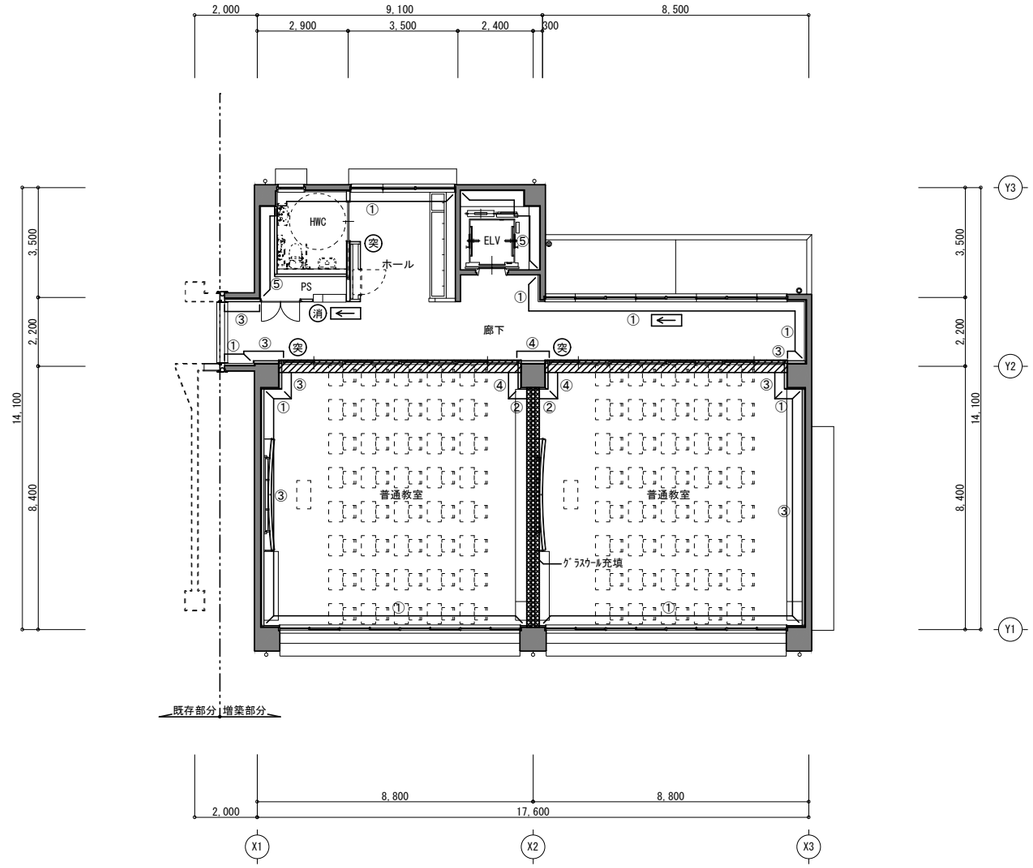

2～4階平面図　1：200

凡例

	符号	壁仕様
RC壁を示す	①	GL工法：現場発泡ウレタンt25吹付 + PBt9.5 + SBt6.0
軽鉄間仕切壁を示す	②	GL工法：PBt9.5
消 消火器BOXを示す（屋内消火栓一体型）	③	LGS下地：現場発泡ウレタンt25吹付 + LGS65 + PBt9.5 + SBt6.0
突 室名札・ピクトサインを示す：突出型	④	LGS下地：LGS65 + PBt9.5 + SBt6.0
平 室名札を示す：平付型	⑤	現場発泡ウレタンt25吹付　現し
避難口誘導標識：アクリル板t5×120×360（SUSビス留）	⑥	LGS下地：LGS65 + PBt9.5
通路誘導標識：アクリル板t5×100×300（SUSビス留）	⑦	GL工法：現場発泡ウレタンt25吹付 + PBt9.5
		主要間仕切り：コンクリートt70mm以上：平12建告1399号
		主要間仕切り：PBZt12.5+SBt6.0両面張り（LGS100）：FP060NP-0384　スラブ下まで
		※主事室保健室間、普通教室間の壁にはｸﾞﾗｽｳｰﾙ（24Kg/m3）を充填すること

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事		
	壁仕様、サイン等キープラン図	A3:1/200	A-29
	鹿児島市建設局建築部建築課		

F-1	普通教室：生徒用ロッカー	6ヶ所

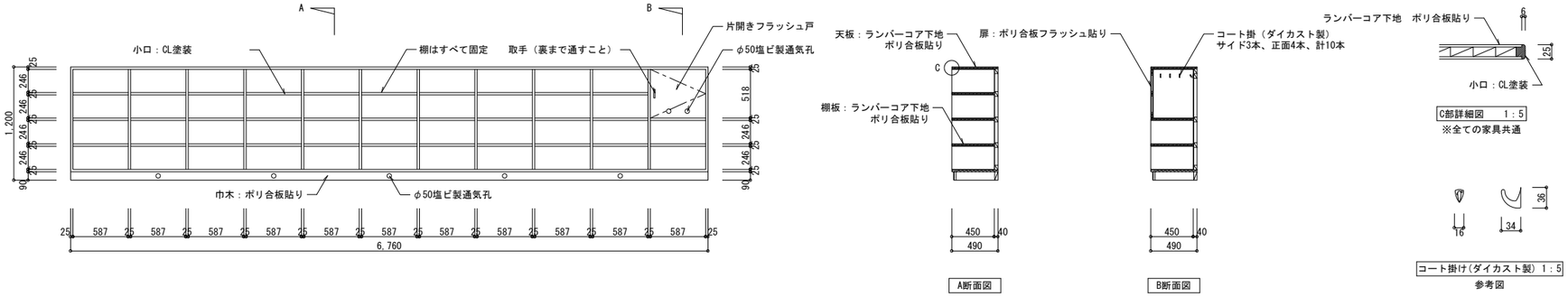

ガラス	
付属金物	取手（裏まで貫通）、丁番（2個）、マグネットキャッチ（金属ケース）、アームストッパー（扉側貫通ボルト止め）、コート掛（Z－１０ダイカスト製　同等品）、塩ビ製換気孔 50φ（防虫網付）

F-2	掃除具入	7ヶ所

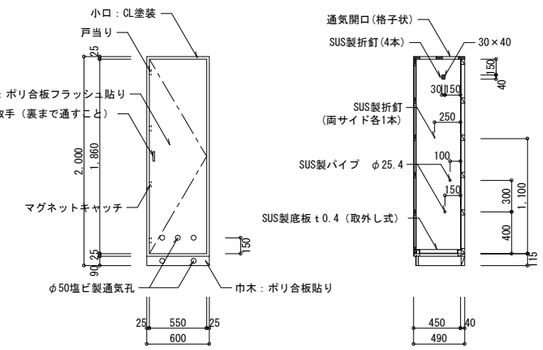

ガラス	
付属金物	取手（裏まで貫通）、丁番（3個）、マグネットキャッチ（金属ケース）、アームストッパー（扉側貫通ボルト止め） φ25.4 SUS製ﾊﾟｲﾌﾟ（304 2ヵ所）、SUS製折釘（6ヵ所）、SUS製底板：ｔ0.4（304取外可）、塩ビ製換気孔 50φ（防虫網付）

F-3	普通教室：教師用棚	6ヶ所

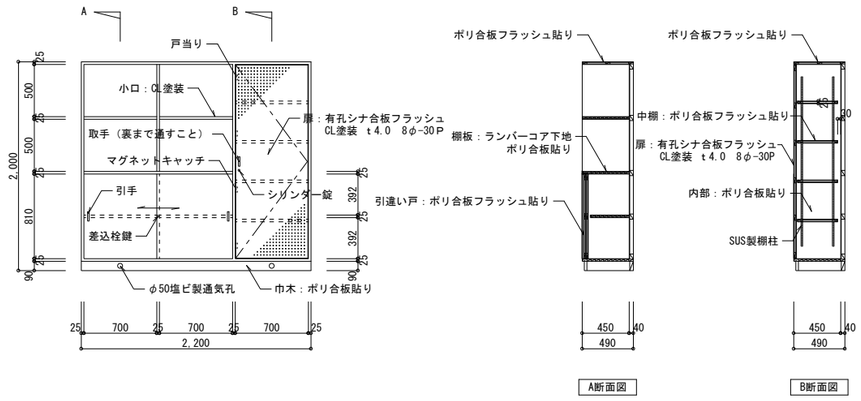

ガラス	
付属金物	引手、戸車、ｱﾙﾐﾚｰﾙ、差込栓鍵、塩ビ製換気孔 50φ（防虫網付） 取手（裏まで貫通）、丁番（3個）、マグネットキャッチ（金属ケース）、アームストッパー（扉側貫通ボルト止め）、SUS製棚柱、シリンダー錠

F-4	保健室：薬品棚・書類棚	1ヶ所

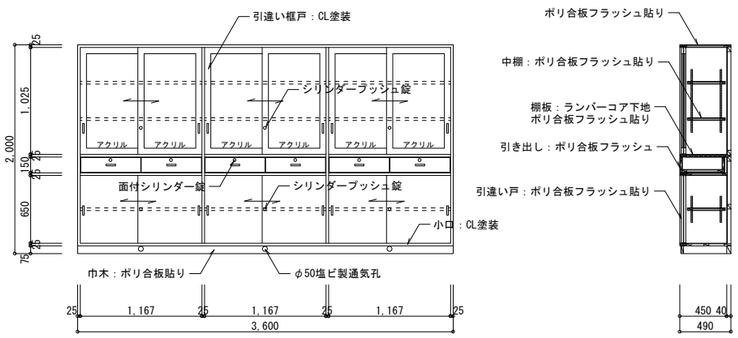

ガラス	
付属金物	引手、戸車、ｱﾙﾐﾚｰﾙ、シリンダーブッシュ錠、面付シリンダー錠、SUS製棚柱、SUS製スライドレール、塩ビ製換気孔 50φ（防虫網付）

F-5	保健室：収納棚	1ヶ所

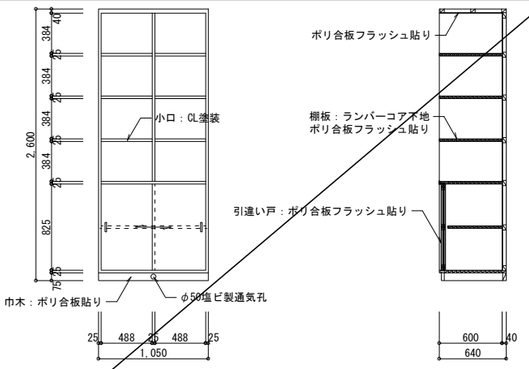

ガラス	
付属金物	引手、戸車、ｱﾙﾐﾚｰﾙ、塩ビ製換気孔 50φ（防虫網付）

F-6	保健室：窓下棚	1ヶ所

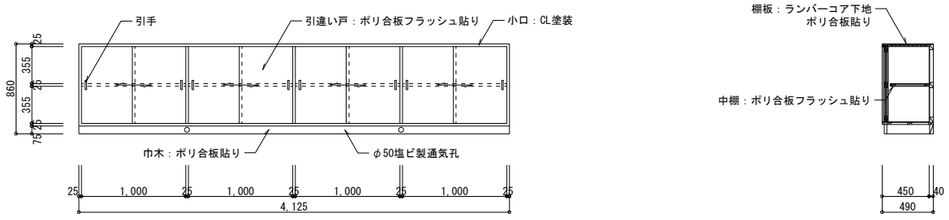

ガラス	
付属金物	引手、戸車、ｱﾙﾐﾚｰﾙ、塩ビ製換気孔 50φ（防虫網付）

F-7	保健室：寝具棚	2ヶ所

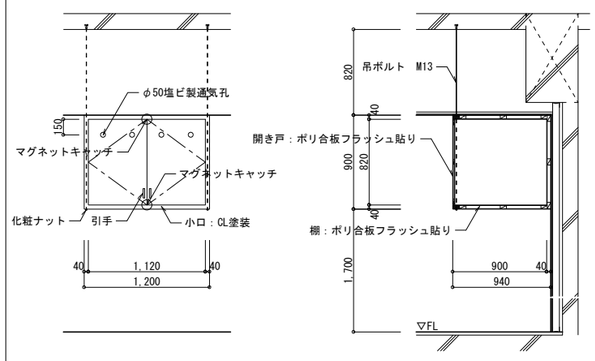

ガラス	
付属金物	引手、マグネットキャッチ、SUS丁番、塩ビ製換気孔 50φ（防虫網付）、吊ボルト

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事	
	家具詳細図	A3:1/60
	鹿児島市建設局建築部建築課	A-30

D-01 厨房用塗床材 1：10

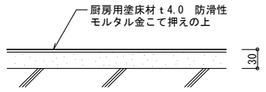

D-02 VS-1 or VS-2 1：10

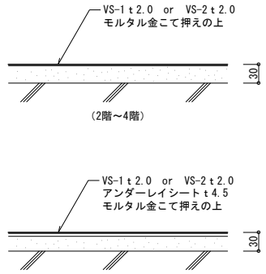

D-03 集成材フローリング 1：10

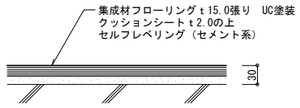

D-04 モルタル巾木・壁（配膳室） 1：10

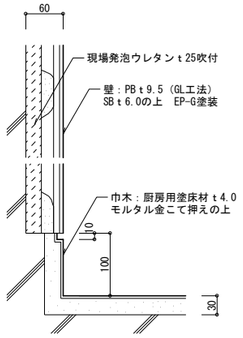

D-05 ビニル巾木・壁 1：10

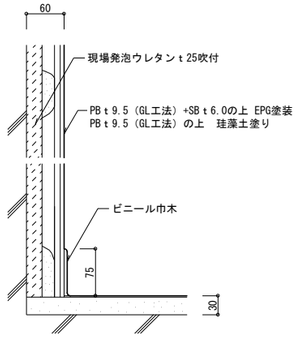

D-06 木製巾木・腰壁・壁（教室） 1：10

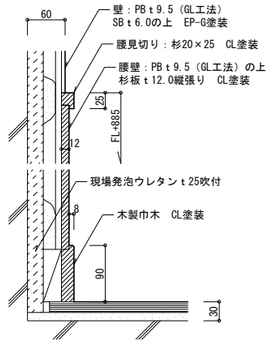

D-07 ビニル巾木：床材立上・腰壁・壁（HWC） 1：10

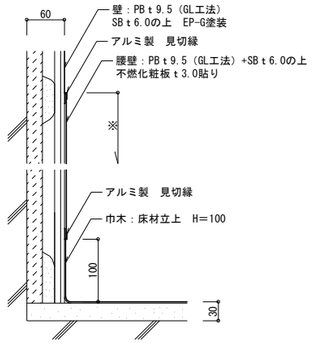

D-08 防火上主要な間仕切壁 1：10

耐火1時間構造認定番号：FP060NP-0384

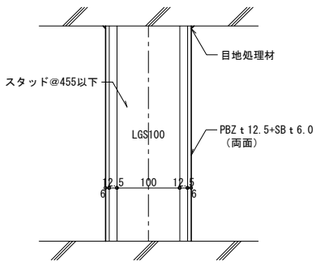

D-09 柱型面 腰壁見切縁 1：10

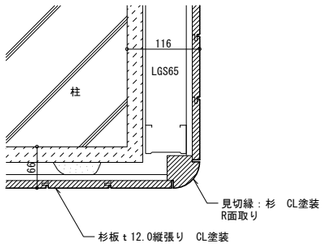

D-10 天井仕上 1：20

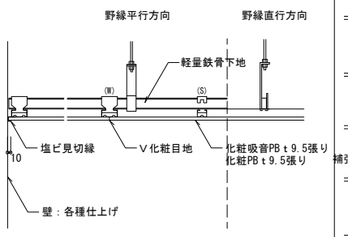

D-11 天井開口補強 1：40

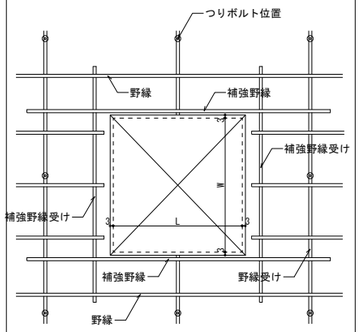

D-12 ライニング面台 1：20

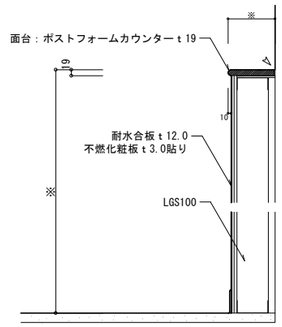

D-13 アルミ製カーテンボックス 1：10

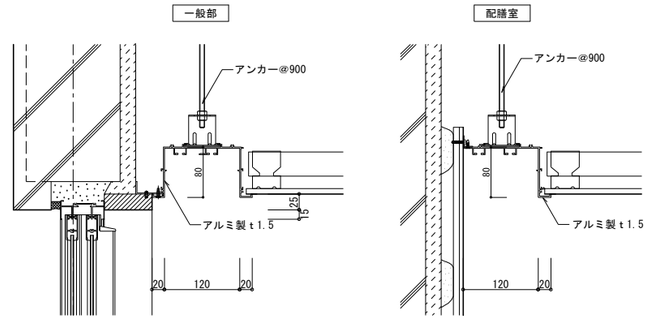

D-14 掲示板 1：20

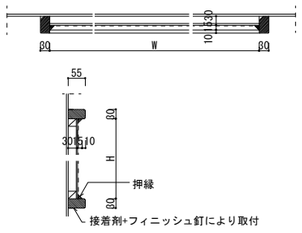

1.表面 難燃性表面材(掲示クロス)貼り
下地 ソフトベニヤt5.5
枠:面取りをする
2.補強桟:木製 仕上寸法26×24(JAS S1等品)タテ、上下@300
枠:木製 防腐防蟻材塗り CL塗り 面取りをする
3.壁板、地板の接着剤はJIS S6040 4種合成ゴム系接着剤使用
塗装板寸法(※部分)は各メーカーにより多少の相違のあるものとする

D-15 ピクトサイン・室名札 〈参考図〉 1：10

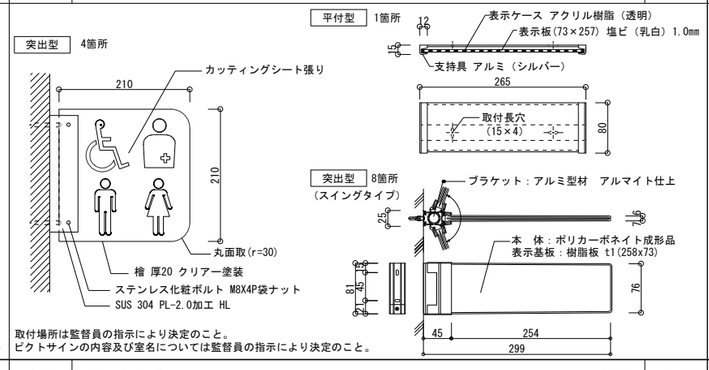

取付場所は監督員の指示により決定のこと。
ピクトサインの内容及び室名については監督員の指示により決定のこと。

D-16 間仕切壁サッシ接合金物：主事室 1：10

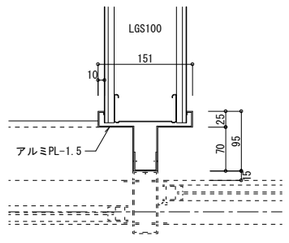

D-17 EXP.J：アルミ製・ステンレス製（床） 〈参考図〉 1：20

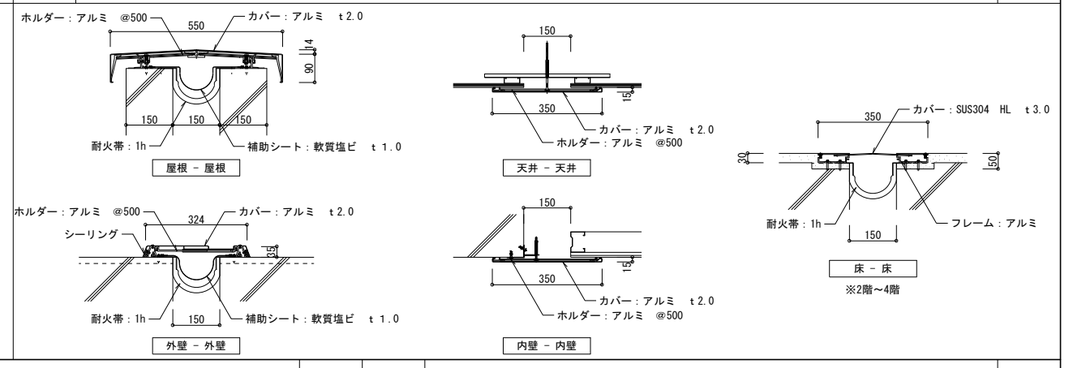

D-18 天井点検口 1：20

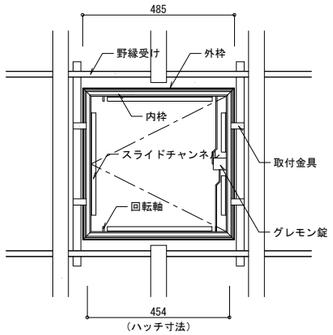

D-19 床ピット点検口 〈参考図〉 1：6,10,20

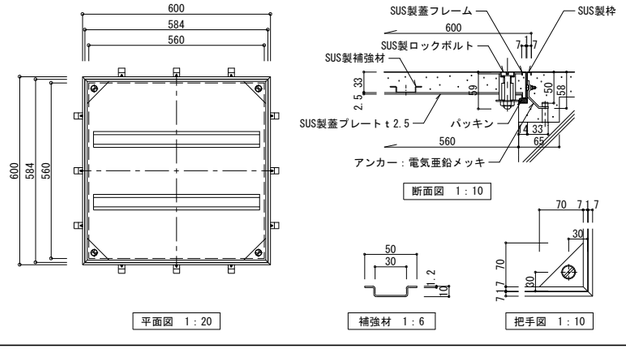

D-20 タラップ 1：20,60

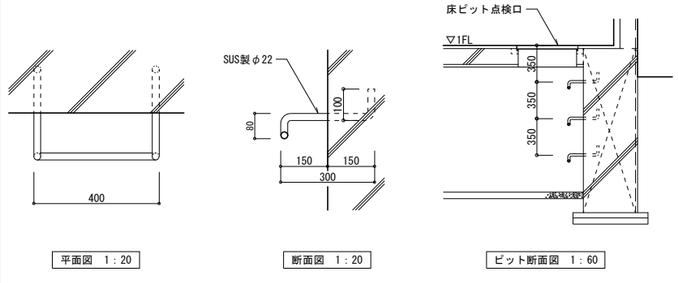

D-21 ピット内換気ガラリ 〈参考図〉 1：10,60

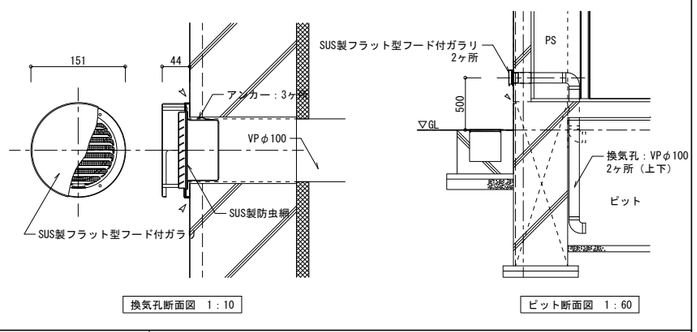

㈲新建築設計事務所 一級建築士 第 123921 号 黒木 博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事		
	部分詳細図（1）	A3:1/6,10 1/20,40,60	A-31
	鹿児島市建設局建築部建築課		

D-22 SUS製手洗い：2階～4階 1：60

シンクトップ：t1.5 SUS304、目皿(流しトラップ付、3ヵ所)、流し裏：t20発泡ｳﾚﾀﾝ裏打ち
※トラップは建築工事とする(ｽﾃﾝﾚｽ製流し用トラップ50A、水封50mm以上)

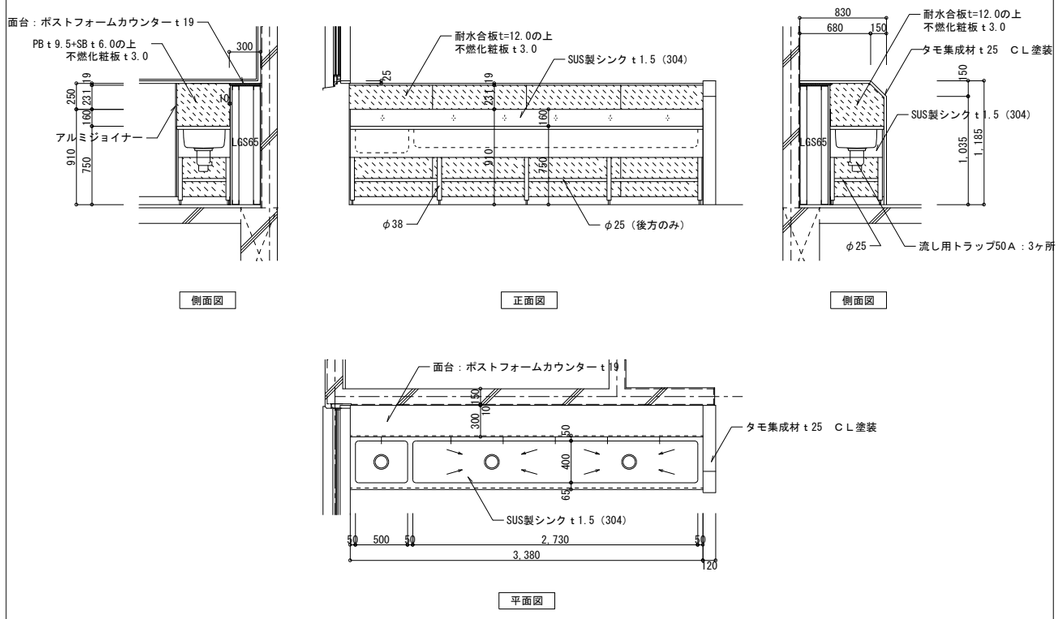

D-23 SUS製手洗い：1階 1：60

シンクトップ：t1.5 SUS304、目皿(流しトラップ付、2ヵ所)、流し裏：t20発泡ｳﾚﾀﾝ裏打ち
※トラップは建築工事とする(ｽﾃﾝﾚｽ製流し用トラップ50A、水封50mm以上)

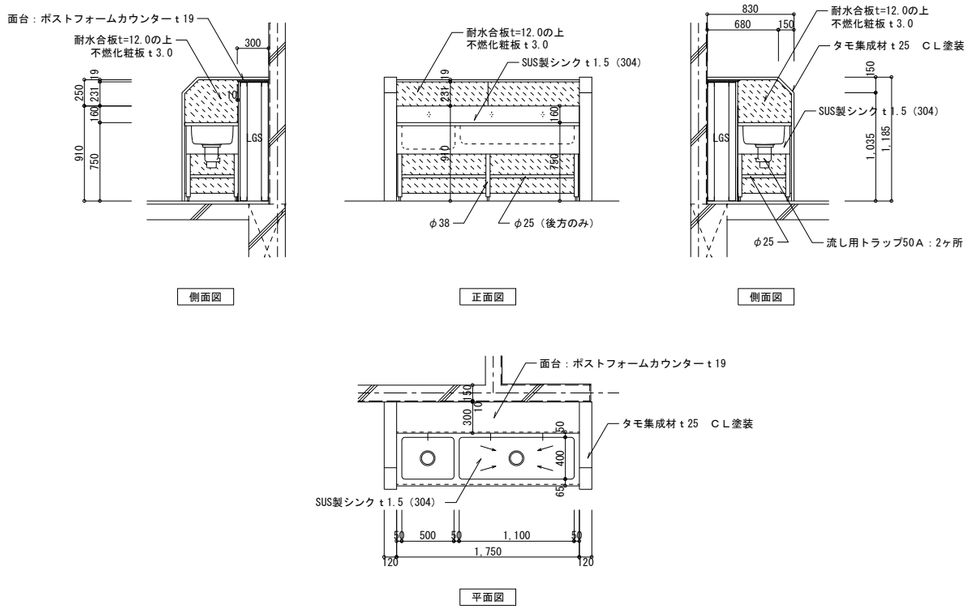

D-24 スライド式曲面黒板 〈参考図〉 1：10,40

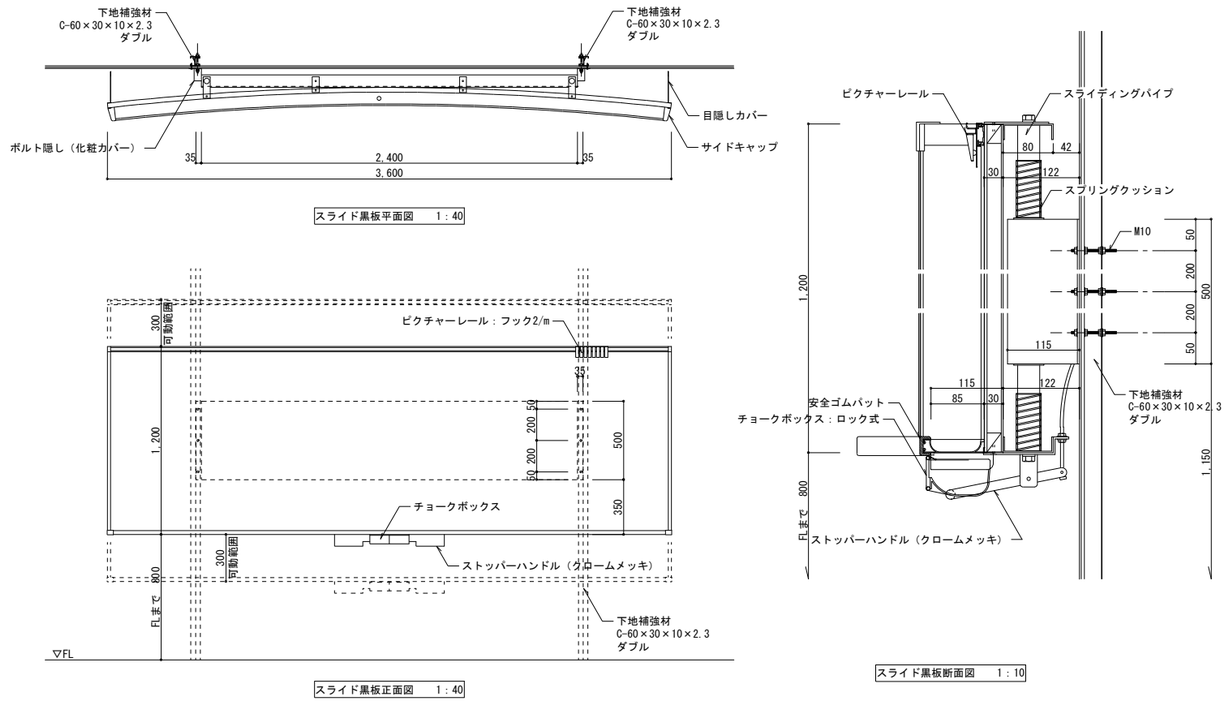

D-25 排水ピット 1：10

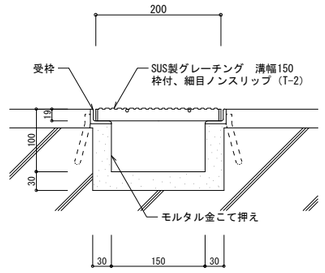

D-26 保健室：掃出し部分・足洗場 1：60

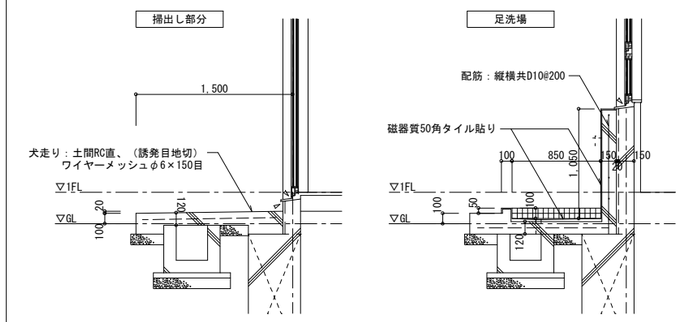

D-27 手洗い 1：60

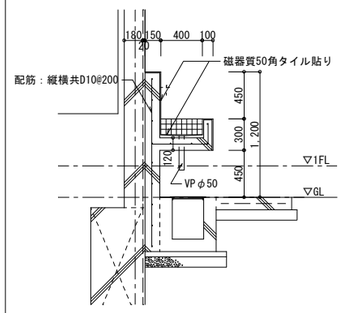

D-28 機械置場防護フェンス 1：60

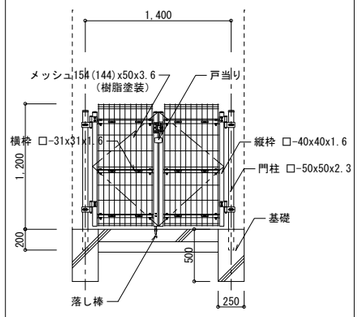

D-29 空調室外機基礎 1：60

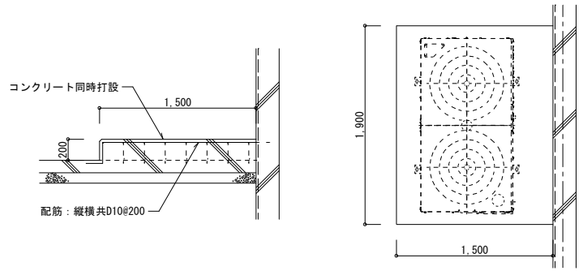

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事 部分詳細図（2）	A3:1/10,40,60
	鹿児島市建設局建築部建築課	A-32

SWP（学校間仕切）　出入口部断面詳細図　【参考図】　1：10

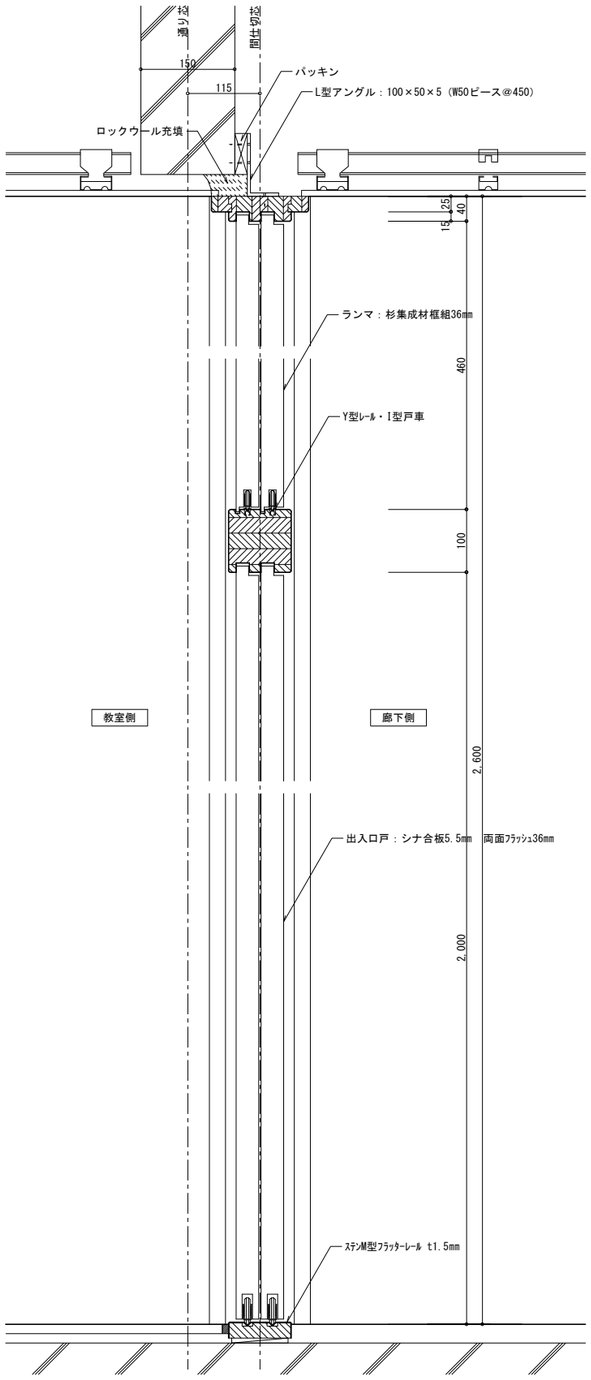

SWP（学校間仕切）　窓部断面詳細図　【参考図】　1：10

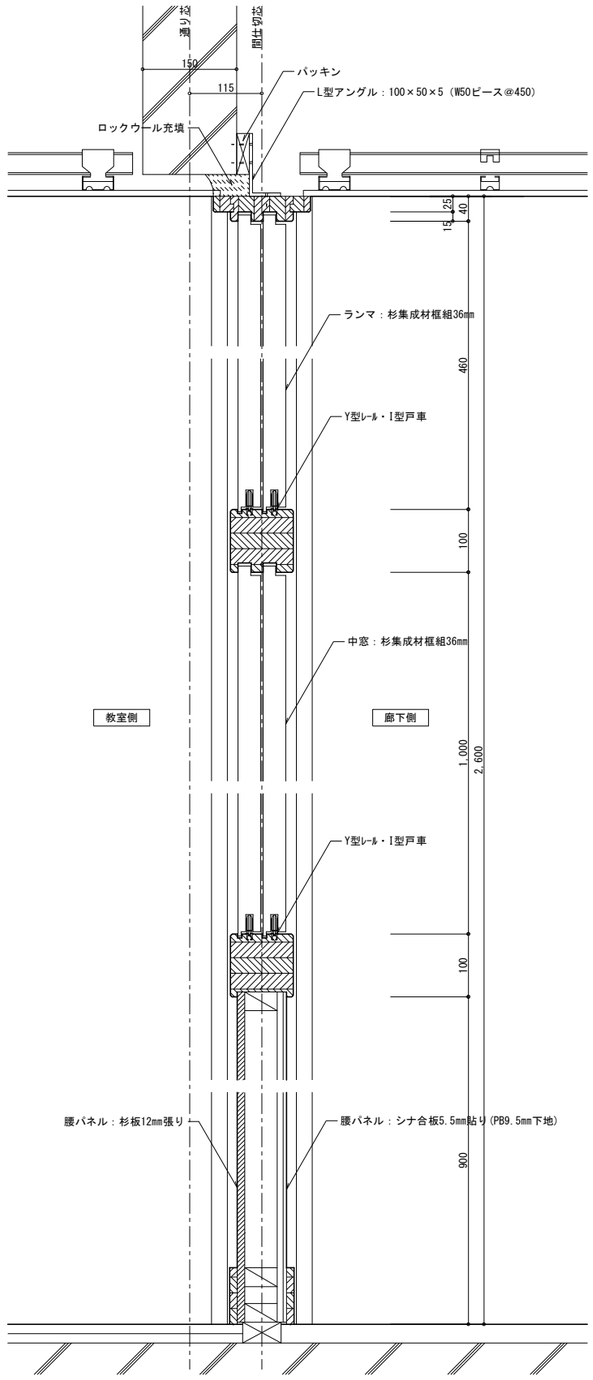

スクール木製パーテーション仕様

枠・パネル	枠・額縁：杉集成材（認証かごしま材）
	腰パネル：教室内・杉板(認証かごしま材)12mm貼／廊下側・ｼﾅ合板5.5mm貼(PB9.5mm下地)
建　具	出入口戸：シナ合板5.5mm両面引き違いフラッシュ戸36mm
	中窓：杉集成材(認証かごしま材)引き違い框戸36mm
硝　子	3mm透明、3mmすりガラス
仕　上	ＣＬ塗
金　物	ｽﾃﾝM型ﾌﾗｯﾀｰﾚｰﾙ・ﾌﾗｯﾀｰ戸車・引き違い戸錠・Y型溝ﾚｰﾙ・I型戸車・ｽﾃﾝ引手・ｸﾚｾﾝﾄ錠・防振ｺﾞﾑ
	指詰め防止ｸｯｼｮﾝ(出入口戸・中窓)

中窓部横断面図　【参考図】　1：10

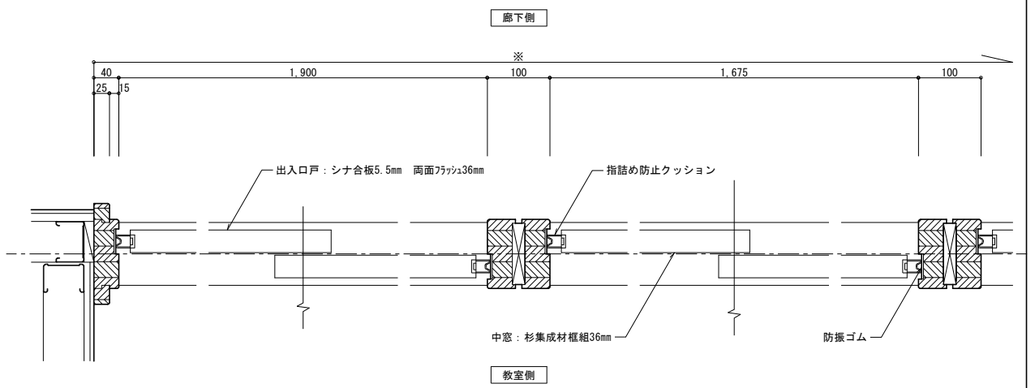

腰壁部横断面図　【参考図】　1：10

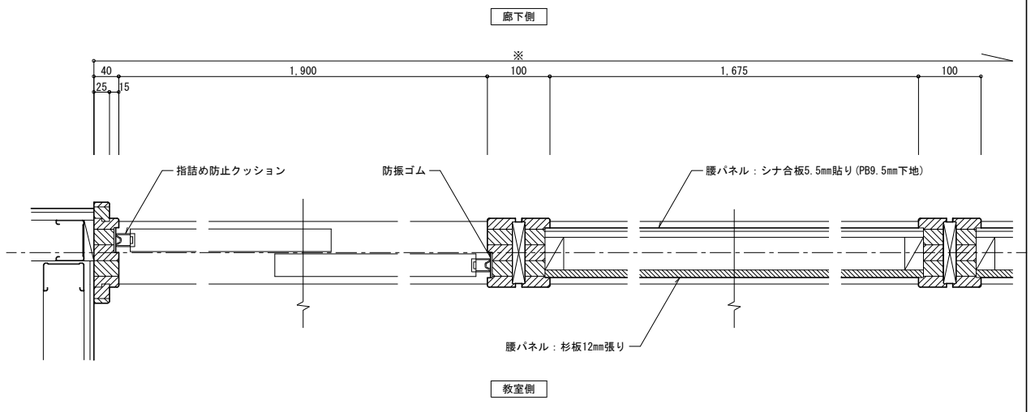

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事		A-33
	SWP（学校間仕切）詳細図	A3:1/10	
	鹿児島市建設局建築部建築課		

エレベーター仕様

基本仕様	号機名		NO.1
	型式		機械室レス標準型エレベーター
	用途		乗用兼車いす用
	定格積載質量/定員		750kg/11人乗
	定格速度		45m/min
	運転方式		乗合全自動方式（乗り捨て方式）
	制御方式		インバータ制御方式（マイコン制御）
	停止階		4箇所（1～4 階）
	かご寸法		間口1400mm　奥行1350mm　天井高さ2250mm
	出入口寸法		幅800mm　高さ2100mm
	戸型式		２枚戸中央開き
	電動機		AC 3.5kW
	動力用電源		AC 3φ 200V 60Hz
	照明用電源		AC 1φ 100V 60Hz
	連絡装置設置場所		同時通話式インターホン 設置場所：
	監視装置		リモートメンテナンスインターフェース付 （リモートメンテナンスを提供するためには、別途保守契約をしていただく必要があります）
管制運転	地震		有り（Ｐ波およびＳ波感知）（リスタート機能付）
	火災		有り（火報と連動した接点による自動式）
	停電		有り
	自家発		無し
乗場仕様	三方枠	1～4階	大枠 ステンレスヘアライン仕上
	乗場戸	1～4階	鋼板塗装仕上
	幕板	1～4階	無し
	敷居	1～4階	ステンレス製
	ホールランタン	1～4階	無し
	インジケーター	1～4階	縦型デジタル表示 カバー：ステンレスヘアライン仕上
	ホールボタン	1～4階	抗菌凸文字ボタン（φ45）（ＳＩＡＡ認証） インジケーターに組込
かご仕様	天井		スタンダード（メーカー標準(天井照明色：白色)
	前側板		化粧鋼板
	側板		化粧鋼板
	戸		化粧鋼板
	出入口上部		化粧鋼板
	床		樹脂タイル（2T）
	幅木		化粧鋼板（アルミナムシルバー）
	敷居		ステンレス製
	操作盤	ボタン	抗菌凸文字ボタン（φ33）（ＳＩＡＡ認証）
		カバー	ステンレスヘアライン仕上
	インジケーター		カラー液晶表示（背景色：白）操作盤に組込
	車いす用操作盤	ボタン	抗菌凸文字ボタン（φ33）（ＳＩＡＡ認証）
		カバー	ステンレスヘアライン仕上
	気くばり操作盤	ボタン	無し
		カバー	無し
	鏡		ステンレス製
	ハンドレール		ステンレスパイプ：ステンレスヘアライン(位置向)
監視盤			無し
耐震クラス			A14

・三方枠が大枠の場合、枠幅が300mm、幕板高さ1250mm以上を超える時は別途見積りとなります。

・工事使用有：１０日未満（１０日以上使用の場合、また積載量：１０００ｋｇ以上場合は別途見積りとなります）

・エレベーター出入口側の壁がＡＬＣの場合、エレベーター機器と干渉しないよう、ＡＬＣ留め金具がエレベーターシャフト側へ出張らないよう施工お願いします。

標準型エレベーターの荷役制限について

・軽台車などで荷物を運搬する場合には、250kg以下/回。

遮煙性能付乗場戸設置上の条件

・遮煙性能付乗場戸を設置するためには、自動火災報知設備が必要です。
　設置義務の無い建物であっても、必ず設けてください。
・自動火災報知設備の設置義務の無い建物の場合には、遮煙性能付乗場戸設置階のエレベーターホールに必ず煙感知器などの火災感知器設置し、
　火災感知信号を自動火災警報盤を介してエレベーター制御盤に供給してください。

特定防火設備：防犯窓ガラス設置不可
（防犯あみ入りガラス窓付きの場合は防火設備となります）

	NO.1
	昇降機技術基準の解説 2016年版対応
	ピット冠水退避運転（基本仕様）
	可変速機能（最大速度60m/min）
	音声案内装置付（緊急時4ヵ国語）
	防振対策付
	遮煙性能付乗場戸　（大臣認定品）(火災、停電付）（1～4階）
	点字注意銘板付（横型）
	車いす仕様付
	視覚障がい者仕様付（全ての操作盤と乗場ボタンに点字銘板付）
	運転休止スイッチ（1階に取付）
	インジケーターに全階休止灯付
	戸当り目地付（かご戸Ｉひも挟まれ検知機能用）
	フェッシャプレート付
	昇降路内同軸ケーブル付（昇降路外は電気工事）
特記仕様	車いす呼び戸開き時間延長
	一般呼び戸開き時間延長
	発音式ボタン（かご）
	多光軸ドアセンサー（お知らせサイン付）
	乗り場側利用者検知機能付
	かご戸袋引き込まれ低減機能付
	空気清浄機能付（イオン発生機能同等品）
	戸開き時間延長ボタン付
	非常放送・一般放送用スピーカー付（かご天井上）
	スピーカー用アッテネータをかご上に設置
	ひも挟まれ検知機能付（3mm以上のひも検知仕様）
	かご内荷摺り（ステンレスヘアライン仕上，床からH=300mm）
	かご側板保護マット（高さ：床面から900mmは荷摺り上端から）
	かご床マット付
	かご内操作盤スイッチボックス内の波型スイッチによるサービス切離（各階個別） （ホール対象階：1～４階）
	乗場インジケーター組込キースイッチによるホールボタン自動登録（各階個別）４階）
	煙感知器点検扉用ドアスイッチ付
	公共建築工事標準仕様書（R4）適用
	４ｍレール使用
	ステンレス材一式：ＳＵＳ３０４
	中間ビーム1列付

-W-

電気設備

号機名	NO.1			
動力用電源	AC 3φ 200V 60Hz 14mm²×1回路（CV）/台			
	線サイズ（mm）	8	14	22
	最大引込距離（m）	74	128	196
	ＭＣＢ容量	40A/台		
	トランス容量	4kVA/台		
	起動KVA	14kVA/台		
照明用電源	AC 1φ 100V 60Hz 5.5mm²×1回路/台			
アース線	3.5mm²（D種）/台			
インターホン用配管配線	FCPEV0.9-5P/台（300mまで）			
リモートメンテナンス用配管配線(電話線)	FCPEV0.9-1P，配管サイズφ25/台（MDF～昇降路間）			
ピット点検用コンセント	AC100V 1.5kVA以上×1個/台 （最下階FL+200の出入口付近に設置）			
火災報知信号無電圧ａ接点支給及び配管配線	印加電圧DC24V　接点容量1A以上/台			
一般兼非常放送用スピーカー用配管配線	HP1.2-3C/台			
防犯カメラ用配管配線（昇降路外）	同軸ケーブル 5C-2V/台			
注意事項	上記の配管配線はエレベーター制御盤から各設備ならびに機器の設置場所まで引込み 上記の配管配線はエレベーターの着工前までに本設配線で引込み			

労基法適用（本設用）：　有（設置届・設置報告）・　無

耐震クラス：Ａ１４

ガイドレール部分荷重（N）	かご側		ウェート側	
	ＰＸ	ＰＹ	ＰＸ	ＰＹ
NO.1	4800	2900	7550	3800

注）上記荷重により柱及びはりのたわみは
５mm以下になるよう部材を設計下さい

地震時建物に掛る荷重

工事区分

号機名	NO.1					
	項目	工事名	建築	電気	空衛	ELV
昇降路	1	昇降路の築造と誤差修正工事 1）壁または囲いは隙間なきものとする 2）昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の5cm四方面に これと直角な方向の300Nの力が昇降路外から作用した場合 において15mmを超える変形や塑性変形が発生しないこと 3）コンクリート厚さは150mm以上とする 4）コンクリート基準圧縮強度 21N/mm²以上とする	○			
	2	各階出入口床の敷居取り付け用かき込み または敷居受け持ち出し工事	○			
	3	各階出入口まわり壁の穴あけ工事 （出入口、ホールボタン、インジケータ、ホールモニターなど）	○			
	4	エレベーター据付後の出入口壁 および床その他建築仕上及び補修工事	○			
	5	三方枠、インジケータなどと壁間の防火区画処理	○			
	6	三方枠、インジケータなどと壁間のすきま塞ぎ工事 （ふさぎ板またはラス材）				○
	7	ピット内防水仕上工事（ピット仕上面の水平度は1/200以下）	○			
	8	並設されたエレベーターの最下階が異なる場合の ピット間仕切り工事（H=1800以上）	○			
	9	オーバーヘッド・ピット寸法が図面と異なる場合の はつり・埋め戻し工事	○			
	10	ピット点検用タラップまたは梯子の設置工事				○
	11	ピット点検用コンセント設置工事（1ヶ/台）		○		
	12	インターホンならびにその他の機器（放送（一般・非常） 自家発商用電源識別接点・火災時管制用接点・防犯カメラ等）用 配管、配線工事（配線サイズ、本数は電気設備欄による）		○		
	13	昇降路最上階の受電制御盤への動力電源、照明用電源および アース線の引き込みならびにつなぎ込み工事 （配線サイズ、本数は電気設備欄による）		○		
	14	監視盤がある場合の監視盤用配管配線工事 （監視盤配置場所より昇降路最上階の制御盤位置まで引き込み）		○		
	15	昇降路頂部の煙感知器の設置工事（昇降路外部から保守点検可能な構造） （点検扉は、厚さ1.5mm以上の鉄板製）		○		
	16	昇降路頂部の煙感知器点検扉ELV連動停止スイッチ取付				○
	17	リモートメンテナンス用として電話中継盤から 昇降路最上階までの配管（最小直径25mm）、配線工事 （配線サイズ、本数は電気設備欄による）		○		
	18	昇降路出入口側内壁（敷居下および出入口上部）とかご前端が 125mm以上離れる場合のフェッシャプレート取付用下地設置工事	○			
	19	昇降路出入口側内壁（敷居下および出入口上部）とかご前端 が125mm以上離れる場合のフェッシャプレート設置工事				○
	20	昇降路内配管工事に伴う区画貫通部の耐火処理工事		○		
	21	昇降路頂部への吊りフックの設置工事	○			
	22	昇降路内への中間ビーム設置工事（コンクリート階）				○
	23	PC構造に於けるインサート埋め込み工事またはプレート設置工事	○			
	24	不停止階の昇降路救出口扉の設置工事（施行令129条の7の1による）	○			
	25	かごドレン式クーラー設置時のピット排水管工事	○			
	26	昇降路内温度が40℃超過の場合のガラリ設置工事	○			
	27	昇降路内温度が40℃超過の場合の換気扇設置工事		○		
	28	昇降路内温度が5℃未満40℃超過の場合の空調設備設置工事			○	
その他	1	エレベーター部品搬入経路の確保 （必要に応じてコンクリートの穴あけおよび埋め戻し工事）	○			
	2	エレベーター重量部品搬入の際の仮設揚重機の貸与	○			
	3	エレベーター据付工事員現場詰所および材料置場の確保	○			
	4	エレベーター据付工事用電力の供給（動力用および照明用電源）	○	○		
	5	エレベーター運転調整用電力の供給 （動力線および照明用電源線はエレベーター着工前までに 本設電源配管経路で引き込み）	○	○		
	6	医療機器、放送用機器、コンピューター機器などの 電源とエレベーター動力用電源およびアース線の系統分離工事		○		
	7	昇降路と居室が隣接する場合の居室側防音および防振工事	○			
	8	昇降路内建築工事仮設床（水平養生）用の 金網・デッキプレートなどの撤去工事	○			
	9	エレベーター着工前の各階出入り口開口部の塞ぎ材支給および施工	○			
	10	出入口が直接外気と接する乗場における雨水よけ工事 （庇、水切り等）	○			
	11	昇降路内仮設足場の設置および解体工事	○			
	12	エレベーター承認図と躯体が異なる場合の手直し	○			
	13	昇降路がガラスの場合の養生施工および塗装工事	○			
	14	ALC継目の補修、コンクリート型枠抑え用セパボルト（Pコン） の撤去	○			
	15	非常用エレベーター全階乗場への避難経路板設置工事	○			
	16	非常用エレベーター乗場水勾配、排水溝、グレーチング施工	○			
	17	監視盤用電源の監視盤までの引き込み工事		○		

煙感知器施工例

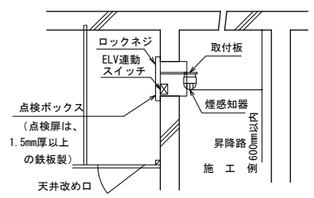

点検ボックスは下記エレベーター昇降路専用品としてください。
・ホーチキ　　(KUS-1C)
・能美防災　　(FXS J001A-HU)
・ニッタン　　(NID-T-G)
・パナソニック (BV95351+BV95381H)
（点検扉を開いた場合はエレベーターは停止します。）

・煙感知器取付高さがかご天井高さ+1700mmを超える場合は当社技術員にご相談ください。
・エレベーター出入口側に煙感知器を設置する場合はかご出入口機器と干渉する恐れがあるので事前にご相談ください。

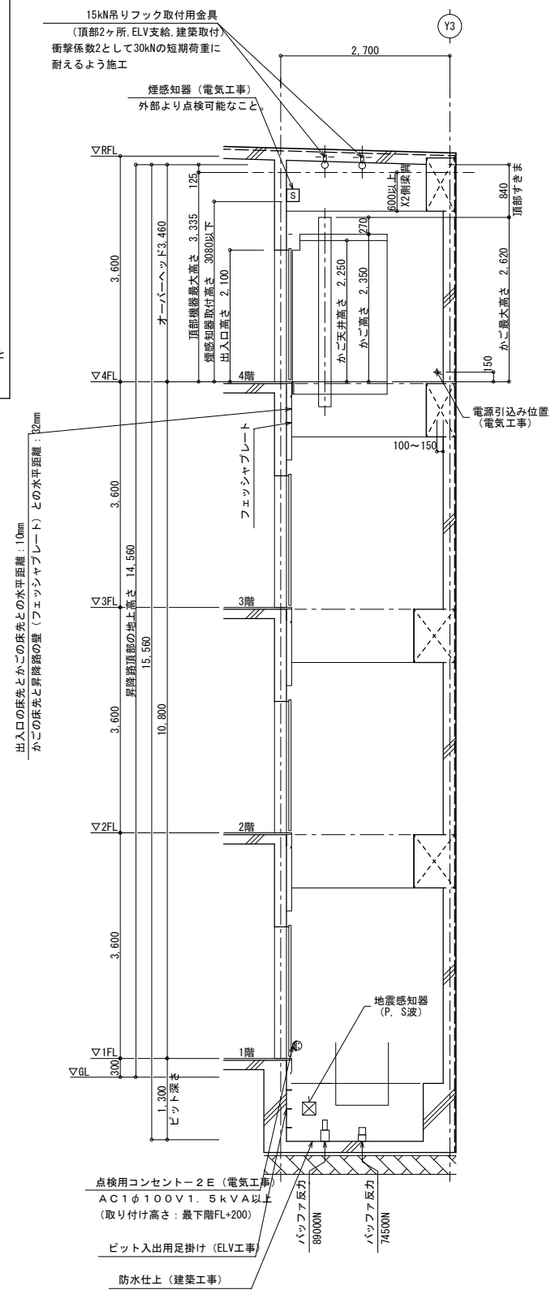

NO.1 昇降路断面図　1：100

【参考図】

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事	
	ELV詳細図(1)　A3:1/100	A-34
	鹿児島市建設局建築部建築課	

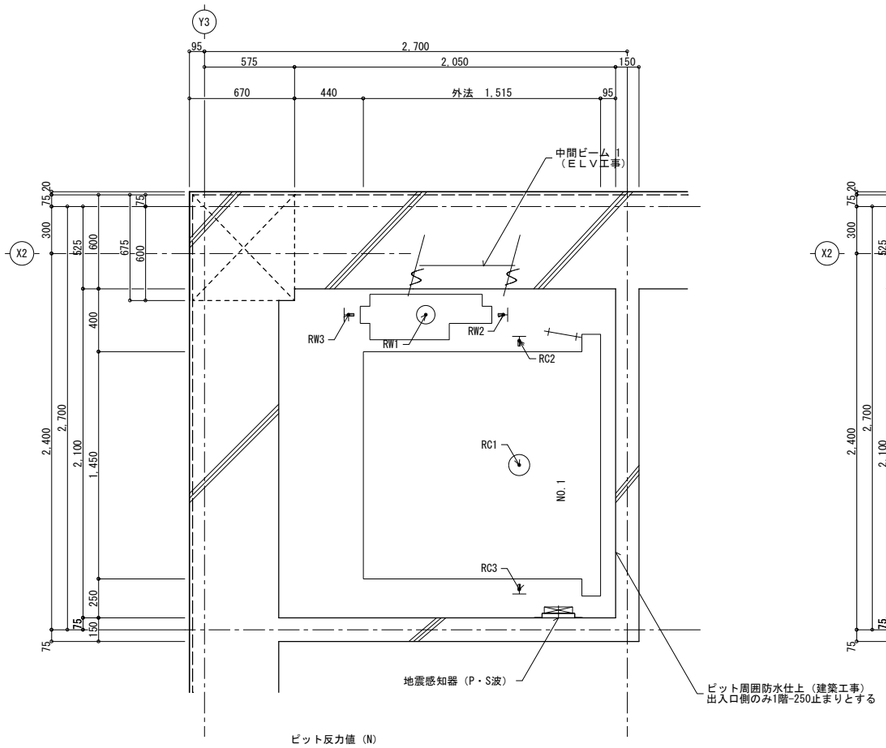

ピット反力値（N）

中間ビームリスト	
番号	部　材
1	Π-150X75X9

	短期荷重		長期荷重			
号機名	RC1	RW1	RC2	RC3	RW2	RW3
NO.1	89000	74500	6000	26000	40000	29000

コンクリート厚さは150mm以上とする

コンクリート基準圧縮強度21N/mm²以上とする

ピット平面図　1：40

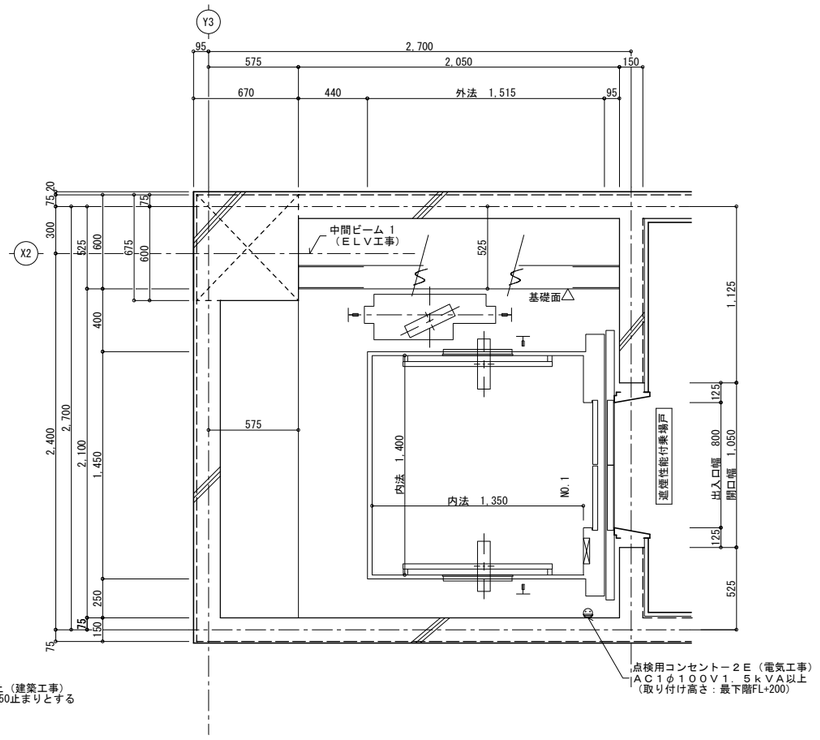

中間ビームリスト	
番号	部　材
1	Π-150X75X9

1階 昇降路平面図　1：40

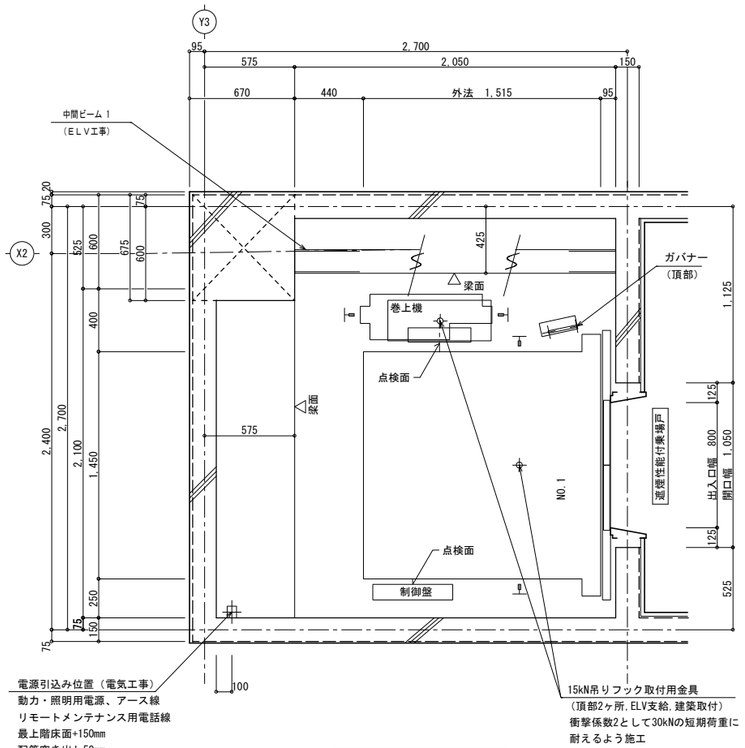

2～4階 昇降路平面図　1：40

中間ビームリスト	
番号	部　材
1	Π-150X75X9

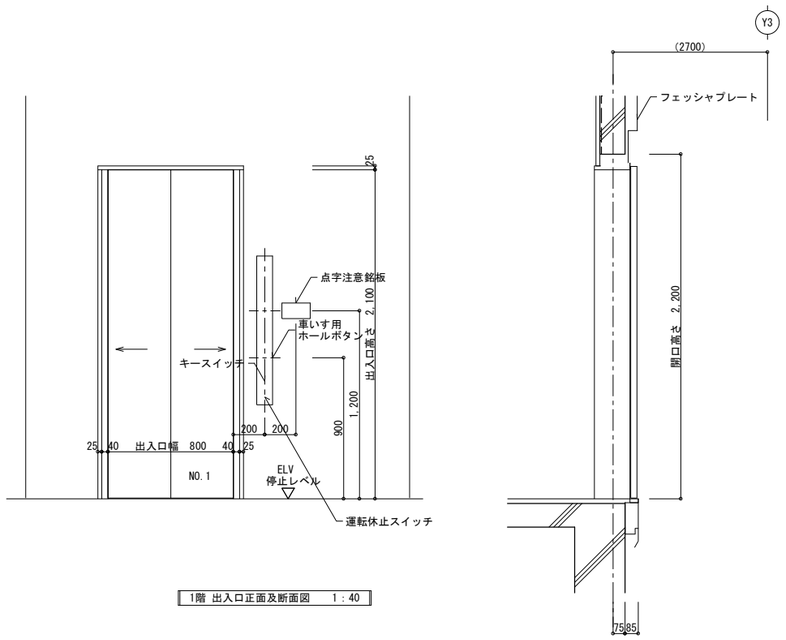

1階 出入口正面及断面図　1：40

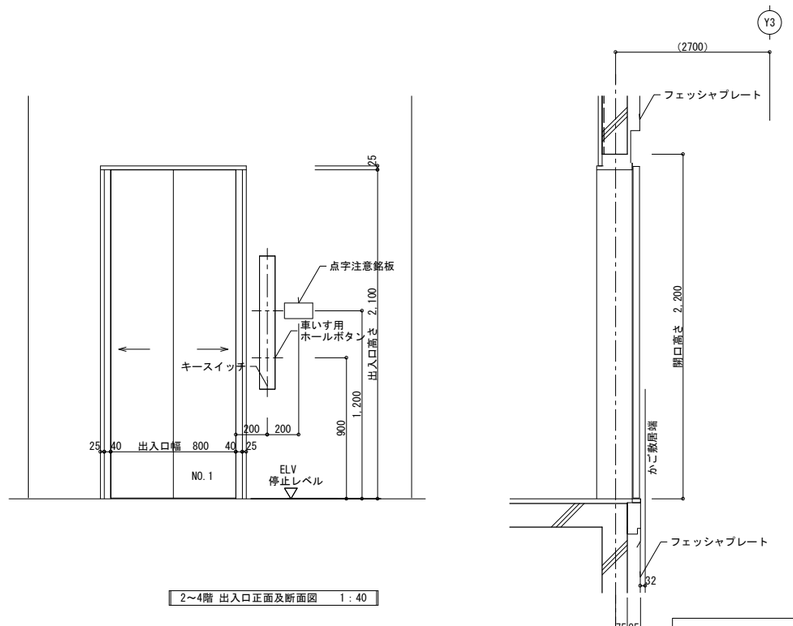

2～4階 出入口正面及断面図　1：40

耐震クラス：Ａ１４

ガイドレール部分荷重（N）	かご側		ウェート側	
	ＰＸ	ＰＹ	ＰＸ	ＰＹ
NO.1	4800	2900	7550	3800

注）上記荷重により柱及びはりのたわみは
５ｍｍ以下になるよう部材を設計下さい

地震時建物に掛る荷重

【参考図】

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事	
	ELV詳細図(2)　A3:1/40	A-35
	鹿児島市建設局建築部建築課	

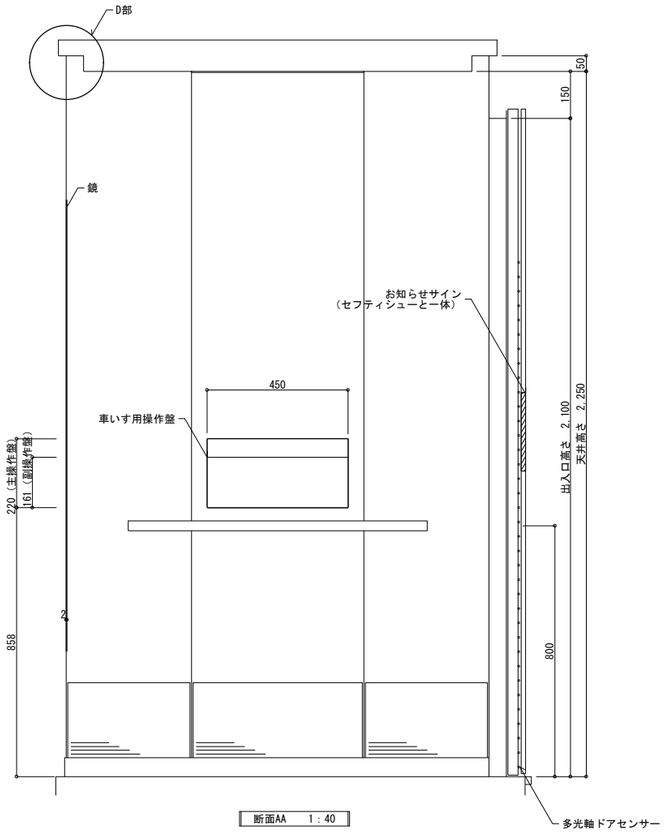

断面AA　1：40

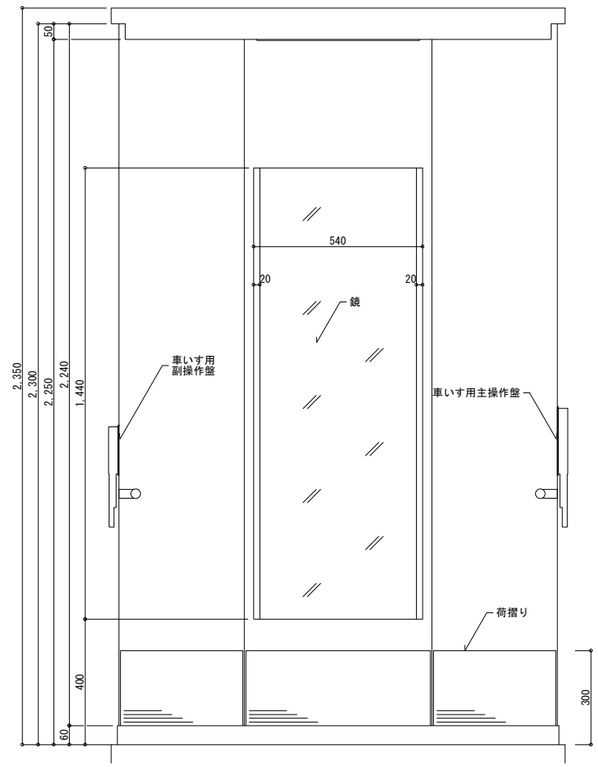

断面BB　1：40

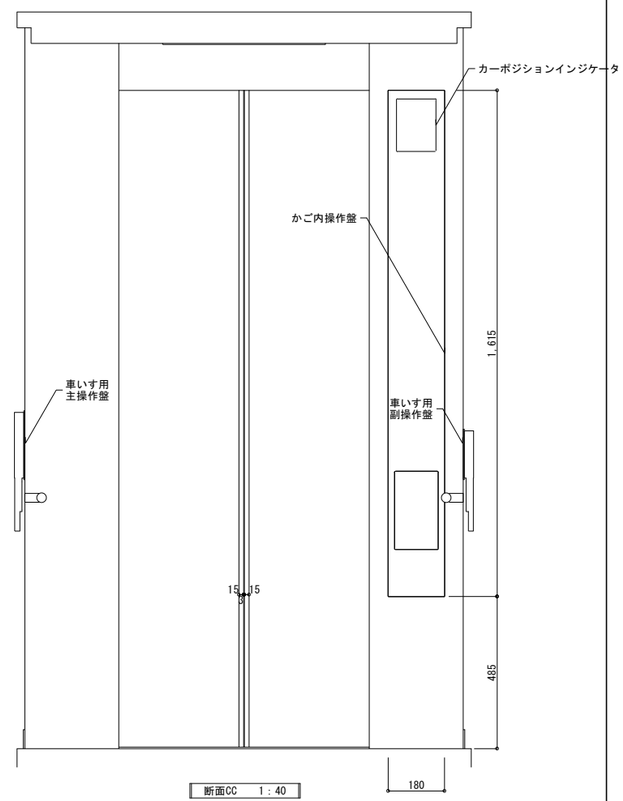

断面CC　1：40

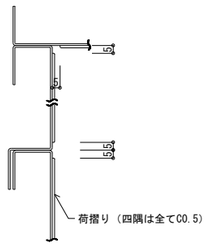

側板コーナー及び中間継目詳細　1：4

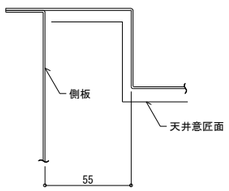

D部詳細　1：4

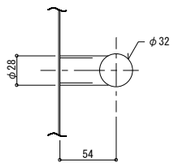

ハンドレール取付部詳細　1：6

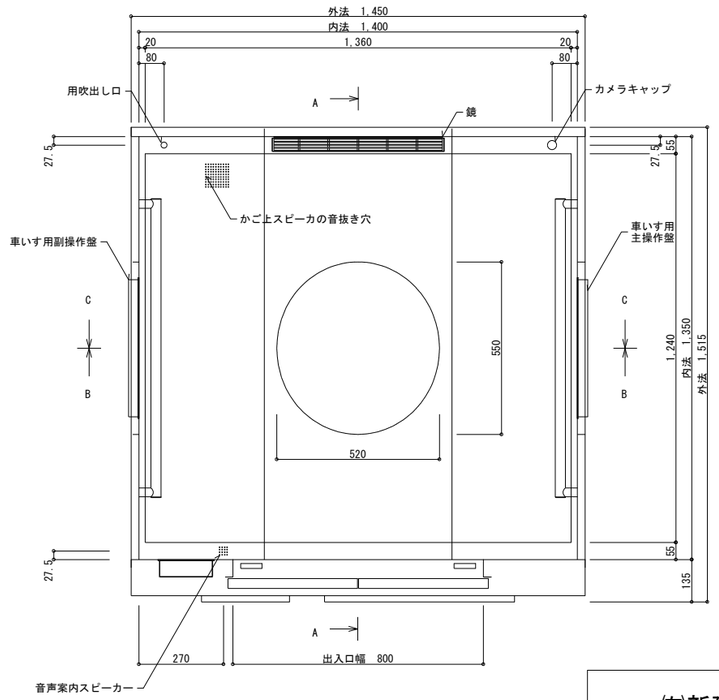

品　名	仕　様
前側板，出入口上部枠	化粧鋼板
幅　木	化粧鋼板（アルミナムシルバー）
側板，戸	化粧鋼板
天井	化粧鋼板
照　明	乳白色アクリルカバーLED照明 （天井照明色：白色）
停電灯	LED
換　気	ファン
床	樹脂タイル（2T）
敷　居	ステンレス製
鏡	ステンレス鏡面（両脇ヘアライン仕上）
ハンドレール	ステンレスパイプ（ヘアライン仕上）
光電装置	多光軸ドアセンサー（お知らせサイン付）
天井換気ルーバー， カメラキャップ	ABS樹脂
荷摺り	ステンレスヘアライン仕上（床から300mm）
付属品	車いす仕様付，視覚障がい者仕様付
	ひも挟まれ検知機能付 （3mm以上のひも検知仕様） （かご戸当り部にステンレスフォーミング目地付）
	乗り場側利用者検知機能付 かご戸袋引き込まれ低減機能付
	空気清浄機能付（イオン発生機能同等品）音声案内装置付
	非常放送・一般放送用スピーカー付
	かご側板保護マット付，かご床マット付

【参考図】

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事	
	ELV詳細図(3)　A3:1/4,6,40	A-36
	鹿児島市建設局建築部建築課	

撤去外構図　1：300

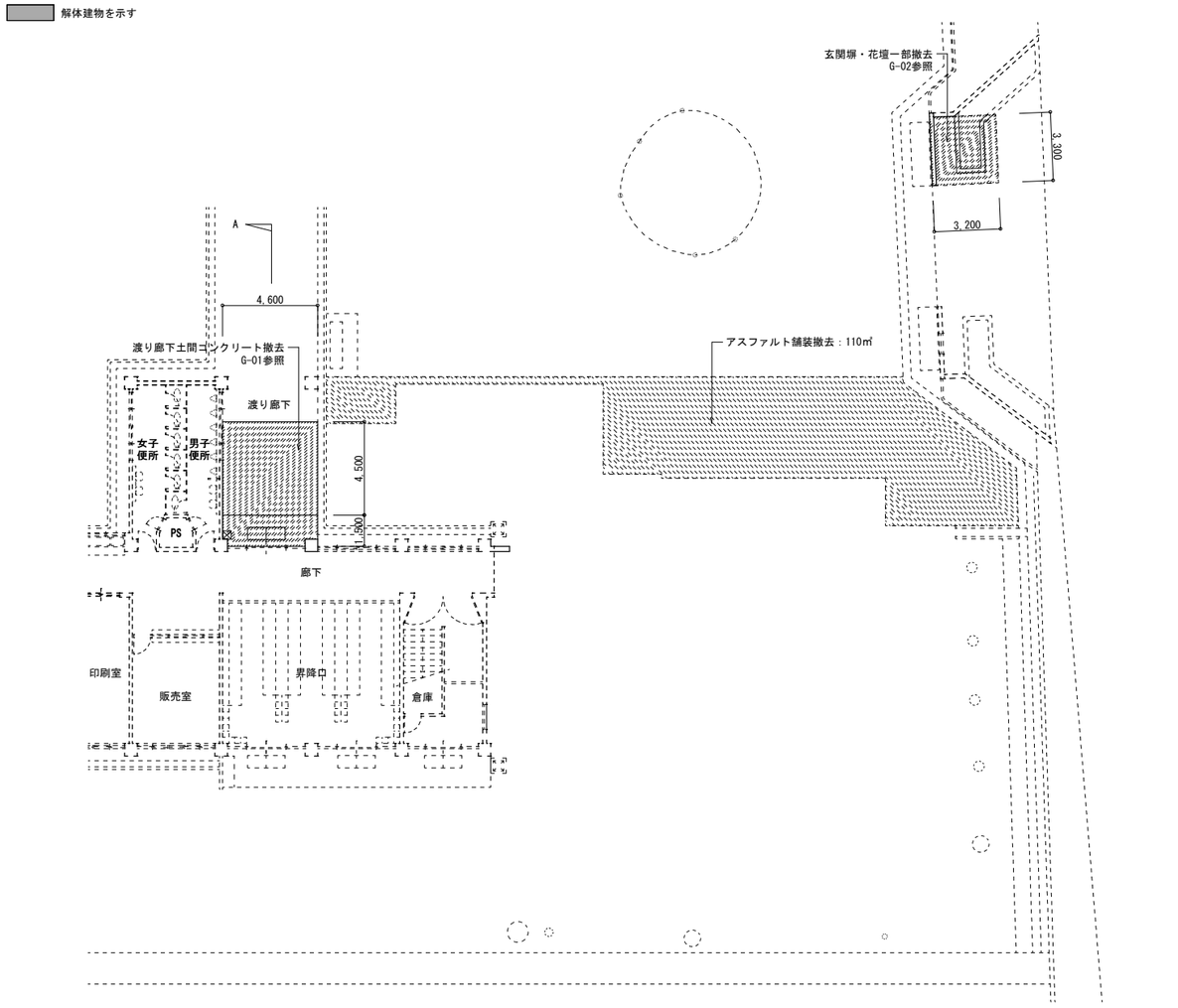

改修外構図　1：300

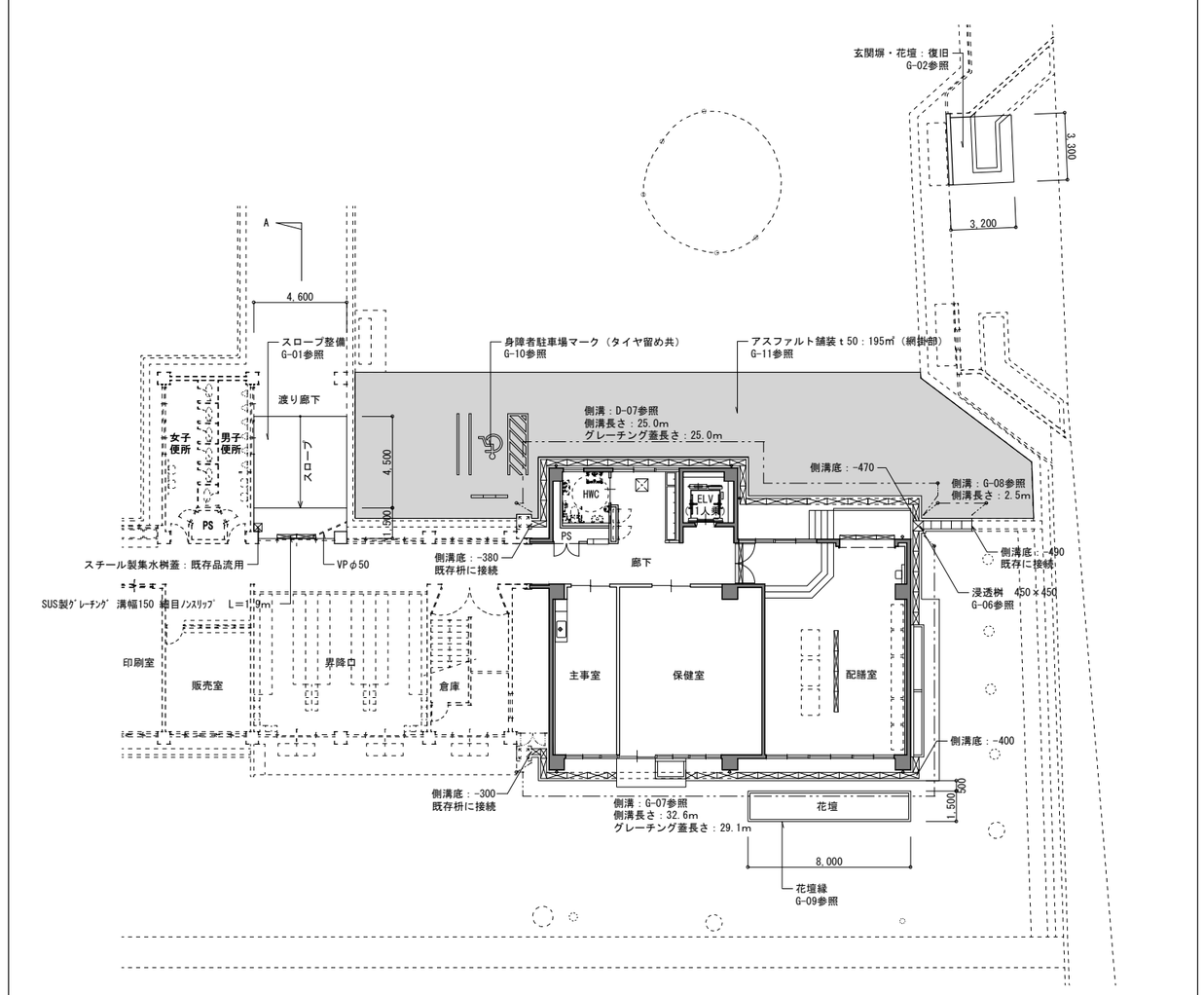

G-01　渡り廊下土間改修図（スロープ整備）　1：60

撤去外構図・改修外構図参照
改修範囲：4.6m×6.0m

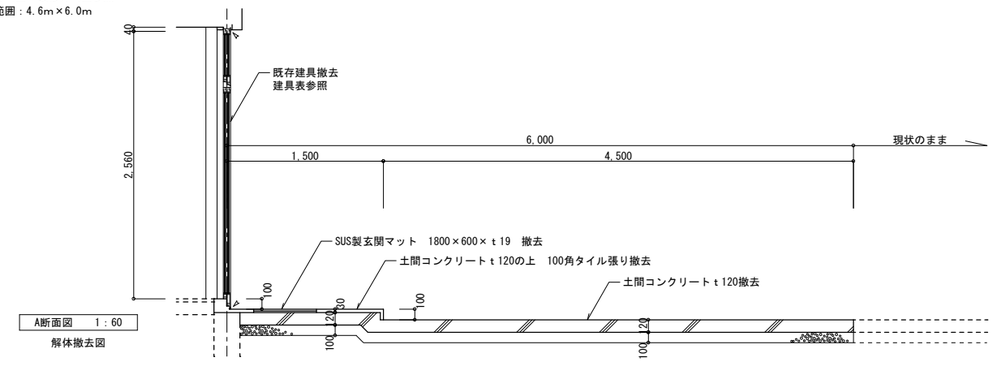

A断面図　1：60
解体撤去図

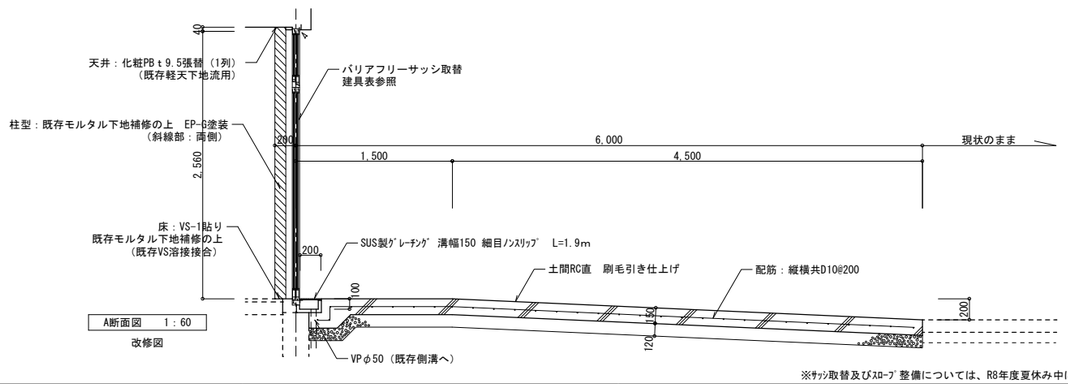

A断面図　1：60
改修図

※ｻｯｼ取替及びｽﾛｰﾌﾟ整備については、R8年度夏休み中に施工すること

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事 外構撤去改修図（1）　A3:1/60,300 鹿児島市建設局建築部建築課	A-37

G-02	玄関塀・花壇解体復旧図	1：60,100

建築工事に伴い、玄関塀・花壇の一部を解体し、建築完了後復旧する。
破線部は現況のままとする。

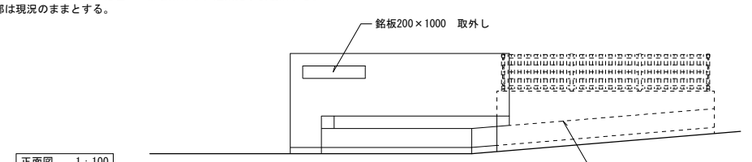

正面図　1：100

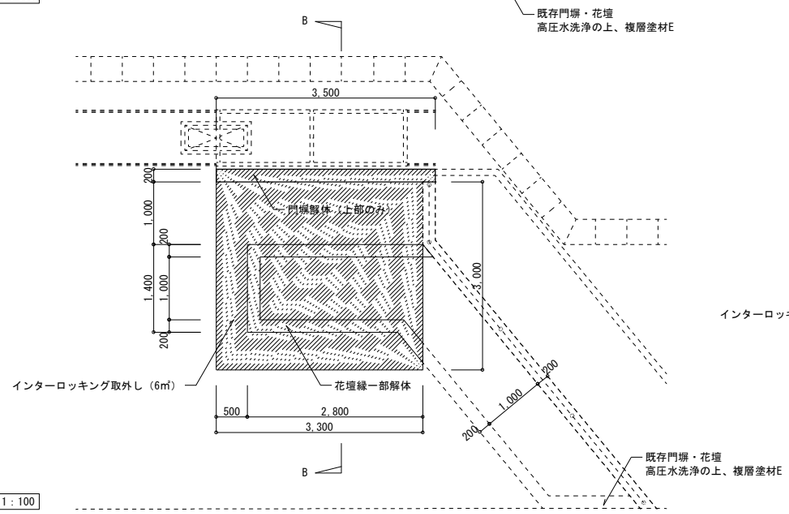

平面図　1：100

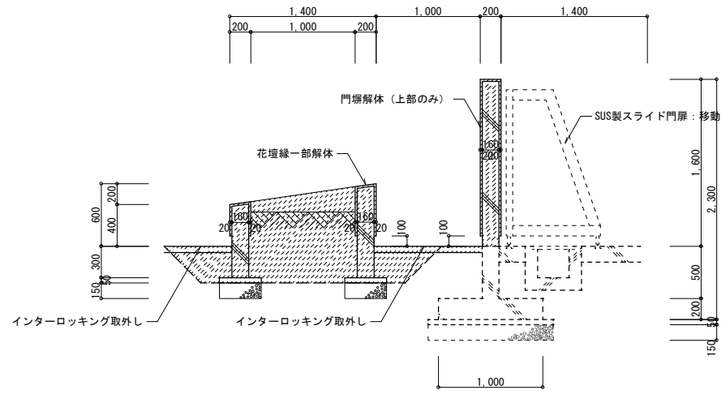

B-B断面図　1：60
解体撤去図

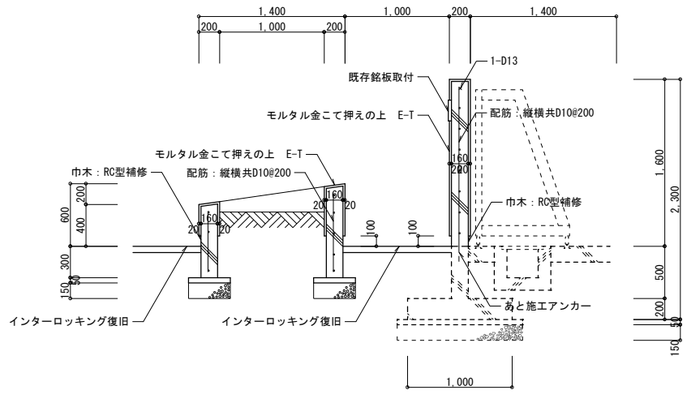

B-B断面図　1：60
復旧図

G-03	解体花壇縁	1：40

撤去外構図参照
10m×3.8m
その他：樹木撤去

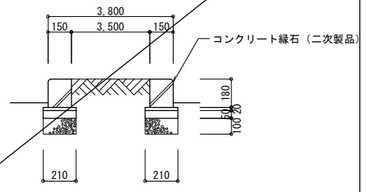

G-04	解体花壇縁	1：40

撤去外構図参照
3m×2m
その他：樹木撤去

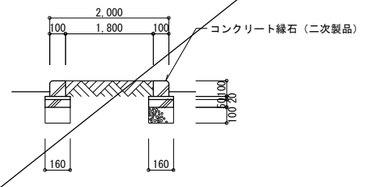

G-05	解体花壇縁	1：40

撤去外構図参照
10m×1.5m
その他：樹木撤去

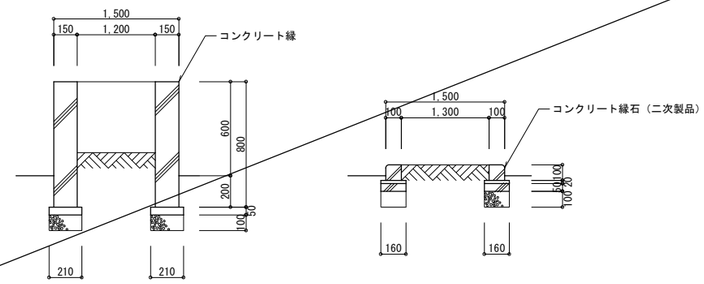

G-06	浸透桝：新設	1：40

改修外構図参照
1ヶ所

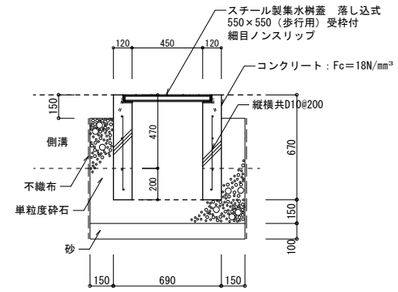

G-07	側溝：新設	1：40

改修外構図参照
側溝長さ：57.6m
グレーチング蓋長さ：54.1m

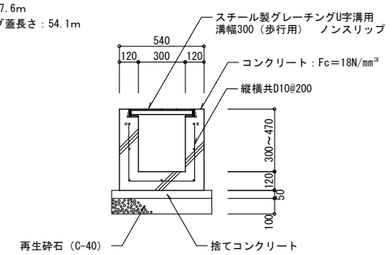

G-08	側溝：新設	1：40

改修外構図参照
側溝長さ：2.5m

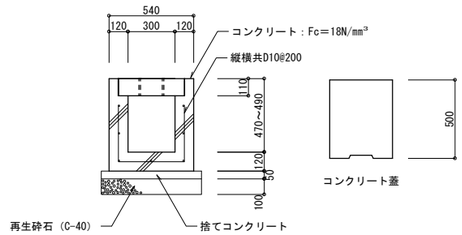

G-09	花壇：新設	1：40

改修外構図参照
8.0m×1.5m

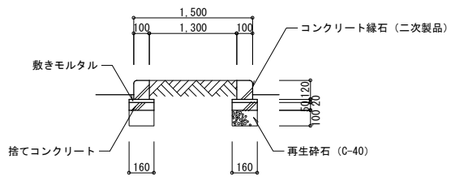

G-010	駐車区画ライン	1：100

改修外構図参照
1ヶ所

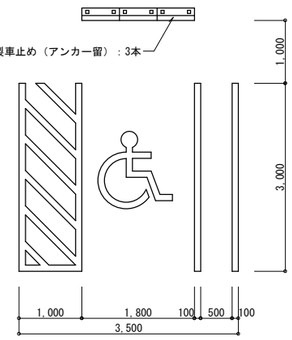

G-11	密粒度アスファルト舗装	1：20

改修外構図参照
195㎡

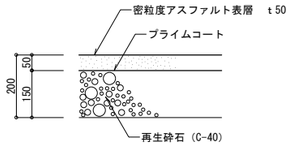

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事	
	外構撤去改修図（2）	A3:1/20,40,60,100
	鹿児島市建設局建築部建築課	A-38

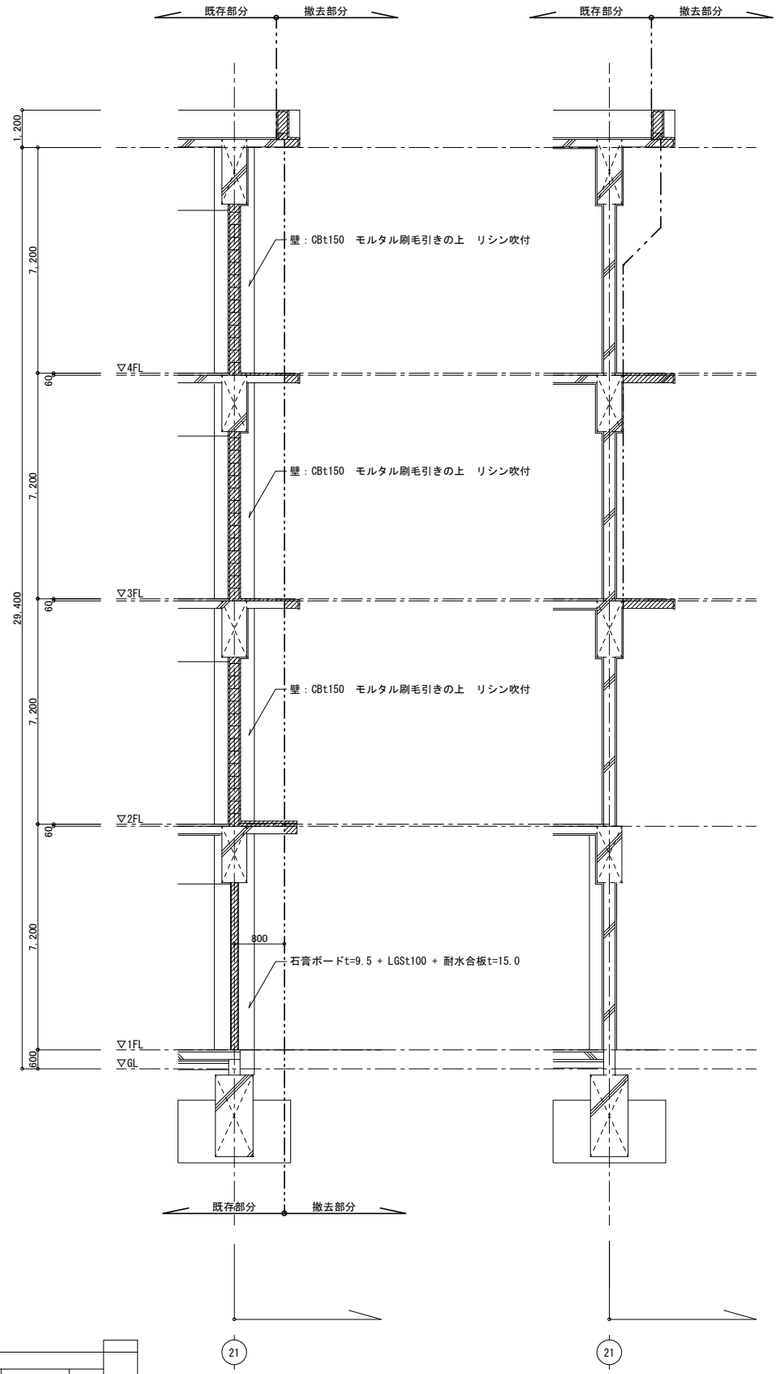

A矩計図　1：100

B-B矩計図　1：100

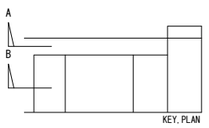

解体撤去範囲を示す

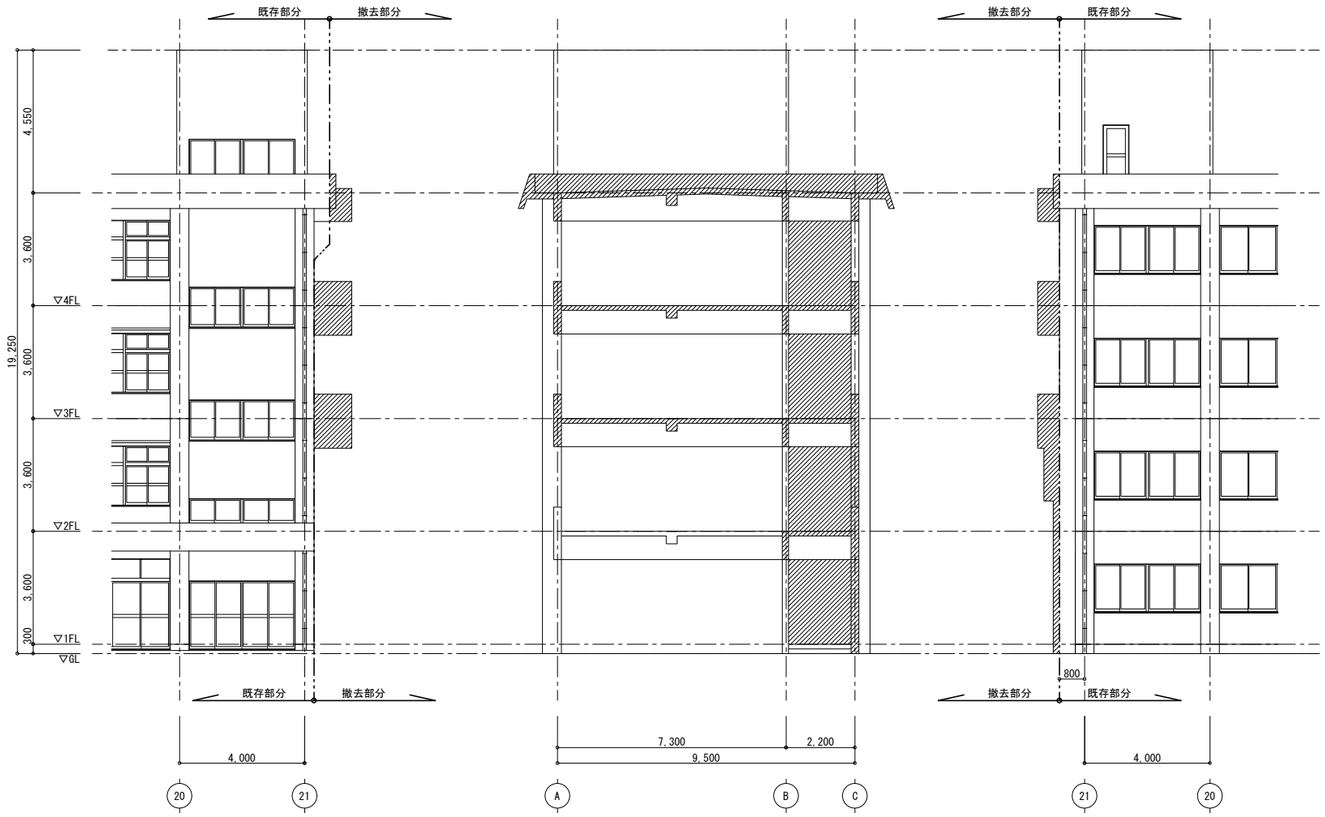

南側立面図　1：200

東側立面図　1：200

北側立面図　1：200

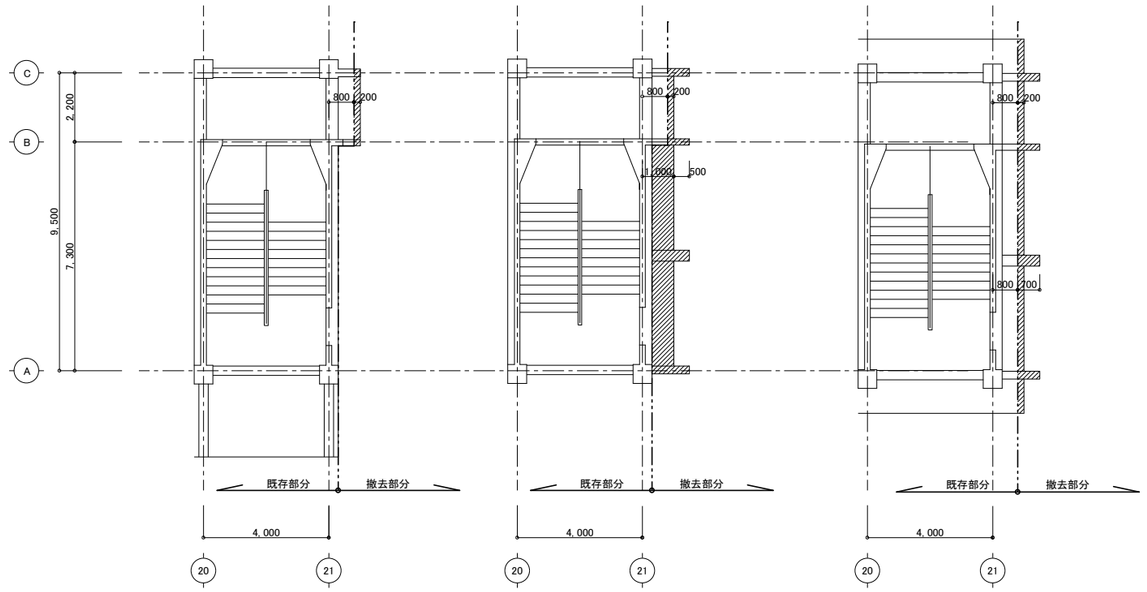

2階伏図　1：200

3・4階伏図　1：200

R階伏図　1：200

㈲新建築設計事務所 一級建築士　第　123921　号 黒木　博幸	吉野東中学校校舎増築その他本体工事	
	解体部分矩計図、立面図、床伏図	K-01
	鹿児島市建設局建築部建築課	